

平成27年第1回奈井江町議会定例会

平成27年3月9日（月曜日）
午前10時00分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議長諸般報告
 - 1. 会務報告
 - 2. 議会運営委員会報告
 - 3. 委員会所管事務調査報告
 - 4. 例月出納定例検査報告
- 第4 行政報告（町長、教育長）
- 第5 付託議案第1号 奈井江町第6期まちづくり計画基本構想について
- 第6 報告第1号 奈井江町高齢者福祉計画の策定について
- 第7 報告第2号 奈井江町障がい者福祉計画の策定について
- 第8 議案第1号 平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）
- 第9 議案第2号 平成26年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第3号 平成26年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第4号 平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第5号）
- 第12 議案第5号 平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第6号 平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第7号 平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）
- 第15 議案第15号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第19号 特別職の給与の臨時措置に関する条例
- 議案第16号 奈井江町老人福祉療養施設条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育

料に関する条例

議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町屋内体育センター、奈井江町農業構造改善センター）

議案第8号 平成27年度奈井江町一般会計予算について

議案第9号 平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について

議案第10号 平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第11号 平成27年度奈井江町下水道事業会計予算について

議案第12号 平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

議案第13号 平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について

議案第14号 平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について

第16 請願第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願書

第17 請願第2号 農協関係法制度の見直しに関する請願書

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤共子	2番	石川正人
3番	三浦きみ子	4番	大矢雅史
5番	森岡新二	6番	森繁雄
7番	笹木利津子	8番	森山務
9番	鈴木一男	10番	堀松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北	良治										
副町	長	三本	英司										
教	育	長	萬博文										
会	計	管	理	者	篠田	茂美							
ま	ち	づ	く	り	課	長	相澤	公					
く	ら	し	と	財	務	課	長	小澤	克則				
ふ	る	さ	と	振	興	課	長	碓井	直樹				
お	も	い	や	り	課	長	馬場	和浩					
ま	ち	な	み	課	長	大津	一由						
健	康	ふ	れ	あ	い	課	長	小澤	敏博				
や	す	ら	ぎ	の	家	施	設	長	表	久義			
教	育	次	長	山	崎	静							
く	ら	し	と	財	務	課	長	補	佐	秋	葉	秀	祐
教	育	委	員	長	堀	美	鈴						

農業委員会会長 大関光敏
代表監査委員 中野浩二

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 岩口 茂
庶務係長 栗山 ひろみ

(10時00分)

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員10名で定足数に達しておりますので、平成27年奈井江町議会第1回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番大矢議員、5番森岡議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から20日までの12日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から20日までの12日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(10時02分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。

第1回の定例会、出席大変ご苦労さまでございます。

本定例会までに議会運営委員会を開催致しておりますので、ご報告を申し上げます。

委員会開催日、調査事項、調査内容の順でご報告を申し上げます。

委員会開催日平成27年1月29日。

調査事項は第1回臨時会に関する議会運営について。

調査内容は、①会期及び議事日程について、②まちづくり計画の審議について。

委員会開催日平成27年3月2日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営について、調査内容、①奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)についてです。

委員会開催日平成27年3月3日、調査事項は、第1回定例会に関する議会運営について、調査内容、①会期及び議事日程について、②議案審議について、③総括質問について、④町政一般質問について、⑤予算審査特別委員会の設置について、⑥請願、意見案、陳情等の取り扱いについて、⑦会議案、調査等について、⑧要請等についてです。

以上、議会運営委員会を開催しておりますので、報告とします。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時04分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

定例会出席、大変にご苦労さまでございます。

平成26年第4回定例会におきまして付託されました調査事項の調査を終了しておりますのでご報告を申し上げます。

委員会開催日平成27年1月23日、調査事項、調査第1号「学校経営及び中学校耐震補強工事の実施状況について（現地調査含む）」

教育次長、総務学校教育係長の出席を求め現地調査を実施し、提出された資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容は、1. 学校経営の方針については、教育目標、課題と改善策、教職員、児童生徒数等であります。

2. 学校評価については、職員、保護者、児童生徒アンケートについてであります。

3. 進路状況について。

4. 奈井江中学校耐震補強工事の実施状況についてです。

資料は別紙のとおりであります。

意見・要望としまして、学校評価においては、両校とも児童・生徒、保護者からの評価は概ね良好であり、学力の向上においても、評価・改善・具体的方策を示しながら学校全体での取り組みが行われているなど、努力しているところである。

学校経営においては、確かな学力、自己肯定感を高めることなどは、教師の力量・資質向上が求められる。今後更に、家庭、教育委員会と共に連携し、信頼される学校づくりに努力願いたい。

小中学校における耐震改修の取り組みが、本年度をもって完了した。引き続き、より良い教育環境の整備に向け努力願いたい。

学校側のご理解をいただき奈井江商業高校の視察を行った。

高校の存続では、同校においても特色ある学校づくり、生徒確保への努力がなされているところであり、本町の支援の拡充と共に大いに評価するものである。

今後とも学校等との連携を図り、支援が継続されるよう努力願いたいというものであります。

次に、委員会開催日平成27年1月28日、調査事項、調査第2号「農業・林業事業について」

ふるさと振興課長、農政主幹、農政係長、農政係主査の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行い検討しました。

調査内容は、農林水産業費各項目ごとの事業概要については、産地ブランド確立支援事業、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要、多面的機能支払い制度の概要、中山間地域等直接支払制度の概要、環境保全型農業直接支払制度の概要、日本型直接支払制度、経営所得安定対策等の概要についてであります。

資料は別紙のとおりです。

意見・要望としまして、本町における、農業・林業の事業全般にわたり、国の制度を含めて事業の概要等について説明を受けた。

農業を取り巻く情勢の変化や課題に的確に対応し、良質米生産、産地ブランド化、農業生産を支える土地改良事業などの取り組みが行われてきたことは、大いに評価するものである。

今後においても、国の農政改革が進む中、農業者をはじめ関係機関・団体と連携して、本町農業の振興に向けた取り組みについて引き続き努めていただきたいというものであります。

次、委員会開催日平成27年2月17日、調査事項、調査第3号「子ども・子育て支援事業計画及び認定こども園の管理運営について（現地調査含む）」

おもいやり課長、認定こども園所長、子育て支援係長の出席を求め現地調査を実施し、提出された資料の説明を受け質疑を行い検討した。

調査内容は、1. 奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第1期）素案について。

2. 認定こども園については、奈井江町保育の状況、こども園入所状況、職員の配置状況、平成26年度認定こども園保育料、一時保育（利用案内と利用者数）、特色ある保育についてであります。

資料は別紙のとおりです。

意見・要望としまして、人口減少と少子化が進む中、子育て対策は重要な課題である。

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て会議」において検討がなされ、アンケート結果や保護者、関係機関の意見を充分反映した内容であり、計画の推進について期待するものであります。

認定こども園では、保護者の就労実態等を捉え、新年度から開園時間の延長が予定されたことは評価するものであります。

今後においても、利用者ニーズや、園児の生活リズム等を考慮した運営に努めていただきたいというものであります。

次に、委員会開催日平成27年2月17日、調査事項、調査第4号「障がい者福祉計画について」

おもいやり課長、福祉主幹の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行い検討しました。

調査内容は、奈井江町障がい者福祉計画第2期計画（素案）についてであります。

資料は別紙のとおりです。

意見・要望としまして、障がい者基本計画と障がい福祉計画を一体化した、障がい者福祉計画・第2期計画（素案）では、関係機関、障がいのある人等で構成する、障がい者地域自立支援協議会において検討がなされている。

これまでの基本的な考え方を踏襲しつつ、当事者の意見も充分反映された計画となり、障がいのある人を主役とした支援体制が推進されるよう期待するものであります。

雇用と就労支援は、自立や社会参加に向けた重要な施策であり、今後においても、必要な支援が活用されるよう望むものであります。

以上で、まちづくり常任委員会の報告を終了致します。

4. 例月出納定例検査報告

(10時13分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告

(10時13分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第1回定例会、大変ご苦労さまでございます。

平成26年第4回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まちづくり課関係では、1月20日に、「第6期まちづくり計画町民意見交換会」を開催致しまして、区長・連合区長を始めと致しまして、まちづくり町民グループワーク、町民委員会のメンバーなど、60名を超える方々にお集まりを頂き、まちづくり計画の基本構想、前期実施計画案について説明を行うと共に、意見交換を行いました。

2月19日には、「まちづくり町民委員会」を開催致しました。

3カ年にわたる第3期委員会の最終日になった所ではありますが、新年度予算について

の意見交換を行った所であります。

次に、ふるさと振興課関係であります。1月31日、文化ホールの内外を会場に、商工会主催の「ないえ冬まつり」が開催されました。

奈井江商業高校の生徒さんたちも参加する中、特産品の販売や人間ばんばなど、各種イベントが行われたほか、ウェディング・セレモニーや管内でも初となります雪のステージを使ったプロジェクション・マッピングなど、町内外から訪れた千人の方たちを大いに楽しませたところであります。

以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

(10時15分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第1回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。

お手元でございます教育行政報告により、2点につきまして、ご報告を申し上げます。まず1点目でございます。

1月11日に開催をされました成人式でございます。

本年の該当者は、男性17名、女性30名、合わせまして47名であります。

その内、男性11名、女性26名、計37名が出席をし、北町長をはじめ、多数のご来賓のご臨席を賜り、厳粛のうちに式典を挙行致しました。

その後、ミニコンサートを開催を致しまして、成人をお祝いしたところでございます。第2点目でございます。

記載はございませんが、2月27日、北海道教育委員会より、道立高校入試出願の最終発表がなされたところでございます。

奈井江中学校におきましても、3年生、62名の生徒諸君が、私立高校を含めて、17の高等学校の入学試験に臨んだところであります。

生徒諸君全員が、希望に満ちた春を迎えられるよう、祈念するところであります。

奈井江商業高等学校の出願状況につきましては、情報処理科、定員40名に対し、出願者数が53名、1.3倍の出願率となったものでございます。

今後とも、高校側との連携を図りながら、魅力ある学校づくりに支援して参りたいと考えてございます。

町民各位並びに議員各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 付託議案第1号の上程・報告・討論・採決

(10時17分)

●議長

日程第5、付託議案第1号「奈井江町第6期まちづくり計画基本構想について」を議題と致します。

本件については、奈井江町第6期まちづくり計画に関する調査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書)朗読

●議長

奈井江町第6期まちづくり計画に関する調査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

奈井江町第6期まちづくり計画に関する調査特別委員長、9番鈴木議員。

(9番 登壇)

●9番

皆さん、改めまして、おはようございます。

奈井江町第6期まちづくり計画に関する調査特別委員会の審査結果について、ご報告致します。

結果につきましては、先ほど局長から申し上げましたとおり、付託されました奈井江町第6期まちづくり計画基本構想についての議案は、まちづくりのテーマ、3項目の基本目標、5項目の政策の大綱などについて、全会一致をもって可とすることに決定致しました。

更に、前期実施計画では、委員会の審議において、各委員から出されました提言や要望等について、充分検討され、これからのまちづくりに生かされるよう期待するものがあります。

今後、議会と致しましても、予算委員会、決算委員会、常任委員会等において、改めて検証を重ねて参る所存であります。

今委員会で出された提言・要望の中から抽出して、政策別に何点か申し上げます。

政策第1「安心して住みつづけるために」についてであります。

少子高齢化が急速に進展する中であって、今後とも人口減少傾向が予想され、定住対策が喫緊の課題であります。

個人住宅の建設支援策等において、拡充された取り組みを大きく期待するものであります。実施にあたり、若年・子育て世帯への助成や保育・教育などの子育て支援とリンクした多様な施策が十分活用されるよう、町内はもとより、近隣市町にも情報発信に努めて頂きたい。

次に、地域公共交通は、生活交通手段を確保するうえで大変重要な事業であります。町民の足として定着するよう、乗降実態等を捉えながら、本町に適した運行となるよう努めて頂きたい。

次に、空き家の管理が課題となっていることから、今後示される国のガイドライン等により、実態に応じた空き家対策の実施に向け検討願いたい。

次に、クリーンなまちづくりでは、近年1人当たりのごみ排出量が増加傾向にあり、特に可燃ごみ減量や分別を一層進めるため、引き続き広報活動等に努めて頂きたい。

次に、地域の安全と地球環境へ配慮した、防犯灯・街路灯のLED化更新事業について、環境負荷の軽減、維持管理費の削減などからも事業の推進について努力願いたい。

政策第2「健康でいきいきと暮らすために」についてであります。

地域の安定した医療のために、先進的な砂川市立病院との病病連携をはじめ、広域的な連携による、医療体制やネットワーク化の構築など、新たな取り組みについて期待するものであります。

次に、高齢者がいつまでも安心して暮らすために、地域に住む人が共に支えあう体制づくりが必要不可欠であり、虐待防止や権利擁護、認知症の方々を支える取り組みについて、一層充実されるよう願いたい。

政策第3「心豊かに学びつづけるために」についてであります。

町独自の35人学級の実施、体験農園事業、認定こども園からの英語体験など、特色ある教育が一層充実されるよう期待するものであります。

奈井江商業高校の存続は、当町においても重要課題の一つであります。引き続き、子ども達にとって魅力のある学校づくりに支援が継続されるよう取り組んで頂きたい。

政策第4「活力ある産業の推進のために」についてであります。

農業は、地域経済を支える基幹産業であり、持続的な発展をしていくことが大切です。このため、環境保全型農業、作業の効率化に向け、今後、講じられる施策のもと、産地競争力のある農業づくりの推進に向けて努力願いたい。

次に、多機能型交流施設については、農協、商工会、町の3者で事業協定が結ばれて、中心市街地の活性化に資する取り組みが継続的に展開されることを期待するものであります。

政策第5「地域に根ざしたまちづくりのために」についてであります。

世代間の交流促進など、みなクルを活用したコミュニティカフェの開設では、様々な波及効果が見込まれ、新たな取り組みを期待するものであります。

次に、行政情報の積極的な公開では、広報誌、ホームページのほか、様々な発信方法の充実について検討願います。

次に、公共施設等総合管理計画においては、施設の長寿命化や維持管理等、長期的視野に立った計画となることを期待するものであります。

行財政の運営にあたっては、地方交付税等が減少し、社会保障費等が増加しております。特に、各企業会計においては、介護報酬等の削減が見込まれており、さらに厳しさが増すことが危惧されることから、今後とも、住民の理解と共に、情報共有を図り、効率的な行財政運営に努めて頂きたい。

以上が、奈井江町第6期まちづくり計画に関する調査特別委員会の審議の概要であります。引き続き、「おもいやり明日へ」をテーマとし、町民と一体となったまちづくりを進めるため、本町の基本理念であります「町民と協働のまちづくり」が更に進みますよう期待し、特別委員会の報告と致します。

●議長

付託議案第1号「奈井江町第6期まちづくり計画基本構想について」討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

付託議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第6 報告第1号の上程・報告・討論・採決

(10時27分)

●議長

日程第6、報告第1号「奈井江町高齢者福祉計画の策定について」を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会のご出席ご苦労さまでございます。

議案書の1頁をお開き下さい。

報告第1号「奈井江町高齢者福祉計画の策定について」

平成27年度から平成29年度までの3年間の奈井江町高齢者福祉計画を策定したので、次のとおり報告する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

別冊でお配りをしてございますが、概要について、担当課長から説明させますので、よろしくお願い致します。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

改めまして、おはようございます。

第1回定例会ご出席、大変、お疲れさまでございます。

それでは、報告第1号、奈井江町高齢者福祉計画の内容につきまして、別冊でお配りしております「奈井江町高齢者福祉計画書」により、計画の概要をご説明申し上げます。

まず、1頁目をご覧ください。

「第1章 基本的な考え方」の「第1節 計画策定の趣旨」であります。医療・保健・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進とともに、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、本町の実情に応じた認知症支援などの充実、医療と介護の連携強化、高齢者自らが担い手として活躍できる生活支援サービスの充実などを推進していくことを、本計画で策定するものであります。

「2. 法令等の根拠」につきましては、老人福祉法並びに介護保険法の各規定に基づき、高齢者福祉事業と介護保険事業を一体的に取り扱った内容となっており、空知中部広域連合が策定を致します「第6期介護保険事業計画」との整合性を図りながら策定を行ったものであります。

2頁目をご覧ください。

「3. 計画作成の時期、期間及び見直し時期」であります。本計画につきましては、第6期計画と致しまして、平成27年度から29年度までの3年間の計画であります。団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、奈井江町地域包括ケア計画としても策定を致します。

また、見直しの時期につきましては、平成29年度とし、平成30年度から32年度までの次期計画を作成する予定であります。

「第2節 計画策定の目指す方向」の「2. 基本方針」につきましては、3頁にわたりますが、「要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態となることを予防」「住み慣れた地域での継続した生活の実現」「ニーズに応じた多様な住まいの確保」「一人ひと

りの状態に応じた適切なサービスの提供」「高齢者の積極的な社会参加」「高齢者の権利擁護」の6項目を計画策定の柱として進めることとしております。

4頁目をご覧ください。

「第2章 高齢者の現状と推計」では、国勢調査等による「人口推移」を、5頁から7頁にわたっては「要介護認定者数の推移」、「サービス利用者の推移」など、平成37年までの数値を各種統計資料をもとに推計しております。

8頁目をご覧ください。

「第3章 サービス提供の現状と推計」では、第1節と致しまして介護保険給付対象サービスの現状と推計を18頁までにわたり記載しております。

24年度から26年度までの3年間の介護保険サービスの推移の中では、介護保険制度の定着化と合わせまして、在宅の要介護者が増加傾向にあり、在宅サービスについては、訪問介護、通所介護を中心に増加傾向にあります。

今後の推計と致しましては、在宅サービスを中心として進められることが予測されますので、利用者の増加を見込んでおります。

この中で、8頁の訪問介護と10頁の通所介護、それと14頁目の介護予防支援のそれぞれの予防給付サービスにつきましては、介護保険制度改革によります介護予防・日常生活支援総合事業と致しまして本年10月に移行し、今後重要となる生活支援サービスなどとの一体的な提供づくり、基盤づくりに、町が主体となって取り組んで参ります。

飛びまして、19頁をご覧ください。

「第2節 介護保険給付対象外サービスの状況」では、22頁にわたりますが、福祉、保健サービスから生涯学習、社協事業、老人クラブ等の自主事業までに至る様々な取り組みについてその方向性を記載しております。

23頁をご覧ください。

第4章「地域支援事業の推進」につきましては、図でお示ししているとおり、制度改革によります地域支援事業の充実が図られました。

新たな介護予防・日常生活支援総合事業と致しまして、それぞれの地域の実情に応じた多様な主体によるサービス提供が可能となるよう新しい介護予防・生活支援サービス事業として細分化されたこと、現行の1次予防と2次予防事業が、一般介護予防事業として統一されたこと、包括的支援事業に在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が加えられたことであります。

25頁にわたりますが「2の介護予防事業」では、保健センターで現在取り組んでおります健康づくり事業を中心に一般介護予防事業として実施致します。

25頁をご覧ください。

「3の新総合事業」では、先ほどご説明致しました新たな介護予防・日常生活支援総合事業について記載をしております。

26頁をご覧ください。

29頁にわたりますが、(4)新総合事業の実施と致しまして、①の介護予防・生活支援サービス事業を、ア.訪問型サービス、イ.通所型サービス、ウ.その他生活支援サービスを柱として進めて参ります。

29頁をご覧ください。

31頁にわたりますが「4. 包括的支援事業」では、地域包括支援センターを中心と致しまして、機能をより充実し、関係機関との連携体制を強化しながら事業を進めて参ります。

31頁目の「5. 任意事業」につきましては、桜ヶ丘団地で実施しております「シルバーハウジング」入居者への生活援助員による安否確認等の事業を引き続き位置づけております。

32頁をご覧ください。

第5章では「介護保険給付費及び介護保険料の推計」について記載しておりますが、33頁にわたります奈井江町分の介護保険給付費の推計と、34頁、35頁では空知中部広域連合関係市町全体の推計に分け、記載しております。

36頁をご覧ください。

平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者に係る介護保険料につきましては、空知中部広域連合が、1市5町の介護保険対象サービスの推計費用額を合計し、国が定めるワークシートにより算出した結果、基準月額4,980円となったところであります。

現行4,590円に対しまして390円の増となったところであります。

その主な要因と致しましては、サービス量の見込み増や第1号被保険者保険料負担率が21%から22%に変更となったことなどによる増額の要因に対しまして、介護保険準備基金の充当、介護報酬のマイナス改定による減額調整を図りながら、基準月額を算定したところであります。

40頁目をご覧ください。

第6章の「計画推進のための具体的な取り組み」の第1節 主な取り組み事項では、45頁にわたりますが、「1つ目と致しまして介護サービス提供体制の充実」「2つ目と致しまして認知症高齢者支援対策の推進」「3つ目と致しまして医療と介護の連携」「4つ目と致しまして高齢者の居住に係る施策との連携」「5つ目と致しまして生活支援体制の整備」「6つ目と致しまして介護予防の推進」「7つ目と致しまして高齢者の社会参加・生きがいの推進」の7項目に分け、それぞれの課題と具体的な取り組みについて記載しております。

47頁では、第2節 計画の推進管理、第3節 総合相談、苦情相談、広報体制について記載しております。

以上、高齢者福祉計画の概要につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば、許します。

鈴木議員。

●9番

只今、課長から内容について、概要について説明がありました。

私はこの中で、内容について、どうのこうのではありませんけれども、今回、報告の第2号では障がい者福祉計画、そして、議会提出ではなくて、議員提出に対して、子ども・子育て支援事業計画というようなものも今回あるわけなんですよ。

その中で、今ほどの説明の一番後段で、第2節、計画の推進管理という表記の中で、他の計画書を見ますと一番分かりやすいのが、先ほど申し上げましたように、子ども・子育て支援事業計画、この中で、計画の推進、並びに進行管理ということで、表記としましては、PDCAサイクルに基づいて、点検をやって新しい事業に向けていくというような子ども子育て計画の中で、表記されているんですが、私とすれば、この表記は非常に分かりやすく、良い表記でないかなというふうに思っております。

したがって、横の連携を取りながら、おもいやり課、健康ふれあい課、そして教育委員会の今の計画ですけれども、このような形で分かりやすい方向で、表記して差し支えないんでないかと思っておりますけれども、出来ればお願いも含めて説明を頂きたいと思っております。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の鈴木議員のご質問ということ、意見ということで、お伺いをしてございますが、この高齢者福祉計画につきましても、お話の通り、子育て支援等々の計画と同じように、PDCAサイクル、これは非常に重要なことだというふうに考えておりました、それぞれこの計画に基づいた事業をそれぞれ計画をし、実行をし、その中で、評価をする、その上でまたより良いものに取り組んでいくということが基本となつてございますので、他の計画と同じように、この計画につきましてもそのサイクルを取り入れながら、進めていかなければならないということが一つと、もう一つはやはり他の計画との整合性というものも、当然大事なことになって参ります。

この計画の中にも私どもの担当する事業以外の教育委員会、おもいやり課等々の事業も含んでございますので、その分につきましても、十分、他の課との連携を取りながら、進めて参りたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

他に質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

報告第 1 号を報告済みと致します。

日程第 7 報告第 2 号の上程・報告・討論・採決

(10時42分)

●議長

日程第 7、報告第 2 号「奈井江町障がい者福祉計画の策定について」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 2 頁をお開き下さい。

報告第 2 号「奈井江町障がい者福祉計画の策定について」

奈井江町障がい者福祉計画を策定したので、次のとおり報告する。

平成 27 年 3 月 9 日提出、奈井江町長。

本計画につきましては、障がい者基本法第 11 条第 3 項に基づく、市町村障がい者基本計画の第 3 期計画であり、同条第 8 項の規定に基づき、議会に報告をしようとするものであります。

担当課長に概要について説明させますので、よろしくご承認をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

改めまして、おはようございます。

第 1 回定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、報告第 2 号、奈井江町障がい者福祉計画についてご説明をさせていただきます。

別冊でお配りしております「奈井江町障がい者福祉計画書」をご覧願います。

まず、2 頁をお開き願います。

本計画の策定に当っては、「障がい者基本法」に基づきまして、障がい者の施策全般に渡る、基本的な事項を定める「障がい者基本計画」として、今回、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 カ年を第 3 期計画として定め、町議会に報告するものであります。

また、図右側の「障害者総合支援法」に基づき、サービス見込み量を推計し、数値目標を具体的に規定した「障がい福祉計画」につきまして、今回、第 4 期計画としていたるところでございます。

このように、それぞれ、法律で策定が義務づけられております「障がい者基本計画」

と「障がい福祉計画」の二つを「奈井江町障がい者福祉計画」として一体化した計画でございます。

この計画は、国、北海道の関連計画との整合並びに、「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」の考えを取り入れながら、「第6期まちづくり計画」との整合を図りながら、「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」において協議を進めてきたところでございます。

5頁をお開き願います。

5頁に移りまして、第2章では、町の人口推移を記載しているところでございます。

7頁目をお開き頂きたいと思えます。

7頁目以降につきましては、障がいのある人の状況について、過去5カ年の推移をまとめているところでございます。

続きまして、12頁に移らせて頂きますが、第3章 障がい者基本計画においては、基本理念を「障がいのある人もない人も住み慣れたまちで、共に安全で安心して暮らすまちづくり」と定め、障がいに対する理解、誤解や偏見の解消、差別や虐待がなく、一人一人の権利が尊重される、まちづくりの実現を目指すものとしております。

13頁、第2節では、この計画の基本的方向として、4つの基本目標を定めているところでございます。

15頁から26頁に渡りましては、第4節で、この基本目標に基づく、4つの施策の推進でございます。

1の、「平等と人権尊重」では、まちづくりのパートナーとして全ての人の平等、人権尊重を基本としているところでございます。

16頁に移りまして、2、「理解と権利擁護」では、障がいへの理解を高めるための広報、交流機会の促進、権利擁護の取組みを、18頁に移りますが、18頁の3、「協働と共生」では、安全で安心して暮らすための、生活環境の整備、保育・教育、保健医療の充実などの取組みを記載しております。

23頁をご覧下さい。

4、「自立と参加」では、雇用と就労支援、障がい福祉サービス、交流機会の促進などにつきまして、推進策を示したところでございます。

ここまでが、障がい者基本法に基づきます「障がい者基本計画」となっております。続きまして、27頁をご覧願います。

第4章では、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」であります。

29頁をお開き願います。

第2節では、障がいサービス提供体制の現状と実績を記載しているものでございます。

31頁に移りますが、2 計画の達成状況では、過去3カ年の計画量と実績量並びに平成26年度の見込み量をまとめたところでございます。

少し飛びまして、37頁、第3節では、第4期計画推進のための基本的事項と致しまして、計画の基本理念につきまして、北海道の計画との整合を図りながら、3点にまとめたところでございます。

この基本理念に基づきまして、下段の計画推進の基本方針では、障がい福祉サービス

に関する基本的な考え方として、38頁になりますが、サービス基盤、就労の促進、相談支援体制などの考え方を示しているところがございます。

39頁をご覧ください。

3では、平成29年度における、目指すべき数値目標の設定を示しているところがございます。

40頁に移りまして、第4節では、平成29年度までの3カ年のサービスの見込み量について、年度別に推計したものでございます。

少し飛びまして、45頁になりますが、第5節では、サービス見込量の確保の方策について、事業者への情報提供や、居住の場の確保、46頁には、地域生活支援事業、相談支援体制などについての方策を示したところがございます。

なお、48頁目以降につきましては、参考資料と致しまして、協議会の設置要綱等を添付したところがございます。

以上、「奈井江町障がい者福祉計画」について、報告させて頂きました。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第2号を報告済みと致します。

ここで若干の休憩をはさみたいと思います。

11時00分まで暫時休憩と致します。

(休憩)

日程第8 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時00分)

●議長

日程第8、議案第1号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の3頁をお開き下さい。

「平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）」

平成26年度奈井江町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,101万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,957万3千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款町税5,040万3千円を追加し7億9,599万3千円、10款地方交付税218万円を追加し22億8,983万3千円、11款交通安全対策特別交付金60万円を減額し0円、12款分担金及び負担金279万8千円を追加し2,779万1千円、13款使用料及び手数料92万8千円を追加し1億1,594万9千円、14款国庫支出金982万5千円を減額し2億6,415万2千円、15款道支出金781万2千円を減額し3億2,765万9千円、16款財産収入25万円を追加し1,292万3千円、17款寄付金62万3千円を追加し1,580万7千円、次の頁、18款繰入金8,388万9千円を減額し2億143万円、20款諸収入37万3千円を減額し1億653万円、21款町債3,570万円を減額し3億1,483万8千円、歳入合計8,101万7千円を減額し46億8,957万3千円。

次の頁。

歳出、1款議会費25万円を減額し4,253万2千円、2款総務費745万7千円を追加し3億2,220万6千円、3款民生費6,608万3千円を減額し8億7,381万1千円、4款衛生費167万5千円を減額し6億9,406万3千円、6款農林水産業費745万9千円を追加し2億8,420万6千円、7款商工費591万8千円を減額し9,152万2千円、8款土木費277万5千円を減額し5億6,700万4千円、9款消防費196万1千円を追加し1億2,095万5千円、10款教育費1,717万7千円を減額し2億155万3千円、次の頁、11款公債費375万1千円を減額し7億8,029万1千円、12款職員費26万5千円を減額し7億346万2千円、歳出合計8,101万7千円を減額し46億8,957万3千円。

第2表、繰越明許費、款、項、事業名、金額の順で申し上げます。6款農林水産業費、農地費の農業基盤整備促進事業で1,309万5千円、8款土木費、住宅費の公営住宅屋根改修工事で930万円。

第3表、地方債の補正、追加と致しまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げますが、町道13号東線（イ）歩道拡幅工事、1,250万

円を追加し1, 250万円。

普通貸借または証券発行4.0%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変更と致しまして、過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）であります、1, 250万円を減額し8, 920万円であります。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

一般会計補正予算（第8号）の概要についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、後に提案をさせていただきます、特別会計及び企業会計の補正予算も含めまして、事業費の確定などによる精査が主なものであります。

それでは、歳出から説明を申し上げます。

24頁をお開き下さい。

議会費では、旅費の精査により25万円を減額計上。

25頁の総務費では、その他一般行政に要する経費で、臨時資格者賃金などの精査により93万8千円を減額。

行政情報システムに要する経費では、自治体情報システム協議会負担金等の精査により200万5千円を減額。

26頁、開町70年事業に要する経費では、事業の確定による精査で35万8千円を減額。

28頁、まちづくり定住促進対策事業に要する経費では、事業の見込み精査により353万円を減額。

29頁、国際交流に要する経費では、旅費等の精査により142万6千円を減額。

30頁の、地域振興基金積立金では、ご寄附による積立金を追加計上したほか、利息分の積立の精査を行い34万5千円を追加。

32頁、選挙管理委員会に要する経費では、町長選挙、34頁の農業委員会委員選挙、35頁の衆議院議員選挙では、それぞれ事業費の精査を行いまして合わせて422万2千円を減額計上致しております。

37頁の民生費では、障がい者支援に要する経費で、扶助費等の見込み精査を行い3, 949万1千円を減額。

39頁の国民健康保険事業会計繰出金では、基盤安定負担金の確定により529万円を追加計上。

臨時福祉給付金に要する経費では、事業費の精査を行って332万5千円を減額計上致しております。

41頁の後期高齢者医療保険に要する経費では、基盤安定負担金の確定等により231万9千円を減額。

ひとり親医療給付事業に要する経費では、扶助費の見込み精査を行い194万円を減

額。

42頁の重度心身障がい者医療給付事業に要する経費では、同じく見込み精査により608万1千円の減額。

老人総合福祉施設事業会計繰出金では、がんばる地域交付金充当事業と致しました、ナースコール・ボイラー更新の事業費精査を行って257万8千円を減額計上致しております。

43頁の介護保険事務に要する経費では、空知中部広域連合への負担金の確定により593万4千円を減額。

下段の児童手当の支給に要する経費では、扶助費の見込み精査で228万円を減額。

44頁、子ども医療費助成事業に要する経費では426万2千円を減額。

45頁から46頁に渡りますが、認定こども園の管理運営に要する経費では、臨時保育士賃金、また需用費等の精査を行い135万9千円を減額計上致しております。

47頁の衛生費では、病院事業会計繰出金で、がんばる地域交付金充当事業と致しました、医療機器購入に係る繰出金等の精査で810万5千円を追加。

下段の一般成人病予防事業に要する経費では、各種がん検診委託料等の精査を行い199万5千円を減額。

48頁、その他予防事務に要する経費では、各種予防接種委託料の精査で344万円を減額計上致しております。

51頁のごみ処理に要する経費では、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金等の精査を行い114万5千円を減額。

一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費では、埋立地覆土委託料の精査を行って113万円を減額。

し尿処理に要する経費では、MICS事業負担金の精査を行い166万1千円を減額計上致しております。

次に、53頁の農林水産業費では、農業振興に要する経費で、国の補正予算に対応し、青年就農給付金事業に要する経費825万2千円を追加計上致しております。

54頁、道営土地改良に要する経費では、事業の見込み精査で209万6千円を減額。

石狩川下流左岸事業に要する経費では、農地等緊急保全整備事業に係る償還金の精査662万円を追加。

56頁、道営水利施設整備事業に要する経費では、本年度の事業確定による精査で469万6千円を減額。

農業基盤整備促進事業に要する経費では、事業量の精査を行い274万3千円を追加計上致しております。

58頁、商工費では、中小企業振興保証融資に要する経費で、利子補給交付金等の精査を行い167万3千円の減額。

59頁、交流プラザみなクルの管理運営に要する経費では、光熱水費等の精査で289万3千円を減額計上致しております。

次に、61頁の土木費では町道新設改良事業に要する経費で、町道19号東線（新生橋）改修工事等の事業費精査を行い325万5千円を減額。

62頁、防災に要する経費では、防災用備品購入費等209万1千円を減額。

64頁、下水道事業会計繰出金では、精査を行い527万円を減額。

65頁になりますが、公営住宅の建設・除却・改善に要する経費では、国の予算執行状況に対応し、平成27年度において予定をしておりました、みのり団地の屋根改修工事を前倒しすることとし、これと併せて精査を行い908万6千円を追加計上致しております。

66頁の消防費では、負担金の見込み精査で196万1千円を追加。

73頁、教育費では、公民館の管理運営に要する経費で、光熱水費、燃料費等の見込み精査により118万1千円を減額。

74頁、文化ホールの管理運営に要する経費では、ホールの大規模改修工事の一部の次年度延期や、光熱水費等の見込み精査を行い1,235万8千円を減額計上したところであります。

77頁の長期償還金利子では、見込精査で373万3千円を減額致しております。

次に、歳入について説明致しますので、10頁をお開き下さい。

町税の法人町民税では、製造業等の納付実績を踏まえた見込み精査を行い、町民税で4,765万8千円を追加計上。

11頁、地方交付税では、普通交付税の、国の補正予算による調整額の復活が行われたことによりまして218万円を追加。

分担金及び負担金では、学童保育利用者負担金、道営土地改良事業負担金などの見込み精査を行い279万8千円を追加。

14頁、国庫支出金では、15頁に渡りましますけれども、がんばる地域交付金793万3千円、社会保障・税番号システム整備費補助金457万円を追加計上。

下段にわたりますが、公営住宅整備に係る社会資本整備総合交付金で419万3千円を追加計上したほか、障がい者自立支援給付費等負担金の精査を行いまして合わせて982万5千円の減額計上であります。

16頁で18頁に渡りましますけれども、道支出金、青年就農給付金事業補助金825万円を追加、障がい者自立支援給付費の精査による合計で781万2千円の減額計上であります。

19頁、財産収入では、貸家・賃地料、基金運用収入などの精査で25万円を追加。

20頁の、寄附金では高石様、ふるさと納税で高野様ほか29名のご寄付62万3千円を追加しております。

繰入金、基金繰入金の地域振興基金繰入金では、農業担い手基金繰入金の精査で42万1千円を減額。

特別会計繰入金、国保健康保険事業会計繰入金では、肺炎球菌ワクチン予防接種助成費等の精査を行い30万3千円を追加計上しております。

諸収入では、21頁、児童福祉受託事業収入で保育所広域入所委託料の精査で71万6千円の追加。

道営換地計画受託事業収入では、事業の精査で78万5千円を減額。

22頁、重度心身障がい者高額医療収入、及び、ひとり親等高額医療収入などの見込

み精査で合計37万3千円を減額計上致しております。

町債では、各事業費の見込み精査を行い合計3,570万円の減額計上であります。

以上における歳入歳出の差1億422万4千円につきましては、歳入予算20頁中段にございます、財政調整基金繰入金8,377万1千円の減額を行ったほか、歳出予算30頁であります、財政調整基金に残りを積立てを行い、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

(11時18分)

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

森岡委員。

●5番

只今、説明がありました一般会計の補正予算ですけれども、2点、お尋ねします。

まず1点目は、39頁、歳出における老人福祉費の中の臨時福祉給付金に要する経費であります、332万5千円の減額ということでもありますけれども、これ確か、消費税が上がるにあたって、影響が特に大きいであろうという老人に対して支給をするものでありましたけれども、あくまでこれは本人からの申請に基づく、申請に基づいての支給でありますので、100%ということは、難しかったのかなと、担当課に聞いても最大限の努力をされたということは伺っておりますけれども、これ最終的に、特にこの負担金と補助金、交付金の部分で269万5千円が経費ではなくて、実支給の分で減っているということについては、最終的に今の段階で支給率がどの程度になったのか、まずお尋ねしたいということと、これ年度事業ですから、3月をもって、終了ということになるのかもしれませんが、今後のことについてももし何か今、決まっていることがありましたら、ご説明頂きたいと思えます。

それと、もう1点につきましては、74頁の文化ホールにおける改修について、一部、次年度への繰り延べということで、今年度実施出来なかったということでもありますけれども、その理由について、ご説明を頂きたいと思えます。

以上です。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

只今の森岡議員からのご質問でございますけれども、臨時福祉給付金のことにつきまして、最終の支給率という、まずお話だったと思うんですけれども、最終的な申請率については、該当と思われる世帯数が1075世帯中、申請については935世帯ということの86.98%が申請率というふうになったものでございます。

こちらにつきましては、先ほど森岡議員のご質問にありましたとおり、当町と致しましては、通常、3か月でもいい、受付期間を6か月に伸ばし、最大限周知等々をしてきたということの、ことごとございますので、ご理解の方を頂きたいと思ひますし、また、今後のことなんですけれども、まだ細かい詳細は出ておりませんが、また、来年度においてもこの臨時福祉給付金というのは、子育ても合わせまして継続されるということで、国の予算を通ったというような部分も聞いておひまして、今までの1万円、対象者1人当たり1万円が今度6千円に減るといふような形の中で、年金の加算部分についてはなしといふような形で、今の所、情報が入っているところでございます。

また、合わせまして、子育ての方も、1万円というものから3千円ということに、1人当たりの児童対象者の給付額が下がるといふようなことが言われているところでございまして、こちらの来年度の進め方と致しましても、今年度の実施しました通り、周知徹底をした中でまた勸奨等も努めまして、更に、1年間経過、実績を踏またいといふことで、全道、全国的な率を上げた事例も検証しながら、進めさせて頂きたいと思ひますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今、森岡議員から質問ありました文化ホールの事業の関係でございますが、文化ホールの大規模改修事業につきましては、過疎債を借りて事業を執行する予定で進めておりましたが、26年度につきましては、全道的に過疎の事業に非常に要望が多く、奈井江町の方で要望を出しました当初の予定額が満ど借りれない状況となりました。

そういったことから、当初、文化ホールの音響設備を秋以降に実施をする予定でしたが、まだ執行してないといふことの中で、やもえず、その部分につきまして、次年度に執行を遅らせたといふこととございまして、よろしくご理解を頂きたいと思ひます。

●議長

他にございせんか。

森議員。

●6番

私の方からは11頁の歳入について、捉え方として、お聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

11頁の交通安全対策費交付金の中で、補正の中で、当初予算が60万組んでいるんですけれども、補正で、60万減額されまして、今年度は0といふことなんですけれども、これは、財源としては、交通違反者のキップの代金が国の財源かなと思ひますけれども、配分の中では、各自治体や何かの事故だとかそういう割合も加味されて配分されるのかと思ひますけれども、この減額になった理由が分かれば教えて欲しいです。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の森議員のご質問でございます。

交通安全対策特別交付金の減額理由でございますが、この交付金につきましては、交通事故の発生件数、また道路延長等を基礎に毎年度交付金の金額が算定される仕組みとなっておりますが、平成26年度の交付金の算定基礎となっております、事故発生件数につきましては、平成24年と25年の数値を算定基礎にしてございますが、この事故の発生件数が少なかったということが、原因で、交付金の交付対象の下限額であります25万円が下限額になってございますが、算定の結果、その数字を下回ったということで、結果的に交付額が0になったということでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

他に質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第9、議案第2号「平成26年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書80頁をお開き下さい。

議案第2号「平成26年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」

平成26年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,150万1千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款国民健康保険税527万円を減額し1億3,254万3千円、3款財産収入2万2千円を追加し4万5千円、4款繰入金1,735万2千円を減額し4,833万5千円、6款諸収入2,571万7千円を追加し5,504万8千円、歳入合計311万7千円を追加し2億4,150万1千円。

歳出、1款総務費138万1千円を追加し2億3,712万7千円、2款基金積立金1万7千円を追加し4万円、3款公債費3千円を追加し5千円、4款諸支出金171万6千円を追加し425万6千円、歳出合計311万7千円を追加し2億4,150万1千円。

国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の概要についてご説明を申し上げます。

歳出より説明いたしますので、82頁をお開き下さい。

総務費では、空知中部広域連合への分賦金の増額などによりまして138万1千円を追加計上。

88頁の基金積立金では、基金利息の増額1万7千円を追加。

公債費では、一時借入金利子3千円をそれぞれ追加致しております。

89頁の諸支出金では、直営診療施設勘定繰出金の確定により171万6千円を追加計上しております。

次に、歳入ですが、83頁にお戻り頂きまして、国民健康保険税で、賦課実績による見込み精査を行い527万円を減額。

84頁の財産収入では、基金利子の見込み精査で2万2千円を追加。

繰入金の一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金の確定により528万8千円を追加。

85頁、諸収入の雑入では、平成25年度の決算が確定したことに伴う空知中部広域連合からの返還金2,395万6千円を追加計上した他、諸収入合計で2,571万7千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差2,264万円につきましては、84頁の国保基金繰入金を同額減額計上して収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時31分)

●議長

日程第10、議案第3号「平成26年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 9 1 頁をお開き下さい。

議案第 3 号「平成 2 6 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

平成 2 6 年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 9 0 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 2 4 2 万 1 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 3 月 9 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料 6 6 6 万 3 千円を減額し 6, 1 2 0 万 3 千円、3 款繰入金 2 2 3 万 8 千円を減額し 3, 0 9 9 万 5 千円、5 款諸収入 4 千円を減額し 1 万 9 千円、歳入合計 8 9 0 万 5 千円を減額し 9, 2 4 2 万 1 千円。

歳出、1 款総務費 1 万 2 千円を減額し 2 4 万 9 千円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 8 8 8 万 9 千円を減額し 9, 2 1 2 万 5 千円、3 款諸支出金 3 千円を減額し 1 万 8 千円、4 款予備費 1 千円を減額し 2 万 9 千円、歳出合計 8 9 0 万 5 千円を減額し 9, 2 4 2 万 1 千円であります。

補正予算（第 2 号）の概要について、歳出からご説明を申し上げます。

9 6 頁、総務費では、見込み精査で 1 万 2 千円を減額。

後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込み精査を行い 8 8 8 万 9 千円を減額。諸支出金では、保険料還付金 3 千円を減額致しております。

次に、歳入ですが、9 4 頁の後期高齢者医療保険料では、算定実績による見込み精査を行い 6 6 6 万 3 千円を減額。

繰入金では、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金の見込み精査で 2 2 3 万 8 千円を減額計上致しております。

諸収入では、保険料還付金の見込み精査で 4 千円を減額計上。

以上で、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時35分)

●議長

日程第11、議案第4号「平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第5号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書98頁をお開き下さい。

議案第4号「平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第5号)」

平成26年度奈井江町の下水道事業会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ961万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,910万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款使用料及び手数料43万3千円を追加し1億2,446万2千円、2款分担金及び負担金22万5千円を追加し76万7千円、3款繰入金527万円を減額し2億4,846万7千円、6款町債500万円を減額し1億1,880万円、歳入合計961万2千円を減額し4億9,910万円。

歳出、1款下水道費551万8千円を減額し7,002万6千円、2款公債費194万6千円を減額し4億2,907万4千円、3款予備費214万8千円を減額し0円、歳出合計961万2千円を減額し4億9,910万円。

内容について、歳出からを説明致します。

103頁をお開き下さい。

下水道費では、各事業費の見込み精査を行い551万8千円の減額であります。

105頁の公債費では、借入金の確定により194万6千円を減額。

予備費でも214万8千円をそれぞれ減額計上致しております。

次に、歳入について101頁をお開き下さい。

使用料及び手数料の下水道使用料では、業務用使用料納付等の増により43万3千円を追加。

分担金及び負担金では、受益者負担金の一括納入等によりまして22万5千円を追加計上致しております。

102頁の町債では、各事業費の確定に伴い500万円を減額。

以上における歳入歳出の差527万円につきましては、歳入予算101頁、一般会計からの繰入金を同額、減額計上して、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時39分)

●議長

日程第12、議案第5号「平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

107頁をお開き下さい。

議案第5号「平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)」

総則、第1条、平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

患者数及び入院の部分であります。一般病床で6.7人、1日あたり6.7人延べ2,442人を減じ1日あたり27.3人延べ9,968人、療養型病床群病床で1日あたり1.3人延べ468人を減じ1日あたり14.7人延べ5,372人、指定療養型病床では1日あたり0.3人延べ104人を追加し1日あたり25.3人延べ9,229人。

外来では、1日あたり12.4人延べ3,048人を減じ1日あたり106.6人延べ26,107人。

指定居宅サービスでは、1日あたり1.2人延べ283人を減じ1日あたり2.8人延べ697人であります。

建設改良費では、電子内視鏡システム外で133万1千円を減額し1億769万5千円。

病院外部大規模改修工事外で156万6千円を減額し7,266万3千円。

次の頁に渡りますが、収益的収入及び支出の補正で第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益6,533万6千円を減額し11億996万3千円。

支出、第1款病院事業費用298万3千円を減額し12億528万1千円。

資本的収入及び支出の補正第4条、予算第4条中「不足する額3,414万7千円」を「不足する額3,478万2千円」に、「過年度分損益勘定留保資金3,41万7千円」を「過年度分損益勘定留保資金3,478万2千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入333万2千円を減額し2億3,756万9千円。

支出、第1款資本的支出269万7千円を減額し2億7,235万1千円。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費で334万7千円を減額し5億9,166万4千円。

たな卸し資産購入限度額の補正第6条、予算第8条中「1億8,861万2千円」を「1億7,947万4千円」に改める。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

補正予算（第4号）の概要について、収益的支出から説明を申し上げます。

114頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の給与費では、給料、手当などの見込み精査で295万8千円を減額計上致しております。

115頁の材料費では、薬品費、給食材料費などの見込み精査で1,029万5千円を減額。

経費では、エアーマット賃借料ほかで281万4千円、院内各消耗品で86万3千円、医療機器関係修繕ほかで79万5千円、光熱水費で74万6千円をそれぞれ追加計上したほか、燃料費などの見込み精査を行いまして、合わせまして50万5千円を追加計上致しております。

116頁の地域医療連携費では介護療養病棟報酬の見込み精査で38万9千円を減額。

減価償却費では、建物と構築物において区分更生を行ったほか、機械及び備品の定額償却により合わせて16万3千円を追加計上。

資産減耗費では、現存資産の精査によりまして714万5千円を追加。

研究研修費では、講師謝礼等の見込み精査で、合わせて48万6千円の減額計上をしたところであります。

医業外費用の支払利息及び企業債取扱費では、利息の確定により12万4千円を減額。

老人保健施設費では、薬品材料費の見込み精査で62万8千円を追加計上。

予備費では9万8千円を減額計上。

特別損失では、過年度診療報酬過誤調整額292万6千円を追加計上致しております。

次に、収益的収入ですが、112頁をお開き下さい。

病院事業収益の医業収益では、患者数の減により総額で7,382万2千円を減額計上致しております。

113頁の医業外収益で、国・道補助金では、国民健康保険保健事業等助成金の精査により151万4千円を追加。

負担金及び交付金では、一般会計負担金で265万2千円を追加、保健センター負担金、老人保健施設負担金の精査により、合わせまして14万5千円を追加。

長期前受金戻入では、償却資産前受金の精査で681万2千円の追加。

その他医業外収益では、病衣ほか介護外収益の精査で1万5千円を追加計上致しております。

次に、資本的支出について説明致します。

117頁をお開き下さい。

資本的支出、建設改良費の資産購入費では、医療機器購入費用の精査を行って113万1千円を減額。

改良工事費では、外部大規模改修工事費用の精査で156万6千円を減額計上しております。

資本的収入の企業債では、医療機器購入費用に係る財源の精査、特別地方債及び過疎債合わせまして880万円を減額計上。

負担金では、医療機器購入に係る一般会計負担金の精査を行い546万8千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では5,589万6千円の赤字となります。なお、繰越実質収支は2億3,503万3千円の黒字を見込んでいるところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

森岡議員。

●5番

只今、説明頂きました平成26年度の町立国民健康保険病院の事業会計補正予算でありますけれども、改めて、医業収益の減額をこの金額として見ますと、本当に厳しい状況があるんだなというようなことは理解をしますけれども、特に、入院について大きく減額、かなりの部分が、そういう数字でありますけれども、新年度は介護報酬の削減も見込まれておりますし、本当に病院事業、ちょっと厳しくなってくるなという実感はするんですが、特に入院が減っているという状況については、入院に至るまでの重症者の患者が少なかったということもあるんでしょうが、担当的に、どのように現状を踏まえているか、ちょっと説明を頂きたいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の森岡議員の質問、特に入院収益につきましては、かなり大きな減額をしているということで、今回、計上させて頂いております。

主な要因ということになりますと、やはり、昨年3月で、常勤の内科医師が1名退職したということで、かなり、その影響が大きいのかなというふうに思っているところでございます。

それと合わせて、終末期の患者さん、ターミナル的な患者さんが昨年度より、前年度等々より、ちょっと増えてきている現状があるのかなというふうに思っております、いわゆるその中での、入院の定着化がなかなか図られないというのが原因なのかなというふうに思っております。

その2点が大きな要因というふうに思っておりますが、いずれにしましても今後、やはり、病診連携、地元開業医の先生方との病診連携並びに砂川市立病院との病病連携ということが、私共従来進めてございますので、その部分をしっかり捉えながら、今後とも捉えながら患者数の確保に努めて参りたいと思っております。

合わせて、この砂川市立病院だけではなく、二次医療圏域の中でのうちの病院の役割というものをしっかり確認をしながら、将来的なうちの病院の進むべき役割というものをしっかり、捉えて、患者数の確保というものを含めて、考えていかなければならないかなというふうに思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

よろしいですか。

(はい)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時51分)

●議長

日程第13、議案第6号「平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書119頁をお開き下さい。

議案第6号「平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）」

総則、第1条、平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

利用者数の介護保健施設サービスにおきましては1日あたり3.2人延べ1,150人を減じ1日あたり45.8人延べ16,735人。

通所リハビリテーションでは1日あたり0.5人延べ120人を減じ1日あたり7.4人延べ1,824人。

短期入所療養介護では1日あたりでは数字が出ておりませんが、延べで従前どおり1.4人延べ516人ということであります。

収益的収入及び支出の補正第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款介護老健事業収益1,745万7千円を減額し2億1,696万円。

支出、第1款介護老健事業費用568万6千円を減額し2億3,878万3千円。

次の頁をお開き下さい。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費では247万2千円を減額し1億2,460万円。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

収益的支出からご説明を申し上げます。

123頁をお開き下さい。

給与費では、介護老健事業費用、営業費用の給与費では、臨時職員賃金の見込み精査

で247万2千円を減額。

材料費では、薬品費、給食材料費の見込み精査で37万円を減額。

経費では、光熱水費で60万2千円を追加計上したほか、燃料費、病院事業会計負担金などの見込み精査により281万4千円を減額計上致しております。

予備費では3万円を減額致しました。

次に、収益的収入であります、122頁で、介護老健事業収益、営業収益で、利用者の減により、総額1,676万6千円を減額計上。

営業外収益では、その他営業外収益、一般会計負担金の見込み精査により総額で69万1千円を減額計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では2,869万2千円の赤字となります。なお、繰越実質収支では1,677万6千円の黒字を見込んでいるところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第14、議案第7号「平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書125頁をお開き下さい。

議案第7号「平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）」総則、第1条、平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

利用者数、介護老人福祉施設1日あたり1.4人延べ521人を減じ1日あたり47.1人延べ17,182人。

通所介護1日あたりではありませんが、延べで51人を減じて1日あたり16.5人延べ3,992人。

短期入所生活介護1日あたり0.8人延べ304人を減じ1日あたり5.7人延べ2,072人。

建設改良事業、施設外部大規模改修工事外で246万2千円を減額し1億445万8千円。

収益的収入及び支出の補正、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款介護老福事業収益794万4千円を減額し3億2,392万4千円。

支出、第1款介護老福事業費用539万2千円を追加し3億7,954万8千円。

資本的収入及び支出の補正、第4条、予算第4条中「不足する額21万8千円」を「不足する額31万4千円」に、「過年度分損益勘定留保資金21万8千円」を「過年度分損益勘定留保資金31万4千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入255万8千円を減額し1億474万1千円。

支出、第1款資本的支出246万2千円を減額し1億505万5千円。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

収益的支出から説明を申し上げます。

131頁をお開き下さい。

介護老福事業費用の経費で、消耗備品費17万7千円を追加計上したほか、光熱水費、燃料費、委託料等の見直しを行いまして489万2千円を減額計上致しております。

減価償却費では、建物、器械及び備品の定額償却の精査により51万7千円を減額。

資産減耗費では、ボイラーほか固定資産除却費で1,162万4千円を追加計上致しております。

事業外費用のサービス利用者外給食材料費では、見込み精査で16万3千円を減額。

高齢者生活福祉センター費では、燃料費の見込み精査で66万円を減額計上致しております。

次に、収益的収入であります130頁をお開き下さい。

介護老福事業収益の事業収益では、利用者の増減によりまして総額954万円を減額計上致しております。

事業外収益の一般会計負担金では、見込み精査で41万9千円を減額。

利用料では、高齢者生活福祉センターの利用料13万6千円の減額。

長期前受金戻入では、247万2千円を追加。

その他事業外収益では、職員外食数、在宅給食食事料などの見込み精査と合わせまして32万1千円を減額計上しております。

次に、資本的支出であります132頁。

建設改良費の改良工事費で、施設外部の大規模改修工事等にかかる費用精査で62万6千円の減額。

資産購入費では、電話・ナースコール設備の更新にかかる費用精査で183万6千円を減額計上致しております。

資本的収入の企業債では、施設外部の大規模改修工事に係る財源の精査で、特別地方債及び過疎債それぞれ20万円、合わせて40万円を減額計上。

一般会計負担金では、同じく施設外部の大規模改修、電話・ナースコールの資産購入等に伴う負担金の精査を行って215万8千円を減額計上しております。

以上の結果、単年度実質収支では3,053万円の赤字となります。なお、繰越実質収支では2,949万円の黒字を見込んでいるところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、休憩をはさみたいと思います。

会議の再開は1時00分と致します。

暫時休憩します。

(昼休憩)

(12時02分)

日程第15 15議案一括上程

(13時00分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第15

議案第15号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議案第23号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

議案第19号「特別職の給与の臨時措置に関する条例」

議案第16号「奈井江町老人福祉寮設置条例の一部を改正する条例」

議案第20号「奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」

議案第22号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第24号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例」

議案第26号「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町屋内体育センター、奈井江町農業構造改善センター）」

議案第8号「平成27年度奈井江町一般会計予算について」

議案第9号「平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第10号「平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第11号「平成27年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第12号「平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

議案第13号「平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」

議案第14号「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」

以上、15議案を一括議題と致します。

平成27年度町政執行方針（町長）、及び平成26年度教育行政執行方針（教育長）

●議長 (13時03分)

この際、町長に平成27年度町政執行方針の説明を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

(町政執行方針) 朗読

(13時31分)

●議長

次に教育長に、平成27年度教育行政執行方針の説明を求めます。
教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

(教育行政執行方針) 朗読

●議長

以上で、執行方針の説明を終わります。

(13時46分)

(15議案の大綱説明)

●議長

一括議題の説明を求めます。
要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解を願いたいと思います。
一括議題の大綱説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の140頁をお開き下さい。

議案第15号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

167頁に提案の概要が書いてございますが、平成26年の人事院勧告による給与制度の総合的な見直しを行うとともに、奈井江町として、独自削減を実施するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

人事院勧告による主な改正点と致しましては、給与表において平均2%を削減を行う一方で、平成27年度からの3カ年間につきましては、これの現給保障を行おうというものであります。

次に、独自削減についてであります。平成27年度から3カ年間給与月額に対する1.5%の削減を行うものであります。

次に、議案第23号、181頁をお開き下さい。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係する特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例、また、奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例、奈井江町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、奈井江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の4条例を整備しようとするものであります。

次に、戻りますが、172頁、議案第19号であります。

「特別職の給与の臨時措置に関する条例」

特別職及び教育長の給与の臨時措置に関する条例の全部を改正する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、平成17年度から26年度まで行って参りました特別職の給料額の減額を削減率を引き上げて、4年間延長するため、本条例を改正しようとするものであり、町長については20%を22%、副町長、教育長につきましては、15%を17%に改正しようとするものであります。

次に、168頁にお戻り下さい。

議案第16号「奈井江町老人福祉寮設置条例の一部を改正する条例」

奈井江町老人福祉寮設置条例の一部を次のように改正する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

本条例は、老人福祉寮の入居者が負担する給食費の金額について1食あたり単価から実費相当額という形に変更しようとするものであります。

173頁、議案第20号「奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

本条例は、本年4月より石狩川流域下水道奈井江浄化センター内にMICS施設とし

て浄化槽汚泥等を処理することに伴いまして、関係事務の開始及び奈井江町一般廃棄物最終処分場に直接搬入する処分料の額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に175頁の議案第22号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

本条例は、子ども子育て支援法の制定に伴い、奈井江町認定こども園における保育料その他運営内容が一部変更となることから、これを改正しようとするものであります。

次に、184頁、議案第24号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例」

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

本案につきましては、子ども子育て支援法の制定に伴い、奈井江町における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料、その他必要な事項を定めるために、本条例を制定し、平成27年4月1日からこれを施行しようとするものであります。

次に、190頁をお開き下さい。

議案第26号「公の施設に係る指定管理者の指定について」

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

記と致しまして、指定管理者の名称は、株式会社新ないえ温泉、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、奈井江町屋内体育センター及び奈井江町農業構造改善センターであり、ともに奈井江町字東奈井江162番地2が所在地であります。

管理を行わせる期間は、平成27年度において、公共施設等総合管理計画を策定する予定であり、平成27年4月1日から28年3月31日までの1年間とし、管理業務の範囲及び利用料金に関する事項につきましては、記載のとおりであります。

以上が予算に関連する議案であります。

次に、皆さんのお手元の予算書の方をお開き頂きたいと思っております。

まず、議案書を読み上げさせていただきますが、133頁の議案第8号「平成27年度奈井江町一般会計予算について」

平成27年度奈井江町一般会計の予算を、次のとおり提出する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

別冊でお配りしております一般会計予算書をお開き頂きたいと思っております。

「平成27年度奈井江町一般会計予算」

平成27年度奈井江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億1千万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款町税7億38万3千円、2款地方譲与税4,500万円、3款利子割交付金110万円、4款配当割交付金110万円、5款株式等譲渡所得割交付金50万円、6款地方消費税交付金1億1,160万円、7款ゴルフ場利用税交付金520万円、8款自動車取得税交付金740万円、9款地方特例交付金80万円、10款地方交付税21億9,400万円、11款交通安全対策特別交付金25万円、12款分担金及び負担金2,383万4千円、13款使用料及び手数料1億1,670万円、14款国庫支出金2億3,261万3千円、15款道支出金3億7,739万6千円、16款財産収入2,346万1千円、17款寄附金1千円、18款繰入金4億4,456万3千円、19款繰越金1千円、20款諸収入9,529万8千円、21款町債4億2,880万円、歳入合計48億1千万円。

次の頁をお開き下さい。

歳出、第1款議会費4,507万円、2款総務費3億3,406万円、3款民生費8億7,300万4千円、4款衛生費6億7,815万2千円、5款労働費56万7千円、6款農林水産業費2億9,473万8千円、7款商工費1億6,674万4千円、8款土木費5億8,198万8千円、9款消防費2億87万2千円、10款教育費2億2,490万7千円、11款公債費6億5,971万円、12款職員費7億4,273万6千円、13款予備費745万2千円、歳出合計48億1千万円。

第2表、債務負担行為。

事項、期間、限度額の順で申し上げます。

奈井江町体育館指定管理業務、平成28年度、1,356万7千円。

町民プール指定管理業務、平成28年度、1,365万円。

公共施設等総合管理計画作成支援業務、平成28年度、646万円。

地域交流センター指定管理業務、平成28年度から平成29年度、3,145万6千円。

第3表、地方債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

地域公共交通バス更新事業、510万円。

普通貸借又は証券発行。4.0%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同様であります。

農業農村整備事業（土地改良事業）620万円。

農業農村整備事業（水利施設整備事業）2,430万円。

農業気象情報システム整備工事310万円。

地域交流センター大規模改修工事6,380万円。

町道13号東線（イ）歩道拡幅工事2,900万円。

消防車更新事業3,880万円。

消火栓更新事業410万円。

奈井江小学校グラウンド改修事業400万円。

文化ホール大規模改修工事1,130万円。

過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）1億910万円。

臨時財政対策債1億3千万円。

今ほど申し上げましたとおり、一般会計予算の総額は、前年度より1億9,500万円増の48億1千万円となり、4.2%の増となったところであります。

奈井江町の平成27年度予算につきましては、過疎化と少子高齢化の進展など厳しい財政環境にある中、定住対策に重点を置くとともに、新たに交流プラザ「みなクル」において行うコミュニティカフェの開設、認定こども園における第3子以降の無料化、地域交流センター（道の駅）大規模改修事業、JA新砂川が建設する多機能型交流施設に対する助成など、平成27年度からスタートする「第6期まちづくり計画」に基づき多様な施策が連動した総合的な予算編成をしたところであります。

次に、議案書の134頁。

議案第9号「平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

特別会計予算書をお開き頂きたいと思っております。

「平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計予算」

平成27年度奈井江町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,088万2千円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借

入の最高額は1億円と定める。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款国民健康保険税1億3,233万9千円、2款使用料及び手数料4万7千円、3款財産収入4万円、4款繰入金8,660万4千円、5款繰越金1千円、6款諸収入3,185万1千円、歳入合計2億5,088万2千円。

歳出、1款総務費2億4,792万8千円、2款基金積立金4万円、3款公債費5千円、4款諸支出金284万5千円、5款予備費6万4千円、歳出合計2億5,088万2千円。

国民健康保険事業会計の予算の総額は前年度比べ1,249万8千円、5.2%増の2億5,088万2千円となったところであります。

歳入歳出差3,936万6千円につきましては、国民健康保険基金からの繰入を行い、収支の均衡を図っております。

次に、議案書135頁。

議案第10号「平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算を、次のとおり提出する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

特別会計予算書の後期高齢者医療16頁をお開き下さい。

「平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算」

平成27年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,537万6千円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料6,264万7千円、2款使用料及び手数料7千円、3款繰入金3,269万8千円、4款繰越金1千円、5款諸収入2万3千円、歳入合計9,537万6千円。

歳出、1款総務費27万円、2款後期高齢者医療広域連合納付金9,505万5千円、3款諸支出金2万1千円、4款予備費3万円、歳出合計9,537万6千円。

27年度の後期高齢者医療会計につきましては、予算の総額を9,537万6千円とし、前年度と比べ575万4千円、5.7%の減額となったところであります。

次に、議案書136頁。

議案第11号「平成27年度奈井江町下水道事業会計予算について」

平成27年度奈井江町下水道事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

特別会計予算書の25頁をお開き下さい。

「平成27年度奈井江町下水道事業会計予算」

平成27年度奈井江町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料1億2,056万3千円、2款分担金及び負担金75万2千円、3款繰入金2億6,608万1千円、4款繰越金2千円、5款諸収入200万2千円、6款町債1億1,060万円、歳入合計5億円。

歳出、1款下水道費8,397万3千円、2款公債費4億1,594万8千円、3款予備費7万9千円、歳出合計5億円。

第2表、地方債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

公共下水道事業債（一般分）100万円。

普通貸借または証券発行。利率は4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については、同様でありますので省略させていただきます。

石狩川流域下水道事業債（一般分）750万円。

資本費平準化債9,690万円。

個別排水処理施設事業債280万円。

公共下水道事業債（過疎債）100万円。

個別排水処理施設事業債（過疎債）140万円。

下水道事業会計の予算総額は5億円となりまして、前年度と比べ500万円、1%の

減額であります。

また、歳入歳出の差2億6,608万1千円につきましては、一般会計からの繰入を行い、収支の均衡を図ったところであります。

次に議案書137頁。

議案第12号「平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

別冊でお配りをしております地方公営企業会計予算書をお開き下さい。

「平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」

総則、第1条、平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

病床数、一般病床46床、療養型病床群病床20床、指定介護療養型病床30床。

患者数、入院、一般病床1日平均28.0人、延べ10,248人、療養型病床群病床1日平均16.0人、延べ5,856人、指定介護療養型病床1日平均26.0人、延べ9,516人。

外来、1日平均112.0人、延べ27,216人。

指定居宅サービス1日平均3.2人、延べ768人。

建設改良事業、地域医療総合情報システム外で8,770万7千円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益11億6,734万1千円。

支出、第1款病院事業費用12億318万5千円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,617万6千円は、過年度分損益勘定留保資金3,617万6千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入1億4,802万円。

支出、第1款資本的支出1億8,419万6千円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

医療機器整備事業（病院事業債）2,520万円。

普通貸借又は証券発行。4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

医療機器整備事業（過疎債）2,520万円。

起債の方法、利率、償還の方法については、同様でございます。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は3億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

職員給与費5億6,494万8千円。

交際費35万円。

たな卸し資産購入限度額、第8条、たな卸し資産の購入限度額は1億9,156万5千円と定める。

重要な資産の取得、第9条、重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類は、器械備品で、地域医療総合情報システム一式であります。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

平成27年度の病院事業会計予算であります。この病院事業会計において、単年度実質収支につきまして2,100万6千円の赤字を見込んでおります。繰越実質収支では2億1,402万7千円の黒字を見込んだところであります。

病院経営にあたりましては、診療報酬の改定や医師不足など医療を取り巻く環境が厳しい状況の中、町民の皆様により一層安心・信頼して療養いただけるよう、砂川市立病院との医療連携、地元医歯会との病診連携事業を始めとした取り組みによって地域医療の充実を図るとともに、経営改善に向けた取り組みを進めながら施設運営の健全化に努めて参りたいと思っております。

次に138頁。

議案第13号「平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」

平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

企業会計予算の老人保健施設会計をご覧頂きたいと思っております。37頁です。

「平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計予算」

総則、第1条、平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

サービス事業定員、介護保健施設サービス、短期入所療養介護52人、通所リハビリテーション15人。

利用者数、介護保健施設サービス1日平均49.0人、延べ17,934人、通所リハビリテーション1日平均9.1人、延べ2,232人、短期入所療養介護1日平均1.3人、延べ456人です。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入、第1款介護老健事業収益2億2,431万5千円。

支出、第1款介護老健事業費用2億3,915万3千円。

次の頁をお開き下さい。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入、第1款資本的収入2,664万4千円。

支出、第1款資本的支出2,664万4千円。

一時借入金、第5条、一時借入金の限度額は、5千万円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1億2,197万7千円。

公債費1万円。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

老人保健施設事業会計につきましては、単年度実質収支で901万1千円の赤字となる見込みであります。繰越実質収支については776万5千円の黒字を見込んだところであります。

139頁をお開き下さい。

議案第14号「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」

平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

企業会計予算書62頁をお開き下さい。

「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算」

総則、第1条、平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

サービス事業定員、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）50人、通所介護（デイサービス）20人、短期入所生活介護（ショートステイ）10人。

利用者数、介護老人福祉施設1日平均48.5人、延べ17,751人、通所介護1日平均17.0人、延べ4,132人、短期入所生活介護1日平均6.5人、延べ2,379人。

建設改良事業、イ、福祉車両整備事業外で835万円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款介護老福事業収益3億7,669万9千円。

支出、第1款介護老福事業費用3億8,029万5千円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5万円は、過年度分損益勘定留保資金5万円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入1,171万8千円。

支出、第1款資本的支出1億1,076万8千円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法の順で申し上げます。

福祉車両整備事業（介護サービス施設整備事業債）420万円。

普通貸借又は証券発行。4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資

条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

福祉車両整備事業（過疎債）410万円であります。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は5千万円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1億6,083万7千円。

重要な資産の取得、第8条、重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産は、車両及び運搬具で、福祉車両購入一台であります。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

老人総合福祉施設事業におきましては、単年度実質収支を160万円の黒字、繰越実質収支では3,109万円の黒字を見込んだところであります。

以上、各会計に関わる議案並びに予算について一括してご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

（15 議案の大綱質疑）

（14時23分）

●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。

森岡議員。

●5番

只今、提案ございました平成27年度の予算案、それから並びに関連する条例につきまして、大綱1件、大綱ですから町長に質問させて頂きたいと思いますが、今回、提案される予算にかかわる条例の中で、特別職の給与の臨時措置と、合わせて、職員給与の削減、独自削減を続けるという、非常に重たい提案と僕は受け止めておりますけれども、町長につきましては、確か、継続しますよというのは、20%はね、それは公約であったかと思うんですが、3役の皆さんは同じ思いでいたと思いますけれども、改めて2%上乗せを今回はして、4年間継続するということと、それと職員の皆さん、本来であれば、確か今年の3月で、独自削減部分は1回終了しているはずではなかったかと思っておりますけれども、今回、また27年、新年度から3年間にわたって、独自に給与月額で1.5%削減、これはもう町独自ということで、提案でありますけれども、奈井江町におきましては、本当にどこよりも早くから町長はじめ職員の皆さん、自分たちの身を切る改革ということはいち早くずっとやってきたことは、十分理解をするところであります。

その中で町の確かホームページにもこの職員給与については、資料といいますか、頁

がございまして、ラスパイレス指数についても全道でもちょっと、確か、平均、中間よりはずっと下の方に現在あるのかなと思っております。

その中で近隣市町においては、今回、人事院の関わるこの給与改定については、それぞれするようですが、独自については、確か周りはあまり、ちょっと確認はしてないんですけど、無かったような気がするんですが、その中で、新たな10年の基本構想、それから5ヶ年の実施事業を含めた中で、初年度、今年はね、27年度初年度でありますけれども、特別委員会の中でも説明頂いた部分がございますが、町長としてもそれぞれ理事者として、これを申し入れるにあたっては、忸怩たる思いが、それはね、十分僕も理解をしますところでありますけれども、なぜ今、この独自削減措置を継続することが必要なんだということについて、改めてこの場で質問をしたいと思えます。

●議長

町長。

●町長

今、森岡議員の質問でございますが、私共自ら22%、17%と削減を致しました。自らが改革の先頭に立とう、こういう気持ちでいっぱいでございます。

同時に、職員の削減を今、給与の削減も、独自削減をさせて頂きました。

1. 5%でございますが、ご案内のとおりでございます。

これについては、やはり、町民に対する姿勢といいますか、そういう立場で、地方自治体はそれぞれ他がやったからどうのこうのということではございません。

奈井江町独自で丁寧に職員の説明をしながら、職員も理解と納得の上で、これを果たさなければいけないと、こういうふうに思っているところでございまして、今、財政情勢は決して楽観するものがございません。

10年間の予想をきちっと立てた中で、先般もご論議を頂いたところでございますから、そういったことをきちっと理解して頂きながら、我々が身を切る努力もしていかなければならないと、ただ、丁寧な説明とモチベーションを下げるようなことをしていけないと、こういうふうに考えておりますから、この点については、十分に理解をして頂きながら、奈井江町独自の削減をしたということの一つご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

鈴木議員。

●9番

私からも大綱質疑をさせていただきます。

副議長であり、私が申し上げると、またきついとおっしゃられるかもしれませんが、お許しを頂きたいと思えます。

今ほどの質疑の中で、なぜ、理事者はじめ職員の皆さんが、身を切らなければならないのか、という質疑ではなかったかと思えます。

今ほどの町長の説明でしたら、姿勢として、そういった方向を町民に向けて、示していかなければならないという答弁だったと思えます。

もう少し、内容を精査しますと、やはりこれまでも、高い時では5%の給与、職員の皆さんにお願いをしてですね、実施をしてきたと。

しかしなかなか人口減少に歯止めがかからないということが大きな実態ではないかと思うんですね。

8,000人の人口から、7,000人を切るまでの相当の年数がかかりましたけれども、私が議員になった平成15年から、この12年間で1,500人、本当に急激な人口が減ったと。

主な要因については、もちろん亡くなったこともありましようけれども、少子化、更には雇用促進住宅が2つなくなってしまったというようなことも大きな原因かと思えます。

そこで、まちづくり計画10年の中で、新しいのですよ、町長は、人口減を食い止めた、または少子化を食い止めたということで、定住化に関わる助成措置、子育て支援、少子化に対する支援というものを助成措置を行っていきたくと、具体的に言えば、第3子以上の保育所の利用料の無料化等々がそこでお金がかかるということが、もう当たり前のようになって、理解をしなければならぬと思えますし、加えて、奈井江商業高校の存続のためということで、これまでの、平成26年だと500万ぐらいだったと思えますけれども、これが1千万以上になるというようなことを考えた時に、このような政策を取らなければ、人口減に歯止めがかからないというのが町長の考えだと思うんですね。

そのことについて、今一度説明を頂きたいと思えます。

また、もう1点、病院経営についてであります。先ほど補正予算可決になりましたけれども、依然として、入院、更には外来患者の増加に繋がっていかない、補正予算の中では、組み立てとして、人数を減らしていかざるを得ないと。

このことの、先ほど質問の中で、課長から説明がありましたけど、私なりに考えていますのは、この執行方針にもありますように、4名の常勤医師、これの確保に引き続き努めていきたいということがありました。

私の見る中では、内科医師3名、それから整形外科1名ですけれども、曜日、もしくは日にちによってこの先生の時には非常に患者数多いんです、特に外来ですよ。多いんですけれども、他の時には少ないというような実態が私なりに感じているんですね。

そこで、やはり多い先生に合わせて、患者さんがついてもらう、昔からあるのは、先生に患者さんがつくというのは、町長もご承知かと思えますけれども、そういった方向性を理事者が真剣に考えていかなければ、一層患者さんが少なくなるというようなことになると思えますけれども、このことについての所見、この2点について、お伺いします。

●議長
町長。

●町長

まず1点目、人口減少傾向と、いわゆる、理事者を含めて職員も先ほど森岡議員の質問にあったように、削減するということについてでございますが、まずは、そのことで申し上げたいと思う次第でございますが、やはり先ほど答弁申し上げましたように、少なくとも町民の先頭に立つ、我々自身が改革精神をきちっと持たなければいけない、ということで、この必要性がせまったわけでございますが、同時に、今、あわせて、話あったように、人口減少、少子高齢化傾向が非常に強くなってきているということも、その内容の大きな理由の一つであるということも申し上げなければならぬ。

ただ、率直に申し上げまして、これ人口増やすということはなかなか難しい。ということは、率直な話、農業者もそうでしょ、農業だって、なんといいですか、経営形態が非常に大きくなってきたと。

しかもファミリー的な農業でなくなってきていると。しかも更には大規模農業が非常に大きくなってきた。大規模改造もしておりますから、農地再編ということでございます。国が推し進めているところでございます。

ある面では強靱な農業、ただ、人口については、比例していかないわけで、逆に、減っていくというのが実態でございますから、そういう意味もあると。

今一つは、スーパー法がございまして。

二十何年前にご案内のように、商店街が本当にことごとく無くなっていった、これもやはり人口減少に大きな意味があるわけでございますから、農業、商業、更には、各般にわたって、今、最近では土建業が、従業員が少なくなってきている、これは、どちらに行くかといいますと、逆に東京オリンピック、パラリンピックがあるということで工事が始まっているわけでございます。

したがって、そちらに人的な吸収がされていっているということもこれもまた事実でございますから、そういった意味では人口減少の懸念があるということも、我々自身がやはり改革精神を身につけて、丁寧な説明の中で、住民が理解して頂かなければいけないと、こんな思いを強く持っているところでございます。

それから今一つは、病院の問題でございます。

病院経営について、諸般の環境が非常に厳しくなっている、医療環境が厳しくなっている、ですから、奈井江町という病病連携、病診連携を引き続きやっているわけでございますし、また、そういった配慮もあるわけでございます。

ただ、定着している先生方を、どうやってより定着してもらうか、いうことの工夫というものを、今、お話ございましたけれども、より一層努力を重ねながら、定着してもらおうような努力をなお一層していきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

いずれにしても、患者さんを、きちっと、信頼関係を得て、今も得ているわけでございますから、先生方、大変な努力をしてもらっているわけで、そういう点での私どもも、

それをバックアップするような形をより進めていきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

鈴木議員。

●9番

今ほど町長説明頂きましたけれども、多分、農業の問題につきましては、2つのことがあるかと思いますが、1点は、大規模化、もしくは、農地の大規模化によって投資をしなければならないということが一つと、農地が1戸当たりの面積が増えることによって、その分、人口が減る、農家戸数が減ったということ、町長おっしゃりたかったんでないかと思いますが、私もその点については理解しております。

最初の話に戻りますが、いずれに致しましても、理事者をはじめ、職員の皆さんが、身を削って、このまちづくりに必死に頑張っておられると、頑張っていきたいということについては、私自身議員ですけれども、心から敬意を表したいし、また、議会としても、私一議員ですけれども、何らかの対応をしなければならないというふうにも考えておりますことを申し上げておきたいと思います。

以上、大綱質疑を終わります。

●議長

大綱質疑を終わります。

予算審査特別委員会の設置について

(14時38分)

●議長

おはかりします。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩致します。

(休憩) (特別委員会構成)

(互選結果報告)

(14時44分)

●議長

会議を再開致します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には、鈴木議員、副委員長には、森岡議員、以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員を選任することに決定しました。

おはかりします。

只今、予算審査特別委員会に付託しました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により3月19日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、3月19日までに、審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

日程第16 請願第1号の上程・説明

(14時46分)

●議長

日程第16、請願第1号「TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願書」を議題とします。
請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(請願第1号)朗読

●議長

ここで、紹介議員の補足説明があれば発言を許します。

6番森議員。

●6番

それでは、紹介議員の立場から少しばかり補足説明を致したいと思います。

今、国は、去年の総選挙で中断していました日米協議が、年明けから急進展の様相を見せております。

今迄においても、日米協議の後に環太平洋連携協定、TPPの交渉官会合が開かれるのが通例であり、今回も、1月26日から2月1日までニューヨークで12カ国の交渉官会合が開催されております。

そして、このタイミングを見計らったかのように、1月25日の日本経済新聞はトップ記事で、コメの特別輸入枠や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられました。

その中において、聖域中の聖域であるコメで日本が譲歩するという、メッセージを送ったことのインパクトは、あまりにも大きく大変危惧するところであります。予断を許さない状況が続いております。

今年の1月15日に発行した日豪・経済連携協定、EPAを含め、日本はこれまでに14の国・地域と自由貿易(経済連携)協定を結んでいますが、コメは今まで「除外」以外の扱いをしたことがありませんでした。

また、牛肉の関税率については、報道によっては多少の違いがあるものの、最終的には、10パーセント前後という報道もあり、セーフガードにおいても、せっかくWTOで50パーセント獲得したものが、すでに日豪EPAでオーストラリア産牛肉は基本的に、38.5パーセントまでにしか戻りません。

その上に、現在日米間で検討されている仕組みでは、セーフガードが発動されても20パーセントまでにしか戻らない案が報道されているような状況の中において、今日からハワイにおいて、12カ国の首席交渉官会合が行われ、交渉が一気に進展することも予想もあります。

TPPは決して農業だけの問題ではありません。

国民一人ひとりの暮らしや、地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であります。

つきましては、TPP交渉に係る衆参農林水産委員会決議の遵守とEPAやFTA等

すべての国際貿易交渉において重要品目などの関税など必要な国境措置を維持すること政府に求めるものであります。

どうか全議員の賛成を持って可決決定をお願い致します。

●議長

おはかりします。

請願第1号は、奈井江町議会会議規則第90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17 請願第2号の上程・説明

(14時50分)

●議長

日程第17、請願第2号「農協関係法制度の見直しに関する請願書」を議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

(請願第2号)朗読

●議長

ここで、紹介議員の補足説明があれば発言を許します。

6番森議員。

●6番

農協関係法制度の見直しに関する請願を、紹介議員の立場から、少し補足説明を致したいと思います。

政府は、昨年6月に、「規制改革実施計画」を閣議決定をし、2月9日には、農協改革の骨格がまとめられましたが、事業改革にどう繋がるのか、不明な結末となっております。

また、監査などを通じて、中央が地方の自由度を縛ってきた農協組織体制の改革だと国はっておりますが、中央会にそのような権力があるとは思われず、農協事業改革ではとても農家所得が向上するとは思われません。

しかし、これを真摯に受けて、北海道のＪＡグループは、先頭を切って改革プラン、実行計画指針を策定し組合員の所得向上・農村地域の活性化による持続可能な北海道農業と豊かな地域社会の実現をするために自己改革の具体的実践に向けて着手したところでもあります。

また、生産現場などからも、北海道のＪＡグループの自己改革が尊重されない農協改革では、農協系統組織の持つ機能が損なわれ、本道農業や地域の持続的発展に支障をきたす恐れがあります。

今後、農協関係法制度の見直しにあたっては、次のことを要望するものであります。

食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置づけし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持することとし、準組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など政府の考えている「地方創生」を担っております。

そのためにも、准組合員の制限は行わないこととし、ＪＡ・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないことを、国にお願いするものであります。

どうか全議員の賛成を持って可決決定をして頂きますようお願い致します。

以上です。

●議長

おはかりします。

請願第２号は、奈井江町議会会議規則第９０条第１項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託をしたいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第２号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

おはかりします。

只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第１号、請願第２号につきましては、会議規則第４５条第１項の規定により、３月１９日までに審査が終わるよう、期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第１号、請願第２号については、３月１９日までに、審査が終わるよう期限を付

けることに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

3月10日から12日までの3日間は、議案調査のため、休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月10日から12日までの3日間は、休会と決定しました。
以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。
なお、13日は10時00分より会議を再開します。
大変ご苦労さまでした。

(14時55分)

平成27年第1回奈井江町議会定例会

平成27年3月13日（金曜日）
午前10時00分開会

○ 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 総括質問

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤 共子	2番	石川 正人
3番	三浦 きみ子	4番	大矢 雅史
5番	森岡 新二	6番	森 繁雄
7番	笹木 利津子	8番	森山 務
9番	鈴木 一男	10番	堀 松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町 長	北 良治
副 町 長	三本 英司
教 育 長	萬 博文
会 計 管 理 者	篠田 茂美
まちづくり課長	相澤 公
くらしと財務課長	小澤 克則
ふるさと振興課長	碓井 直樹
おもいやり課長	馬場 和浩
まちなみ課長	大津 一由
健康ふれあい課長	小澤 敏博
やすらぎの家施設長	表 久義
教 育 次 長	山崎 静
くらしと財務課長補佐	秋葉 秀祐
教 育 委 員 長	堀 美鈴
農 業 委 員 会 会 長	大関 光敏
代 表 監 査 委 員	中野 浩二

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	岩 口 茂
庶 務 係 長	栗 山 ひろみ

(10時00分)

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会ご出席、大変ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で定足数に達していますので、会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番森議員、7番笹木議員を指名します。

日程第2 総括質問

●議長

日程第2、平成27年度町政執行方針、並びに平成27年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて、30分以内でお願いします。

(1. 7番笹木議員の質問・答弁)

(10時01分)

●議長

笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

皆さん、おはようございます。

7番笹木利津子です。

先の通告に従い、町政執行方針・教育行政執行方針の中から町長・教育長にお伺い致します。

新年度から「第6期まちづくり計画」がスタートし、先の調査特別委員会では「前期実施計画」の施策や事業が審議されました。

これらの計画に基づき、新たな町政が進められていく中で、山積する課題を解決しつつ、安心して暮らせるまちづくりのために町長を先頭に、職員の皆様にご尽力して頂くことを期待しております。

質問に入りますが、子ども・子育て支援事業計画(第1期)の中の「子育て環境ニーズ・調査結果」にあるように、奈井江町において子育てしやすいという回答が60%を上回っております。

特に妊婦健診や医療費の無料化を始め、これまで子育て支援のため、奈井江町として、積極的に取り組まれてきた多くの施策がこの数字に表れているものと考えます。

そこで「ママ友クラブ」開設についてお伺い致します。

妊婦及び生後3、4か月児を持つお母さんが対象になっておりますが、現在奈井江町において対象になる方が何人いらっしゃるのか。また、参加周知については、どのような方法がとられているのか。

事業計画にもありますが、親になることの意識啓発、子育ての疑問や不安解消に繋がる大切な施策であると考えます。

対象になるお母さん全員の参加を希望しますが、参加できないお母さんには、どのような対応がとられているのかお伺い致します。

また、一昨年から実施されています「5歳児健康相談」についてお伺い致します。

3歳児検診から就学時検診まで、育児について相談する機会がない中での5歳児健康相談の実施は、子育ての不安を解消して頂くための大きな役割を果たしているものと思います。

昨年、事業を利用した若いお母さんから、感想を聞かせて頂くことが出来ました。

「子育ての不安などを相談できてよかった」また「子どもの状況を客観的に知ることが出来る」「食育の不安を相談できた」などの意見を頂き、安心して子育てが行われるための環境づくりに繋がっていることを実感致しました。

そこで質問ですが、相談内容により時間や、相談回数が必要とされる場合、どのような対応がとられているのか町長にお伺い致します。

●議長

(10時04分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

大変、ご苦労さまでございます。

笹木議員の総括質問にお答え申し上げたいと思いますが、まずは、子育て支援についてということで、ママ友クラブに対象者全員が参加できる啓発と手当について、今1つ

は、5歳児健康相談で手当が必要とされる場合、十分な体制がとれるのかどうかと、こういうことだと思うわけですが、1点目の「ママ友クラブ」につきましては、参加者の減少していました「パパママ教室」を見直しまして、平成26年度から開催している事業でございまして、妊娠中の方に加えまして、子育て中のお母さんたちにも、ご参加を頂きまして、平成26年度は8月と11月の2回、開催を致しましております。

開催にあたりましては、妊娠中の皆さんには、母子健康手帳の交付の際に直接、事業の案内をしているほか、文書による案内と電話による勧奨をしているところでございまして、6名のご参加を頂きました。

また、子育て中の皆さんについては、3カ月～4カ月児とその母親を対象としており、対象者に文書や電話での個別にご案内をしているほか、保健センターで実施致しております乳児健診の際に呼び掛けるなど、7名に参加頂きました。

より多くの皆さんにご参加を頂くことで、お母さん同士が気軽に情報交換できる環境を作っていくことが重要でありまして、今後もより効果的に参加を呼び掛ける方法を考えながらいきたいと思うところでございます。

併せて、開催場所や開催時間の検討を行いまして、より多くの皆さんに参加を出来るだけ頂ける事業を目指して参りたいと考えているところでございます。

2点目の5歳児健康相談でございまして、手当が必要とされる場合、十分な体制がとれているかということでの質問でございまして、5歳児健康相談につきましては、お子さんの健やかな成長、発達を確認致しまして、コミュニケーション能力や社会性を高めるよう、奈井江町独自の子育て支援策として平成25年から実施してきた所でございまして、相談体制につきましては、保育士や保健師、栄養士による育児、食育等、子育てに関する相談・助言を行うと共に、相談の際に得られたお子さんの情報については、関係機関相互に、情報共有を行っている所でございまして、支援を必要とするケースが確認された場合においても、関係機関によるケース・カンファレンスを速やかに行いまして、必要な支援策の検討を行っているところでございます。

より専門的な分野の関わりが必要な場合については、道などの機関とも連携のもとに対応しております。

2年間で62人の健康相談を実施してきた中で、一定の成果は得られているところでございまして、保護者の不安解消のためには、関係者が継続して関わりを持ち、しっかりとフォローしていくことが何よりも大切でございまして、必要に応じ、的確な対応に繋がられるよう、これからも支援して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時08分)

笹木議員。

●7番

今、町長から答弁頂きましたけれども、この「ママ友クラブ」私、とっても良い施策

だと思っているんです。

というのは、よく、言われますけれども、妊娠時ですよ、妊婦の方、また出産直後のお母さんの不安だとか、ストレスは大変大きいものだというふうに、私も感じますし、また声も聞いています。

ここで、今、先ほどですね、参加が妊婦の方が6名、子育てされている方が7名ということでしたが、多分対象になる方は、もっともっと沢山いらっしゃると思うんです。

それで、出来るだけ、参加されない、大変でしょうけれども、出て来られない、参加されないお母さん方へ、一度でも二度でもそういう機会を与えて頂けるように、町として配慮して頂ければありがたいなと思いますので、よろしくお願い致します。

それともう1点、5歳児健康相談ですが、相談受けながらですね、時としては、入学前健診までフォローが必要な場合もあろうかと思えます。

少しでも子供さんも含めて、親御さんの不安が解消されるように、長いスパンで見えあげられるような体制を、今ほど町長から答弁あって、しているということでもありますので、是非、またこちらの方もよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

今ほど町長から答弁を頂いた「ママ友クラブの開設」また「5歳児健康相談」を含めた子育て支援の施策と共に「健康と福祉の推進」の中の、各種健康教室・運動事業・栄養改善事業・心の健康相談窓口・など、実に多くの施策があります。

高齢化の歯止めがきかない現実の中、その施策の大半がおもいやり課、健康ふれあい課が、担当所管であります。

町長が常におっしゃっている町民と共に、協働の町づくりを進める事には、私も共感しておりますし、町民が主体の事業の展開も期待しておりますが、今ほどあげた施策の実施に係わる、職員の体制についてお伺い致します。

私は以前にも、保健師の増員について町長にお伺いした事があります。

様々な施策で、直に町民に係わり、時間を共有し、いわば町民から頼られている存在が保健師であると私は感じております。

生まれる前から終末まで、町民の安心のために頑張っていることは、皆さん共通の思いではないでしょうか。

私も町民相談を頂く中で、保健師との接点が大変多く、その都度迅速に対応して頂いておりますが、反面忙しい思いをさせてしまっているのでは、との思いがあるのも事実です。

本会議・初日には、障がい者福祉計画・高齢者福祉計画を各所管から説明を受けたところでありますが、これらの計画も含め、速やかに、かつ有効的に事業が推進されることについても、人員の配置や見直しが必要ではないのかと思うところです。

これまで行財政改革のもと、多くの削減をし、又町民にも最大限の協力を頂く中で、財政の健全化に努力されてきた経緯も承知しております。

今後もなお一層の行財政改革が必要とされる事も想定されますが、削減すべきは削減しつつ、町民にとり必要な人員は見直す時期ではないのかとの思いで、今後の職員配置について町長にお伺い致します。

●議長
町長。

(10時13分)

●町長

笹木議員の2点目の質問でございますが、健康と福祉の推進についてという中で、保健介護予防事業など、町民や地域の協力がますます重要になるのではないかと。

現行の人員配置で対応できるのかと、こういうご質問かと思う所でございます。

ご案内のとおり、介護保険も地域に委ねると、地域が主体に、軸になってやるということが、次年度から明確に示されているところでございますから、そういうことも含めて、総合的に考えなければいけないとこういうふうに思っております。

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けまして、今後、これまで以上に地域包括ケアシステムの構築が重要となっているところでございまして、奈井江町の人口推計では、高齢者率が今後も高くなっていく見込みでございまして、介護予防等の各種施策についてもますます住民の皆さんのご協力を得ながら進めていくことが必要と考えているところでございます。

このため、平成27年度介護保険制度が改正されまして、高齢者自らも積極的に社会参加し、住民が主体となった介護予防事業等の実施を市町村の判断により実施することが出来る仕組みとなりました。

この考え方に基つきまして、今後、住民主体のサービスを充実していくための取り組みが進められていくこととなりますが、この構築に向けた検討を行う協議会の設置と、住民主体のサービス構築や、利用のコーディネイトを中心となつて行う、生活支援コーディネーターの配置が必要とされます。

本町におきましては、協議会の設置のため、4月以降、早急に検討会議を立ち上げまして、協議会の構成や住民主体サービスの必要性等について検討を行いまして、地域の実情にあった協議組織となるよう、進めて参りたいと考えているところでございます。

生活支援コーディネーターについては、個人への委嘱の他、団体への委託などの方法もあることからどのような形で進めていくことが本町にとって、良い方向になるか、協議会の中で十分に協議致しまして、決定して参りたいと考えているところでございます。

また、今後、地域包括支援センターが中心となりまして、保健センターや、社会福祉協議会など、関係機関との連携を図りながら、進めることになるため、27年度より支援センターを1つの係から2つの係と致します。

現行の3人体制を4人体制に増員する予定でございまして、今後も町民の皆さんが地域で安心して生活できる支援体制づくりを進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長
笹木議員。

(10時16分)

● 7 番

今ほど、町長もおっしゃいましたけれども、高齢化率が高くなるというのは、これはもう奈井江町に限らず、国全体の問題でもあります。

答弁にもありました。

私は、今回のこの質問させて頂くのは、今この高齢化率が上がる中で、奈井江町で独居世帯が本当に大変に多くなっているという状況です。

私の家の周りぐるりを見回しても、本当に一人で暮らしている方が沢山いらっしゃるんですね。

そんな中で、私が、あくまでも希望ですけれども、保健師さんに一番して頂きたい事業が、訪問事業なんですね。

それで、本当に困りごとがあったり体調不良があったりして、地域の方が素早くキャッチをして、行政にまた保健師さんなりに、要するに結び付けてくれるといいんですけども、そうじゃなく、本当に一人で悩んでいる方が、これだけ多くの方ですから、いらっしゃる、また奈井江町でも痛ましい孤独死の状況もありましたし、そういうこと、それが全部ね、保健師さんが防げるということではないんです。そうではないんですが、まずこの訪問事業がどうなっているのか、今のこの人員で、本当にこれだけある高齢者の方にしっかり訪問事業が行き届いているのかという点を、もう一度お聞きしたいと思いますし、地域医療連携室が町立病院の中にあります。

町民にとっては、まず1番の相談窓口ですよ。

あそこに行くと色々教えて頂く、また色々なことに対して手当をして頂く、申請もそうですね。

でも、今現在2名の職員で、地域医療連携室の窓口を、事業としてされていますけれども、本当に時々空席になっているんですね。

私も行って、空席になっていることもあります。

その時、私なんかは、またちょっと他の仕事をして、また来るか、と時間を改めて来ること出来ますが、高齢者の方、わざわざ、例えば営業車を使って、相談を受けに来た時に、あそこに人がいなければ、本当に帰って来るまで待つという状況もあります。

何故あそこに人がいないんだということを私は言うのではなく、本当に素早く対応して下さい、要するにあそこに、相談窓口として在席して欲しい体制が作れないのかという思いがあるんですね。

うちの保健師さん、本当に素晴らしい方で、本当に保健センターに相談があって出掛けても、なかなかいらっしゃらなくても、すぐ出先から戻って来て下さったりするんですね。

それはやっぱり何かしらの仕事で出て行っている部分も戻ってきて下さるということも、何度かありましたし、私の目から見たらですね、本当に忙しくしているという思いがあるんですね。

どうなのでしょう、職員さんの中で、また、ミーティングの中で、今の事業を含めて、なかなか行き届かない、大変なんだという声があがっている現実があるのかという部分もちょっと知りたいような気が致します。

それから、本当にいつ行っても、どんなに忙しくても本当に笑顔で良い対応してくれるんですね。

それで、いわば、反対に何か、忙しくさせてしまっていることが、申し訳ないなど、本当に最後の最後、結果をみるまで対応して下さいますし、素晴らしい保健師さんたちだと思えますよね。

それで、なお一層、様々な事業に頑張ってもらくために、職員体制の見直し、今回、町長に質問という思いでさせて頂いております。

これについて町長から答弁をお願いします。

●議長

(10時20分)

町長。

●町長

今、先ほど答弁したとおりでございますが、今、お話ありましたように、窓口が非常に忙しいと。対応が出来ない。

ただ、職員は笑顔で、対応して頂いていると、こういう経緯の話もありましたが、いずれに致しましても、一番大事なのは、窓口であり、受付であり、その中で、どう連携して、充実して、発展させていくかということが、連携室として、欠かせないことだと思いますので、その辺についても、よく調査しながら、対応して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

よろしくお願い致します。

●議長

(10時21分)

笹木議員。

●7番

是非ですね、現場の職員さんの声を聞きながら、改善すべき点がありましたら、前向きに検討して頂きたいと思えますので、よろしくお願い致します。

最後の質問になりますが、「未来を担う子供たちの育成について」教育長にお伺い致します。

昨年提示していただいた教育委員会事務事業の点検及び評価報告の「学びの充実」の冒頭に、子供たちが変化の激しい社会において自立していくためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けた「確かな学力」を育むことが、学校の使命であります。

そして児童生徒一人ひとりが学ぶ意義を理解し、わかる喜びを実感できる様な、きめ細やかな指導の充実が大切である、とあります。

また質の高い教育の提供には、直接子供たちの教育に携わる、教職員の力量に負うところが大きい、ともあります。ともすれば家族が子供と共に過ごす時間より、子供と共有の時間を多く過ごす教職員の果たす役割は、大変大きいものであります。

執行方針には、主要な施策や教育委員会としての基本的な考え方が提示されておしま

すが、子供たちの育成や成長に大きくかかわる先生一人ひとりがこれらの施策に対し、どれだけ本気で取り組んでいただけるか、という事です。

子供や家庭からのアンケート調査結果などを通して、頑張っているところ、また弱いところなどが明らかになり、子供たちの為に良い成果が得られる手がかりが有るにもかかわらず、先生の本気なくして、結果は伴わないと考えます。

教育委員会として、先生が子供と向き合い、子供の育成を第一と考える思いを共有するために、今後どのような連携や方法が必要であるのか、教育長のお考えを、お伺い致します。

●議長

(10時23分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

定例会のご出席大変、ご苦労さまでございます。

只今、笹木議員より、ご質問のございました、教職員と一体となった取り組み等々についてご答弁申し上げたいと思います。

お話のとおり、学校教育の充実を図るためには、教育現場の第一線で子供たちを指導する教職員とそれと私ども教育委員会が一体となった取り組み等々が、必要というふうに考えております。

そのようなことから、新たな取組みということで、来年度冒頭、小中の教職員が一堂に会する、教育振興会の総会において、私から直接、「教育行政執行方針」を説明をし、1年間の取り組む内容をしっかりと理解をして頂き、私どもと同じ思いに立った教育の実践に取り組んで頂きたいというふうに思っております。

また、義務教育の目的は、基礎学力の定着であります。

教職員の研究団体でもある「教育振興会」の中に、校長会をはじめ、小中学校・教育委員会のそれぞれの代表による合同委員会を設けまして、「チーム奈井江」として、小・中が一貫した授業スタイル等の実践に向けた調査・研究を行いたいというふうに考えております。

それら取り組みを通しまして、教育ビジョンにも示されております将来の「小中一貫教育」を見据えた取り組みともなればというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います

以上と答弁とさせていただきます。

●議長

(10時25分)

笹木議員。

● 7 番

今、教育長の答弁を頂いて、ワンステップですね、前に一步出て、何か改革していくんだなという思いが私の中で感じたところです。

教育振興会の総会において、教育長が直接、先生方の前にお話しするということが、今まで先生たちの前で、これらの施策だとか、方針だとか、様々な思いを直接お話しするという機会は今回が初めてなんでしょうか。

それと、今ありましたチーム奈井江ですか、調査を行って、改善方向にということですが、このチーム奈井江、どのようなメンバーが集われて、精査をしていくのか伺いたいと思います。

● 議長

(10時26分)

教育長。

● 教育長

先ほど申しあげました教育振興会総会においての私どもが直接お話をさせて頂くというのは、今回が初めてという事でご理解を賜りたいと思います。

それと、チーム奈井江ということでの取り組みの関係でございますけれども、先ほど申しあげましたとおり、教育振興会の中に、校長会、教頭会、それから小中学校の教職員、それから私どもの教育委員会のそれぞれの代表、合わせて6名から7名ほどになるかと思っておりますけれども、まず検討委員会を設けさせて頂きたい。

そして、調査・研究の目的ということでございますけれども、標準学力検査、または、全国学力状況調査等の分析、それから考察等をどのような方法で、奈井江で独自でどのような方法で進めて行ったらいいか等々の研究をさせて頂きたい。それと合わせて授業の進め方、板書、ノートの取り方等々も、授業スタイルの研究、それと、私ども小中とも、本町の課題とされております家庭学習の在り方等々についても、その委員会の中で検討させて頂き、そして、どのようなスタイルが良いか、いうことを、ある意味、マニュアル化等々を踏まえて考えさせて頂ければというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

● 議長

(10時28分)

笹木議員。

● 7 番

大きくスタートをするんだなというふうに今の答弁を伺いました。

チーム奈井江の調査を行う中で、検討委員会進められていくんですけれども、奈井江町の子供たちの育成、成長、全てをある意味全てを、先生方に託しているわけです。

それで、先の質問にもありましたけれども、本当になかなか予習、復習、家でね、勉強する機会が少ないというデータの結果をみても、まずそこで家で勉強をなさいうことよりも、先ほどもありましたけれども、分かる喜びですか、ここが子供の心の中

に感じたら自主的な勉強にも進んでいくんだろうと思います。

いずれにしましても、奈井江町の先生方の努力に大きく期待を致しまして、質問を終わらせて頂きます。

ありがとうございます。

●議長

以上で、笹木議員の総括質問を終わります。

(2. 5番森岡議員の質問・答弁)

(10時30分)

●議長

5番森岡議員。

(5番 登壇)

●5番

それでは、平成27年の第1回定例会におきまして、昨日提案のありました、平成27年度予算案並びに町政執行方針に対し、大綱3件、町長に質問をさせていただきます。

初めの質問は、新年度予算の中で最重要施策として取組む「まちづくり定住促進対策事業」についてであります。

定住対策につきましては、昨日可決を致しました「奈井江町第6期まちづくり計画」更に「基本構想」における政策大綱の冒頭にも示されていますように、「人口減少や少子高齢化の中にあって定住対策は喫緊の課題」であり、執行方針の中でも、「定住対策は住宅施策だけを指すものではなく、保険や医療、福祉、介護、産業施策など、様々な政策が多重に機能してかなえられるもの」ということを捉え、今年度の最重要課題として多くの関連予算が計上されております。

その中でも特に住宅関連施策については、一部、空知管内のローカル新聞であります。一面に「目玉事業」ということで、大きく取り上げられておりましたけれども、今年度は新築住宅に対し町外の方が町内企業で新規に住宅を建設の場合、世帯主が35歳以下か、18歳以下の子育て世帯であれば、これは最高額の300万円という、これ本当に思い切った施策を打ち出して頂いたと思いますが、もちろん町民の場合にも要件に沿った助成がありまして、更にはアパート建設においては、最大一戸当たり130万円最高が1,300万円ということで、本当に大きな計画を立てて頂いて、予算措置をして頂いたと思っております。

更には、新しく中古住宅に対する助成や、賃貸住宅に入居する若年、子育て世帯に対する家賃補助、昨年も町民には大いに好評頂いた住宅リフォーム事業の継続、これは5年間実施するということで打ち出して頂きましたけれども、その他、子育てに関しても新規や、更に拡充された支援対策を含めて、定住に関わる、これは住宅関連以外のこの、この子育て、福祉に関しても全てですが、関わるものにおいて大きな予算を町長、今年

度は計画をされて、定住対策にかける町長の並々ならない決意を感じております。

特に、先ほど申しました、住宅関連施策におきましては、働き世代の町外からの移住に対する期待が非常に大きく含まれているものなんだなと理解をしております。

そこで改めて今年度、最大の課題との認識の中で重要施策として取組みを進める、まちづくり定住促進対策事業に対する、町長の思いと決意をお伺いしたいと思えます。

また更に、当然ながら力を入れて実施をする以上、成果が上がる事が望ましい事ではありますけれども、そのためには関係機関を含めて、町内はもとより、町外に対する広報と申しますか、宣伝することも、出来る限りの方法をもって、多くの人に事業を知ってもらうことが非常に重要な事であると思えますけれども、今年はどうのような方法で取り組むのかということも、合わせて伺います。

●議長

(10時34分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森岡議員の質問にお答えして参りたいと思うところでございますが、まず、質問の内容については、今年度取り組む定住対策についてということで、1つ目は、定住対策にかける町長の、私自身の決意ということでございますし、各種事業の周知方法、2つ目としては、そういうことだと思うわけでございます。

1点目の定住促進対策事業については、私の思いと決意について伺いたいということでございますが、奈井江町の人口が6千人を割る状況にありまして、10年先の奈井江町の人口動態を試算したところ、人口については20%減と、このままでいきますとですよ、このままでいきますと4,760人、高齢化率が約50%となり、強い懸念を感じる中にありまして、第6期のまちづくり計画の最重要課題を定住対策としたところでございます。

我が町には、素晴らしい立地企業がある一方で、社員の約7割強が、町外からの通っておられる。通勤されているということでございます。

そこで、これらの人たちにも数多く奈井江町に住んで頂きたいと考えているところでございまして、昨年春から3度にわたってプロジェクト会議を開催致しまして、「どうしたら奈井江町に住みたいと思うのか」について、率直な意見交換を行って参ったところでございます。

頂いた意見を最大限生かすために、検討に検討を重ねて、家賃助成の新設や住宅購入時の助成金の大幅な増に取り組んだほか、子ども園や小学校、中学校における教育支援の充実など、様々な施策について、新設や拡充を行ったところでございます。

次期まちづくり計画が始まる平成27年度が、「奈井江町の創生元年である」との強い思いを持って新年度に臨みたいと思ったところでございます。

幸い、新年度予算がプレス発表された直後から、数多くの問い合わせを頂くなど、大

きな反響を呼びまして、手ごたえを感じているところでもございます。

町民の皆さん、議会の皆さんにもご協力を頂きながら、1人でも多くの方に定住、結婚、そして子育てと、「奈井江に住んで良かった」と感じて頂けるよう取り組んで参りたいと考えているところでございます。

2点目の定住施策の広報活動についてでございますが、従来どおり、住宅施策に留まらない、子育て支援策なども含めた新規、拡充事業を中心とした広報誌での特集記事、町外も含めて新聞折り込みをするチラシなどによりまして、奈井江町の充実した支援策について周知を行うほか、奈井江町の応援団であります「札幌奈井江会」の皆さんにも、配布をして参りたいと思うところでございます。

町内外のハウスメーカーを対象とした制度説明会の開催、立地企業に対する直接的なPRとして、社員寮や「芝桜まつり」での宣伝活動、コーナーを設けてやろうと思っ

ているところでございます。また10月頃を目途に致しまして、ホームページの全面改修を行いまして、スマートフォンなどにも対応して参りたいと考えております。

立地企業の若い人たちにも直接、届くよう広報活動に務めて参りたいと考えているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時39分)

森岡議員。

●5番

只今、町長から今年の定住対策にかける意気込み、決意等を説明頂きました。

本当に、この事業、大成功して頂きたいと思えますし、多分2月26日、予算がプレス発表した後の新聞に、今、町長言って頂いたように、ローカル新聞ですけれども、家を持つなら、奈井江でしょ、ってインパクトありますよね。

新築住宅に最高300万、これは確かに自分も見た中では、これはちょっとインパクトがあるなと思って見ておりました。

その中で、今、多くの問い合わせが来ているということで、非常に、成果を期待するところでもありますけれども、それで、今年新たに、取り組みをして頂く部分で自分なりに、中古住宅に対する支援ということと、それから働き世代の家賃を補助するという、これは今年新たに計画されていることですが、これは非常に良いことだなって自分も思っております。

本当に色々検討されて、計画されてくれたんだなということで、本当にこの取り組みは評価するといったら生意気ですけれども、本当に良いことをやってくれてありがたいと、そんな思いもしております。

それで今、広報の手法については、従来のということと、とにかく多くの人に知って頂きたいということと、町内外のハウスメーカーさんにも説明会をされるということも言っておりましたけれども、やはり、もちろん町外の企業さんも当然、権利とい

うか資格があるわけですから、ただ、自分の思いとしては、町内にも沢山、建設、それも家を建てれる企業もあるし、更に、リフォーム等、含めると関連企業が沢山あります。

地元の企業は、町民であってね、これは奈井江町のまちづくりの、僕らのパートナーだということに、僕も思っておりますので、その辺も含めて、先ほどは、町内外ということで、同じように聞こえたんですけども、地元企業に関して、商工会、窓口になるのかどうかその辺よく検討頂いて、これはきっちり僕は説明を頂いて、協力をもらうというか、共に奈井江町に住んでもらう人を増やそう、それから定住してくれる人を増やそうという事で、そこは、深く連携して欲しいなと思うんですけども、その点について、もう一度伺います。

●議長

(10時42分)

町長。

●町長

今、森岡議員からのお話ございましたように、町内企業といいますか、地元企業も連携して、しかも積極的にお互いに、共に努力し合うという事でございますが、全くその通りでございまして、私ども、そういうふうを考えているところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

●議長

(10時43分)

森岡議員。

●5番

それでは、ちょっと直接定住に関わらないのかもしれませんが、僕ちょっと思っていることがありまして、今回、アパートの建設にかなり、先ほども申し上げましたように、多くの予算が計上されて、1戸あたり130万ということ、要件はありますけど、それで町長が考えているのは、あくまでこの世帯で住んで頂きたいという思いがきつともって含まれているものだというように思っているんですけども、それで1つ、提案というか、私の思いなんですけれども、町長もご存知かと思えますけれども、私の町内の隣の隣の隣に民間のアパートがあるんですよ。

あそこ、基本コンセプトは高齢者が一人で安心して、自立できる方でありまして、介護保険とか、そういう行政の関わり合いではなく、あくまで、自分で自立が出来る方が住みやすいというような形のアパートが、これ結構、満床で、空いても、すぐ申込みがあるというようなことも伺っておりますけれども、福祉の施策なるのかもしれませんが、先ほど言ったアパート要件は世帯向けということでありまして、僕が一つ思うのは、そのようなこれから、さっき笹木議員の質問にもありましたけれども、高齢者の独居が増える、奈井江町でアパート建てるのは大変だという事を、それは財政上も分かっているんですけども、ただ、民間で例えば、そのような高齢者的なアパート、当然、さっきの要件にあうような広さではなく、個室、個室になるのが、多分、高齢者

向けとなると、そうなると思うんですけども、その辺も何か、町内に民間がもしね、建てて頂くようなことがあると、非常に、住む人も、家賃のことはね、多少高くなるのはこれは仕方がないと思うんですけども、その辺をちょっと福祉の施策と連動した中で、高齢者も一人でも安心して奈井江に暮らせるようなという、ある意味では僕は定住じゃないかなというように思っているんですけども、その辺についての誘導も是非検討頂けないかなと思っているんですけども、今、町長の見解をお伺いしたいと思います。

●議長

(10時45分)

町長。

●町長

今、お話ありましたように、高齢者人口が非常に多くなってきていると、しかも一人暮らしが大変多くなってきている。

したがって、そういうことを含めた総合的な考え方で、公的に作るわけには、なかなかいかないと思いますから、そういった面で、民間にやって頂くと、そういうアパートが今、奈井江町に1か所ありますけれども、非常に、満杯だということを聞いております。

私もちょくちょく顔を出すんですけど、そういった話も聞いております。

そういうことも含めて、民間がどういうふうに、奈井江町に建てて頂けるかということも含めて、今後も検討していきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(10時46分)

森岡議員。

●5番

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

2件目の質問は、今年度策定をされる、「まち・ひと・しごと創生法」における「地方版総合戦略」の、奈井江版のですけども、概要と策定まで、どういうプロセスでやるんだということについてお伺いをしたいと思います。

昨年11月に国会において成立を致しました「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、今年度中に地方自治体として独自の「地方版総合戦略」の策定が必要となります。

地方創生につきましては、現在の内閣が担当大臣を任命を致しまして、昨年末に行われました総選挙におきましても最大の公約でありまして、1丁目1番地の重要施策として、これは地方の活性化を目指して、活力をもった地域となるよう、様々な支援を含め進める事業でありまして、その基本がこの「まち・ひと・しごと創生法」であります。

その「地方版総合戦略」は、それぞれの地域が目的を果たすための具体的な基本目標や基本的方向、それに向けての具体的な施策を示すものとされております。

執行方針におきましても、策定にあたっては「これまでの施策についての整理検証を行いつつ、町の資源を活用しながら、新たな発想、強い意志をもって「奈井江版総合戦略」の策定を進めるということが示されておりますけれども、この言葉でいう、奈井江版総合戦略という事なんですけれども、理解できることもあるんですけれども、では具体的にどういうものだろうという事については、これは、ちょっとなかなかおぼろげな部分もあることはこれは、正直な、私の気持ちであります。

過日の調査特別委員会の中における質疑の中でも、町長よりこの「奈井江版総合戦略」策定が極めて重要な取組みであり、まちづくり計画における実施事業を、この計画に盛り込む事によって、今後の町財政の推移にも大きな影響があるということが、答弁の中でありました。

私も、おぼろげとは言いましたけれども、自分なりに資料は調べさせて頂きまして、中身については、理解をしている部分がございます。

私の思いと致しましては、今回の「地方版総合戦略」、奈井江の総合戦略でありますけれども、今の国の財政状況等を考えますと、これは地方自治体にとって、活力のある地方を再生させるためには、もしかしたら最後のチャンスであるかもしれないし、しかしながら最大のチャンスというように感じております。

町長もきっと奈井江町にとっては最大のチャンスでないのかという事については、きっと同じ思いでいてくれると思っているんですけれども、そこで、今年度策定されます「奈井江版総合戦略」について、いかに重要なものであるのかを含め、議会を通して町民に説明をして頂きたいとの思いを込めまして、「奈井江版総合戦略」の概要と、合わせて、どのようなプロセスでこれを策定される計画であるのかという事につきまして、お伺いを致します。

●議長

(10時50分)

町長。

●町長

森岡議員の2つ目の質問でございますが、「まち・ひと・しごと創生法」、地方版総合戦略の概要と策定、プロセスについてということでございますが、1つ目は地方版総合戦略の概要、2つ目と致しましては、奈井江町として、どのようなプロセスで策定される計画であるのかと、こういうご質問かと思うところでございます。

まず、地方版総合戦略の概要であります。昨年11月に、今、お話にもありましたように、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。12月末に、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」が閣議決定されたところでございまして、市町村においても、平成27年度中における「地方版総合戦略」の策定が努力義務となっているところでございます。

奈井江町においても、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を勘案致しまして、人口の現状と将来展望を提示する「地方人口ビジョン」と、今後5か年の目標、及び施策の基本的方向性や施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定を行うこととしております。

「地方版総合戦略」の概要につきましては、地方人口ビジョンを踏まえた上で、地域の実情に応じた戦略の「基本目標」や、その基本目標の達成に向けた「基本的方向」について、地域特性や現状・課題などを考慮致しまして、設定するものでございます。

更には、「基本的方向」に沿って「具体的な施策」を立案しながら、その施策を客観的に検証できる「重要業績評価指標（KPI）」を設定することとされております。

また、総合戦略の進捗については、評価目標や指標を通じて実施した、施策の効果や目標達成の状況等を検証し、改善を進めるためのマネジメント手法である「PDCAサイクル」を確立し、必要に応じて総合戦略を改定することになっております。

「奈井江町として、どのようなプロセスで策定される計画であるのか」ということでございますが、奈井江版総合戦略については、これまで進めてきました雇用の創出、定住対策、子育て支援など、「第6期まちづくり計画」との整合性を図りつつ、奈井江町の現状に即した施策・事業について検討して参りたいと考えております。

そこで、総合戦略の策定に向けた、その施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁的な組織である「奈井江町ふるさと創生本部」を3月1日付けで設置致しました。

また、「まち・ひと・しごと」の政策全般にわたる戦略を定めるため、産業界や教育関係者、女性、若者、高齢者の方など、幅広い方々からの意見を取り入れるとともに、町議会においても十分に協議しながら、平成27年度中の策定に向けて取り組んで参りたいと考えております。

今、森岡議員が具体的に、しからばですね、どんなことがあるかという話でございますが、このことについては、これから入り込んで、議論していきたいということを考えておりますから、その点についてご理解を賜りたいと思うところでございます。

よろしくお願い致します。

●議長

(10時54分)

森岡議員。

●5番

只今、奈井江版総合戦略といえますか、地方総合戦略の概要ということで説明頂きました。

中身についてはこれからということでありましてけれども、ただと申しますか、今年度、まち計を作って実施計画を作って、その中で、いかにリンクしていくかということも重要なことだということで理解をさせて頂きたいと思っておりますけれども、この総合戦略の資料を自分なりに、読み解きますと、今、町長が計画を策定するにあたって民間の力が必要なんだということで、本当に幅広い年齢層、それから産業界、それから教育機関や労働団体、メディアとか、そういう方の、産・官・学・金・労・言の参画が重要だというようなことも書いてありますけれども、確かに、色々な立場の色々な幅広い人がこれ本当に、自分もね、このことは重要な計画なんだなという事は、理解をしておりますので、その辺、十分に、連携を取って頂いて、計画づくりに参加、協力を求めて頂きたいなと思っております。

更に、これの国の場合の基本目標については、特に地方への新しい人の流れを作るとか、今、お話があった若い世代が結婚、出産、子育ての希望を叶える、そして、時代にあった地域間づくりということも安心な暮らしを守るということも、書いてありますし、只今、町長言ったPDCA、昨日の本会議でも奈井江の計画に対してもありました。

これも本当に重要なことだと思います。

それで1点、これはあくまで国の言っているやつで、国、道、市町村の役割ということの中でひとつ、総合戦略の中に、市町村間の連携に積極的に取り組んで、今、うちも滝川、砂川、中空知でやってますけど、定住自立圏の計画においても、それを計画に入れるのが望ましいというような書き方もされていたんですけども、その辺について、今、町長どう考えておられるかということと、もう1点、3月1日付けで、ふるさと創生本部が立ち上がったという事は、今、初めて聞いたのか、それとも特別委員会の中で話あったかもしれませんが、この創生本部の今、現状について、質問させていただきます。

●議長

(10時57分)

町長。

●町長

まず1つ目でございます。

今、お話ありました幅広く意見を聞くという事は先ほど申し上げた通りでございますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

それから、市町村間のこの辺は村がないですが、市町の連携、定住自立圏構想を含めて、こういったことも含まれるのかという事でございますが、当然ながらこういったことも含まれてくると、こういうふうに思っております。

ただ、全面的にそういう形で、定住自立圏構想のいわゆる論議がまだ定まってないわけで、一部分しか定まっておりませんが、いずれに致しましても、全体像と致しましては、地域が連携しあって、そして、お互い支え合い、市町でありたいとこういう方向性も考えながら、進めて参りたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

3月1日の、いわゆる、奈井江町のふるさと創生本部でございますが、3月1日付けで設置をしております、全庁的な連携体制で、総合戦略の策定、事業の推進に努めて参りたいと考えておりますが、これ前にお話申し上げたような気がするんですが、私を本部長と致しまして、副町長、教育長が副本部長、本部員に各課の課長を任命し、奈井江町ふるさと創生本部でございますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上でございます。

●議長

(10時59分)

森岡議員、このことに関して質問はございませんか。

なければ、質問者には誠に失礼かと存じますが、11時10分まで休憩と致したいと思っております。

(休憩)

●議長

(11時10分)

会議を再開致します。

休憩前に引き続き、総括質問を続けます。

森岡議員。

●5番

それでは、最後の質問でありますけれども、最後の質問は、町立国保病院の経営健全化に向けた取組みということについて、お伺いをしたいと思います。

町立病院の運営につきましては、昨日、事業会計補正予算でもありましたように、入院患者、それから外来患者数が、見込みより減少をしたというようなことで、事業収益の減少がありまして、新年度予算案につきましては、最終補正をした患者数を基に計画、提案されており、更には、今年度、介護報酬の引き下げが決まっている状況の中、予定されている中で、今後とも、病院経営を取り巻く状況はますます厳しくなる事が予測されております。

町立病院につきましては、これはもう本当に、町民にとって、安心をして一定レベルの初期医療を受ける事が出来る医療機関として、なくてはならない病院でありますし、町立病院が進める病診連携や病病連携を含めて、これからも地域医療の支えとして、果たしていかなければならない役割があります。

しかしながら、今後の人口推移、社会情勢を鑑みますと、未来ずっと、遠い将来だと思いますが、現在の規模で、規模のままで経営を維持できるのかという事については、様々な要因を含めて、そこは不透明な部分があるんじゃないのかなというように思っております。

この病院の経営にあたりましては、従前、これは国の方針として示されてた介護療養病床の廃止と療養病床の再編が計画されていたおりに、「経営健全化計画」を策定をして、安定した病院経営に向けた取組みを具体化されておりました。

「経営健全化計画」につきましては、平成21年2月に作成されたものでありまして、平成24年度までの取組みについて計画をされております。

また、これは、奈井江町のホームページの町立病院のところを見ますと、平成23年、ちょっと古い話で申し訳ありませんが、23年3月付で出ているのは今出ているやつですが、「公立病院改革プラン」の進捗状況ということが出ておりました。

それで、改革プランがありまして、これは、24年度終わるということで、そして、介護保険法の改正ということの、一部改正の中で、介護療養病床の扱いについては、一応29年の末をもって、今現在は、廃止の方向ということも、それは法律上で、出ている中で、それがまた国の方針として、延長があるのかどうかということも含めて、それはまだ分からない部分がありますけれども、更に病院においては、2年に1度、診療報酬、薬価改定もあります。

外部的要因も非常に多いわけなんですけれども、26年度の末を、今の3月をもって、この病院改革プランということが、一応、終了するということであるのであれば、今、考えられる中で、特にこの経営改革プランは経常収支を何とか黒字化しようということを立てられておりますけれども、新たに今年から27年度から、病院については長期ビジョンはなかなか難しいということはまち計の時でも言われておりましたけれども、3年なり5年なりサイクルで、新たに経営計画的なものを、策定をして、病院経営の安定化に向けて、努力をする必要があるのではないかなということを考えておりますし、その点について伺いたいのと、今年、実際経営を健全化するに向けてということであっても非常に、厳しい部分もあるんですけれども、今年どのようにされて経営健全化に向ける努力をされるのかということにつきまして、合わせてお伺いを致します。

●議長

(11時16分)

町長。

●町長

森岡議員の3つ目の質問でございますが、町立国保病院の経営健全化についてということで、1つ目は、新たに経営指針を策定し、経営健全化に向けた努力を検討すべきでないかと。2つ目と致しましては、今年度計画されている経営健全化に向けた取り組みは何かということでございますが、地域医療を取り巻く環境については、医師の地域偏在や看護師不足など依然として厳しさが続いております。

その中で、町立病院についても、人口の減少などの影響によりまして、患者数が減少傾向にあることも、これまたご指摘の通りで、経営的に厳しい状況にあります。1点目の「新たな経営指針を策定し、経営健全化に向け検討すべき」とのことでございますが、平成20年度に策定致しました「経営健全化中期計画」については、特に介護療養病床が、平成23年度末で廃止となることに対して、病棟再編を中心に策定したものでございますが、その後、法律の改正によりまして、廃止が29年度末まで延期となり、更には、今回の介護報酬改定では、新たに「療養機能強化型」として区分されるなど、今後の介護療養病床の重要性、あり方が問われているところでございます。

また、国では、将来的な地域医療体制確保に向け、本年度、都道府県において、二次医療圏単位を基本と致します「地域医療構想」が策定されます。

このことを受け、市町村では、この「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」と「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」の4つの視点に沿った平成32年度までを標準期間とする「公立病院改革プラン」の策定が新たに求められているところでございます。

このことから、町立病院が将来にわたって地域の中で、どのような役割、機能を果たしていくかを示すとともに、経営健全化を含めたこれからの町立病院のあり方を明確にする上で、27年度に改めて31年度までの5年間の「経営健全化中期計画」を策定する考えをもちしております。

2点目の今年度計画されている経営健全化に向けた取り組みについては、現在、副町

長、院長、副院長等による「病院経営検討委員会」を組織して、今後の経営健全化に向けた対策を協議して参りたいと思います。

27年度に向けては、砂川市立病院等からの紹介患者の積極的な受け入れと入院調整の迅速化、病診連携事業のさらなる推進、健診の受入れ体制の充実、砂川市立病院との医療情報ネットワークシステムの整備などに取り組む考えであります。

また、やすらぎの家の週2回の診療業務を、非常勤医師の雇用によりまして週1回に負担を軽減致しまして、病院での診療体制に繋げていきたいと思っております。

何よりも重要なことは、これからも病病連携や病診連携を重視しながら、どう経営に結び付け、健全化を図っていくかでございます。

今後も、入院・外来患者数の確保に向けた取り組みを進めながら、地域で安心した医療提供が可能となるよう経営の健全化に努めて参りたいと考えているところでございます。

よろしくお願い致します。

●議長

(11時20分)

森岡議員。

●5番

それで今、町長から、答弁を聞かせて頂いて、副町長・院長をトップに、経営改善に向けて、努力され、これは本当に大いに期待をしたいと思っておりますし、老人保健施設ややすらぎの家の老人福祉施設については、こちら介護報酬の減で打撃があるんですけども、一定間、患者さんが入所していれば、ある程度、収入の目途がつくと申しますか、一定の収入は必ずくる、それで収支がプラスになるとかマイナスになるとかではなく、目途がつくものがあるんですけど、病院はさっき、申しあげたように、外来の患者さんが、急に、少なくなったなというような状況や、更にさっき言った診療や薬価の改定の外部的要因が非常に大きいという中では、やっぱりその3施設の中では一番、注意を重くしていかなければならない施設であると思っておりますし、これをまた、色々なことをされても、目に見えて増えたなという、こういう結果が出るのは非常に難しいことだと思うんですよね。

その中でも最大限の努力をして頂きたいと思っておりますが、更に一企業であるということ踏まえれば、経常収支の改善を、これは目指していかなければならないということは、今、町長がおっしゃられた27年から31年に、新たに今年度病院経営の改革プランを策定して、実現に向けて努力をされていくということで、努力をされるということですので、お願いをしたいと思っておりますが、それで1点ですね、執行方針の中にあるように、これは町村会などを通して、地方における介護、医療、施設の現状を、これは国に申し上げて、実態に即した制度設計を国に求めていくというように記されておりますけれども、これは僕が思うに、町長の役割としては非常に重要なものがありまして、それは、当然わが町の町長でもありますけれども、立場も踏まえれば、町長は地方自治の、ある意味北海道の代表のような方でもありますから、このことについては色々な立場を踏まえて本当に努力をしてきたと思うんですが、それでまた町長は特に今までのまちづくりの

経過を踏まえても、特に厚労省とはパイプがあるんじゃないのかなというように思っていますけど、これで町の現状のことを聞くわけではないんですが、現在、国は、この地方の公営病院や介護老健施設、僕が知る限り殆ど自治体で運営している施設については、経常収支がプラスということはなかなかないだろうなと思っているんですけど、国は現状、地方のそういう病院や老健施設のことを運営状況をどんなように把握しているのかなということは、これ今、町長の分かる範囲で是非、お知らせ頂きたいと思います。

●議長

(11時24分)

町長。

●町長

大変重要な話でございまして、はっきり申し上げますと、地方のことが国が知らない、これは明確に、私は厚生労働省の幹部に申し上げました。

そして、いわゆる、老健施設もそうですが、やすらぎの家もそうですが、100床未満の所が大変厳しいという状況をきちっと知って頂き、その中で、理解して頂きながら、いわゆる、経営安定化に向けて、地方も努力するけれども、国もやっぱりそういう経常収支が努力するところはあうようにしていかないと、これだけの高齢化時代を支えていくのには、大変、今の状況では無理があるということをはっきり申し上げております。

そして、政党に対しても、各政党にもこのことを実態を訴えてきたことも、12月25日ですか、お話し申し上げてきたこともこれまた事実でございまして、いずれに致しましても、これらの、今、森岡議員のおっしゃるように、地方が努力して、努力すると同時に、高齢化が進んでおりますから、こういったことを支えられるように、その経常収支がバランスあうように、努力する市町村があうようにしていかねばだめだということ国に強く申し入れているところでございますし、今後も継続してこれらのことを申し入れていかねばならないと、こんな思いを致しておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

●議長

(11時26分)

森岡議員。

●5番

今の再質問の部分は、これ、聞いていいのかどうか、自分では悩んでいたんですけども、今、町長、力強く言って頂いたので、嬉しく思います。

さっき言ったように、奈井江の町長としての役割も重要ですけど、町長、自分の立場、よくお分かりだと思うので、これは本当に地方が確かに一生懸命やっても、この経常収支だけはなかなか改善しないというのは、本当に多分どこの市町村もそうだと思うので、今、100床未満のところは特に厳しい、それは現実だと思っておりますので、それはもう町長是非力を発揮して頂いて、国にはきちっと申し入れをして頂きたいと思っております。

それで、これちょっと通告はしてないんですけど、~~発言訂正後~~：「通告に関連して」

病院経営ということに関わる部分なんで、ちょっとお尋ねさせて頂きたいんですが、昨日、町立病院の方に、母親を連れて行ったんですけども、眼科の所に、4月より診療日が変わりますというような張り紙がありまして、眼科、午前中ですけど、月水金、週3回となるような、張り紙が確かあったんですけども、これについて、もう3月、次、4月1日からということでもありますから、現状、町長の分かっている範囲内、お分かりかと思えますけれども、現状について、ちょっとご説明を頂きたいと思えます。

●議長
町長。

(11時27分)

●町長

今、おっしゃる通りでございまして、大学から来て頂いているんですが、そのお医者さんが、眼科についてでございますが、4月1日から月水金ということになるということをお聞きしております。

出来るだけ、月水金に集中できるように、患者さんに通知をしながら、報告をしながら、そういったことを十分考えながら、今後の治療にあたって頂きたいと。

実はですね、本当のこと言いますと、主要な病院が、主要な病院に引き上げちゃうんです。

空知が、医師が、眼科の病院ですよ。

ただ、奈井江町の場合は、これだけ配慮してくれているという点では、聞いたらびっくりする病院です。

それが、やはり、地域偏在と申しますか、そういうこともあって、そういうことになるんでないかなと、こんな思いをしております。

いずれに致しましても、月水金を、来て頂くということでございますから、集中できるように、今、この間も担当と話していたんですが、集中できるように患者さんに通知しなければいけないということをお話しておりますので、ご理解の程を頂きたいと思えます。

また、今後、出来るだけ、現状に戻すような、回復を含めて、お願いをしなければいけないと、こんな思いをしておりますので、よろしくお願い致します。

●議長

(11時29分)

以上で、森岡議員の総括質問を終わります。

引き続き、総括質問を続けます。

(3. 4番大矢議員の質問・答弁)

(11時30分)

●議長

大矢議員。

(4番 登壇)

●4番

それでは通告に従い、執行方針について大綱4点に、町長に質問させていただきます。

まず最初に、奈井江商業高校の支援について質問させていただきます。

奈井江商業高校は生徒数の減少や普通科志向などにより、生徒数が減少し、今年から情報処理科1クラスになることから、このままでは、存続が危ういということで、町長は奈井江商業高校の必要性を重く受け止めて、今回、奈井江商業高校の存続に向けての支援策の大胆な見直しをされたことと思います。

PR効果にも繋がり、予想以上の入学希望者が集まりました。

今回の支援策が生徒や保護者の皆様に認められた結果であると私も考えています。

安定的な生徒確保のため、支援策を継続することは、賛成するところであります。

しかし、入学希望者が多いことは喜ばしいことでございますけれども、今月の17日に合格発表があるかと思っておりますけれども、希望のかなわない生徒が出ることに、私としては複雑な思いでございます。

今回の支援策の効果について、町長の率直な所感を伺います。

●議長

(11時31分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

奈井江商業高校の支援についてということで、大矢議員からの質問でございますが、今回、支援策の効果といいますか、今回、支援策を大胆に見直し致しました。

期待以上の出願があったことは、これまた事実でございます。

私も、大変、喜んでおりますが、大矢議員のおっしゃるとおり、希望のかなわない生徒が出ることも、これまた事実でございます。

入試で、生徒一人ひとりが持てる力を出し切ったものと思っておりますが、希望のかなわない生徒においても、将来の夢に向かい、更に、まい進して欲しいと願うものでございます。

さて、今回の出願者が増加した要因は、見直しをした支援策が功を奏したと思っておりますが、検証もこれまた必要だと考えているところでございまして、志望した理由が、町の支援策の拡大なのか、進路決定率なのか、あるいは学校に協力を頂いて、確認させて頂きたいと思っております。

その上で、効果を検証致しながら、今後の支援策について、検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

(11時33分)

大矢議員。

●4番

私も、競い合うというのは、あまり好きな人間ではありませんから、今回、ちょっと残念だなと思う反面、生徒が多く集まって頂けるということは、お互いに切磋琢磨して、学校、そして生徒の力の向上に繋がってくれるものだというふうに思っているところでございます。

今ほど町長は学校に伺って、今後の検証をしたいという話をされていましたが、奈井江商業高校はこれまで3年間連続して進路決定率100%でありました。

これが続くということも、選んでもらえる学校として、大変重要なことだと思っております。

就職先の確保のために、学校と企業の連携するような取り組みが出来ないのか、今もある程度やっていると思うんですけれども、今まで以上に支援策は出来ないのか、また、今までも検定料の助成を行ってきたかと思うんですけれども、一步前に進みまして、高度な人材育成のために、各種検定の1級合格者を表彰するとか、何かそういう就職、進学に繋がる政策が必要だと思っております。

入口対策だけでなく、出口対策も重要だと思っておりますけれども、町長の見解を伺います。

●議長

(11時34分)

町長。

●町長

大矢議員の再質問でございますが、高校の取り組みとして、卒業式で全国商業高等学校協会主催の検定1級3種目以上取得者の表彰を実施しております。

私も卒業式に行って参りましたが。

また、学校側では、新年度から、2年生、3年生の、町の検定料の助成は1級、2級の上位の級での助成と致しまして、受験者の全員の合格を目指し、これまで以上に講習・補習に力を入れるとお聞きしているところでございまして、大変、有効に活用して頂いていると感じております。

いずれに致しましても、地域産業を担う人材育成のため、支援を継続していきたいと考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、検証が必要だと、こういうふうに思いながら、検証しながら、今後どういうふうにあるべきか、ということも含めて、支援策を色々と考えていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時36分)

大矢議員。

● 4 番

ありがとうございます。

次年度以降も生徒確保が出来るように、支援策これからも続けて頂くことをお願い申し上げます。この質問については終わらせて頂きます。

次に、町立病院、老人介護保健施設3施設の利用者のニーズに適したケア内容の見直しということが掲げられてございます。

これまでも3施設ともに、健全経営に向けて大変努力をされてきましたが、サービスの質の向上のため、また施設の充実や職員体制の強化をしてきたことなどにより、経営は大変厳しい状況にあります。

今まではこれまで蓄えてきた資産により運営に問題がありませんでしたが、今回示された介護報酬改定も大きく影響し、経営が厳しくなることが予想されます。

また、全体的にみますと3施設ともに利用者が減少傾向です。

更には、介護報酬の見直しにより個人負担の増加も考えられる中で、利用者の確保に向けての対策が大変必要になってくると思います。

今回、利用者のニーズに適したケア内容の見直しをすることとしていますけれども、どのようなことに取り組みをされるのか、お伺いします。

● 議長

(1 1 時 3 7 分)

町長。

● 町長

大矢議員の2点目の質問でございますが、町立病院、老人介護施設の経営健全化、利用者のニーズに適したケア内容の見直しについて、どのように取り組むのか。

町立病院、健寿苑、やすらぎの家の3施設につきましては、今後ますます進む高齢社会に対する重要な施設でございますが、しかしながら、今回の介護報酬改定では、9年ぶりのマイナス改定となりまして、今後の経営に大きな影響を及ぼすことも予想されま

す。

経営の健全化を維持する上では、利用者のニーズを的確に把握すると共に、サービスの質をさらにどう高めながら、安定的な利用に繋げるかが重要であります。

各施設のサービス利用状況としては、身体機能の維持向上や認知症の予防、家庭の事情による短期的な入所など多岐にわたっております。

また、利用者からの要望や意見として、個別リハビリテーションやレクレーション内容の充実、利用時間の選択などを求める声も頂いております。

このことを踏まえながら、現在、リハビリ提供時間の拡大や楽しく過ごして頂くためのレクレーション内容の見直しなど、利用時間の短時間設定などを検討している所でございます。

合わせて、施設職員の資質向上のための研修会への参加機会の拡大だとか、施設内でのカンファレンスの充実に取り組んでいく考えであります。

いずれに致しましても、利用者が安心してサービスを受けられ、ケアの充実に必要なことが何かを的確に捉えながら進めて参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時39分)

大矢議員。

●4番

今ほど、短時間の対応とか色々なことについて、これから取り組んでいきたいという話をされました。

私も、前から、時間が今までの設定というのは、大変、高齢者の方には厳しいのではないかという話を前からしてきているんですね。

そういう意味で、そういうことにも対応して頂けるというのは、ありがたいことだと思います。

それと、もう1点、気になったのは、男性の利用者が、デイケアサービスとかでは少ないように見えるんですね、私の目でみたところに。

ただ、実際の対象となる人たちがどれだけいるかというのは、私全然掌握してませんので、分からないんですけれども、ただ、男性の方に聞くとやはり男の人はあそこに行っても時間を持て余すという感覚なんですね。

女性の方はあの時間に友達と会ったりなんかして、話をするのが楽しいというのを聞くんですけれども、男の方はあそこへ行っても何かやることがないので、退屈だし、疲れるだけだから行かないというような話も聞くので、そこに行くことに喜びを感じてもらえるような、先ほども言いましたレクリエーションとか、色々な話がありましたけれども、そういうことに取り組むことが必要なんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺、町長、もう1回、お願いしたいと思えます。

●議長

(11時41分)

町長。

●町長

今、質問の中で、ちょっと男性が少ないんでないかと、したがって、利用者が少ないということは、男性が今のご指摘によりますと、逆に楽しさがないと、したがって、そういう意味で少ないんでないかということでございますが、対象者が、今、大矢議員の言ったように、対象者は大概、入所されているんでないかなと思うんですが、そういう、本当に在宅で、今。

今、お話しありましたように、健寿苑が3名で、やすらぎが10名ということで13名待機者がいるということでございますが、その男女別ということは分かりませんが、いずれに致しましても、そういうことのないように、男性でもあっても、女性であって

も、介護度3以上になりますが、入所出来るようなことで色々と検討、ケアを考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

それから、喜びを感じるということですが、なかなかそれも難しいことですが、様々なレクリエーションも、先ほども申し上げましたように、レクリエーションをはじめと致しまして、入所しても退屈しないようにという話ですが、そういうことも含めて、ケアをどういうふうにしていくか研究して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

以上でございます。

●議長

(11時44分)

大矢議員。

●4番

ありがとうございます。

今ほど、入所の待機状況も出ていましたけれども、入所で健寿苑が若干、一時よりは待機者が少ないのかなというふうを感じるところでございます。

色々なことに取り組みながらの、皆さん、出来るだけ利用してもらえようような対策を取っていくということでございますけれども、利用者のニーズというのは、テレビなどで先進的な施設や取り組みを紹介されていることなどで、大変多様化してきているのかなというふうに思っております。

ニーズに応えるというのは大変対応が難しいことと思えますけれども、出来るだけ、皆さんの要望に応じて頂いて、利用者を増やして頂くよう、期待をしてこの質問は終了させて頂きたいと思えます。

続きまして、空知団地への新たな企業誘致についてを質問させて頂きます。

空知団地を町が買い取り管理をしていますことに、空知団地を抱える茶志内地域の住民の一人として、大変感謝をしているところであります。

しかし、長年企業誘致に努力してきたにも関わらず、進出企業が少ない現状であります。

また、町財政が今後厳しくなっていくことが予想される中で、現状の管理体制が続けられるのか、不安に思われている方もおられます。

昨年、岩見沢にコールセンターが誘致されました。

今年、美唄には規模小さいようではありますが、コールセンターが誘致されたようではありますが、奈井江町での現在の取り組み状況と今後の展望について、どのように捉えているか、町長にお伺い致します。

●議長

(11時45分)

町長。

●町長

大矢議員の3点目の質問でございますが、空知団地の新たな企業誘致についてということでございます。

空知団地に関しましては、昭和59年、1984年に分譲を開始以来、30年が経過したところでございますが、これまで、国の機関、あるいは北海道、美唄市との連携によりまして、時々の経済情勢、社会情勢を捉えながら誘致活動を行って参りました。

しかしながら、グローバル経済が進展する中におきまして、1980年代後半からは、国内製造業生産拠点の海外移転が始まりまして、いわゆる産業空洞化の影響を大きく受ける状況が続いて参りました。

この間、空知団地においては、製造業数社との土地譲渡契約が交わされましたが、現状は町の農業施策と致しまして、平成12年に「ライスターミナル」が稼働し、また平成26年に「太陽光発電施設」が竣工し、発電が行われているところでございます。

空知団地の所有につきましては、平成26年3月末をもちまして、法律に基づき、中小企業基盤整備機構から町に譲渡がなされたところであります。

この時の譲渡価格の鑑定については、新たな所有者が、一定期間管理を継続する事情を含めて、安価な価格が設定されております。

しかしながら、ご指摘の通り、長く所有することによって、財政にも影響を与えることも、これまた事実でございます。

こうした背景から、昨年3月には、企業立地促進条例を改正致しまして、助成対象業種の拡大のほか、土地取得に対する助成措置の創設など、早期の分譲に向けた対策を講じたところであります。

また、本年度から、更に北海道との情報交換等も強化しておりますが、美唄市と構成する「空知団地企業誘致推進会議」の平成26年度の総会においても両市町が新たに土地を所有する環境において、より効率的なセールスを行うために、これまで以上に連携を強めることを確認しております。

平成25年度の道内の新規立地企業の特徴と致しましては、自然災害等に対処する「リスク分散」を理由に、立地した企業が22件と全体の26%を占めておりまして、また道産の食資源・原料に着目した動きが出てきているとの情報を得ております。

今後も、こうした社会情勢を踏まえつつ、関係機関との連携、情報の共有を図りながら、粘り強く、効果的な企業誘致対策を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時49分)

大矢議員。

●4番

企業立地の方はなかなか厳しい情勢だというのは、分かっていますけれども、そんな中で、近隣で太陽光発電については、情勢が変わりつつあるんですけれども、近隣では太陽光発電施設誘致に取り組んでいる町村もあります。

また、エネルギーの地産地消ということで、団地で発電施設を持って、町内で利用するとかそういう取り組みもしている町村もありますけれども、そういうことに対する考え方はどういうふうに考えているのかということ。

もう1点、水道、下水道などが整備されていることから農地に戻すことは出来ませんが、菜種とかひまわり栽培して油を採取するとか新たな農業とのコラボレーションした事業とか、そういうことは出来なのか、工業団地で出来るのかお伺いしたいと思います。

●議長

(11時50分)

町長。

●町長

今、お話しございました太陽光発電などの、自然エネルギーが注目を浴びているところでございますが、これからも拡大されていく、発展産業と考えていることも私も同じ考えでございますが、したがって、今度、どういうふうにしていくかということも含めて、いわゆる太陽光発電が既に設置されているということもございまして、今後、継続して、拡大して頂いたり、そういうことも含めて、考えているところでございまして、町としては、直接的に事業を展開するのは大変難しいと思いますが、空知団地に既に発電施設が、今、申し上げましたように、事例としてありますので、PR材料にもなると思いますので、今後、PRを徹底していきたいというふうに思っております。

また、現在、下水道・奈井江浄化センターの未利用熱の事業化計画の検討をしているところでございまして、私も3回ほどその会議に出させて頂きました。

今、これらが、新聞にもちょっと載っておりますが、いずれに致しましても、それらが本格的に稼働されれば、こんな思いをしながら、いるところでございます。

最後の質問ですが、本町は、米が主体であります。

これらとコラボレーションしたものが出来ないかという話でございますが、農業地帯としての作物生産のノウハウもあることから、こうした背景も、団地活用策の有効な地域資源として、また町としてのPR材料として、活用策を検討して参りたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時52分)

大矢議員。

●4番

地方創生の話も最後にさせてもらいますけれども、そういうことも絡みまして、人口減少を止めるためには、企業誘致、雇用先がなければなかなか難しいということですので、何とか円安などの効果により、企業の国内志向も若干回復しているようでございますから、なんとかPRを進めて企業誘致できますことを私の立場からも願ひまして、

この質問は終わらせて頂きたいと思います。

次に、地方版総合戦略の策定についてを質問させていただきます。

先ほど、森岡議員の質問もありましたので、重なることもあるかと思いますが、ご容赦を頂きたいと思います。

奈井江町は、「まち・ひと・しごと創生法」が成立後、速やかに取り組みを始めており、更には4月からは新体制で地方版総合戦略策定に取り組むこととしており、町長の意気込みを感じる所であります。

今後、具体的な取り組みが示されてくることになりましたが、2点について、町長の考えを伺います。

先ほども言いましたように、人口減少を止めるためには、あらゆる施策を講じなければなりませんけれども、地方に住みたくても、働く場所がないのが実情で、雇用の拡大がなければ、成し得ないことだと思います。

国も農業、観光、そして福祉の分野の充実などで、雇用の拡大を図ることをあげてございましたけれども、雇用拡大の方策について町長の考えを伺います。

2点目としまして、新たな課を中心に、平成27年度の内に、奈井江版総合戦略を策定することになりますけれども、その後のこの課の役割はどのように考えられているのか、伺います。

また、あらゆる分野で施策を展開しなければならないことから、今までの分野ごとの縦断的な取り組みから、課をまたいだ横断的な対応が必要だと言われておりますけれども、各課の連携をどのように図るのか、お伺い致します。

●議長

(11時55分)

町長。

●町長

大矢議員の質問でございますが、地方版総合戦略の策定について、一つは雇用拡大の方策、2つ目は新たな課の役割と各課の連携ということでございますが、総合戦略における雇用に関するご質問でございますが、これまで本町においては、立地企業の努力によりまして、700人以上の雇用が拡大され、地域の経済基盤を支えて頂いているところでございます。

人口減少に歯止めをかけるためには、「まち・ひと・しごと」の好循環を作り出す必要がございます。更なる地域の雇用を創出していくことが重要な課題となっております。

この課題を考える時、立地企業や、基幹産業である農業など、産業全体の付加価値や生産性の向上が必要であるとともに、多様な価値観を取り込む観点からも、女性が活躍できる環境整備が必要であると考えております。

また、企業の新規立地や増設・設備投資は、地域経済の活性化と雇用の場の確保に大きく寄与することから、本町においても、条例に基づく助成等の支援を行って参りました。

今後についても、立地企業との連携に加えまして、積極的な企業誘致を展開致しまして、企業の新規立地、事業拡大に対する支援についても継続して実施する必要があると考えております。

総合戦略の策定にあたっては、雇用の創出に繋がる、地域の特性を活かした取り組みについて、幅広く検討して参りたいと考えております。

次に「新たな課の役割と各課の連携」ということですが、職員の体制については、昨年11月、ふるさと振興課において、一部、地方創生に関する人事を実施している所ですが、4月から正式に課を設置して対応するため、本定例会において、「ふるさと振興課」を「ふるさと農政課」「ふるさと商工課」、そして「ふるさと創生課」の3課に再編を行うべく、課の設置条例の改正案を提案した所でございます。

国は、『単独の大臣である地方創生相を設け、自主的、主体的に取り組む自治体を支援して行く』としておりまして、国との繋がり、窓口も明確にして行かなければなりません。

そういう意味において、奈井江町の体制を充実して行くことが必要でございまして、現行の体制内で取り組むのではなく、「ふるさと創生課」を新設する考えであります。

また、地方版総合戦略においては、「仕事づくり」など、ビジネスの創造に係る検討を行っていくことも大変重要でございまして、「創生課」と共に産業を所管する「ふるさと2課」を統括する参事職も新たに配置しながら、奈井江版の地方創生に取り組んで参りたいと考えております。

なお、「各課の連携」ということで申しますと、私を本部長として、副町長・教育長が副本部長、本部員に各課の課長を任命する「奈井江町ふるさと創生本部」を3月1日付で設置をしております。全庁的な連携体制によります総合戦略の策定、事業の推進に努めて参りたいと思うところで、先ほど森岡議員の質問にお答え申し上げます。

以上でございます。

●議長

(11時59分)

大矢議員。

●4番

体制について分かりましたけれども、これちょっと私は質問しようかどうか迷っているところなんですけれども、私の率直な素朴な質問なんですけれども、奈井江版の地方創生戦略計画は、奈井江町の将来に本当に関わっていることですから、まちづくり計画とも大変関わりもあるものなんですけれども、担当課がまちづくり課でなく、ふるさと課での対応とした理由はどういうふうに考えているのか、お伺いします。

●議長

(12時00分)

町長。

●町長

いわゆる、ふるさと産業課、それとの関係でございますが、先ほど申し上げましたように、各課と総合的に連携していくことは、これは、事実でございますが、どうして、ここに位置付けだと、農業、商業、地域創生というのは、一体的なものである、こういうふうには私どもは理解しておりますし、考えておりますので、そういった中で、各課にわたって、連携していくことはこれまた事実でございますが、しかし、その中で特化したものと致しましては、商業、農業、工業ということですね、含めた中で考えていきたいということ、ふるさと創生課と、新たな課を設けたということでございますのでご理解を頂きたいと思っております。

さっきの答弁の中で、ちょっと申し上げましたけれども、国が繋がり、窓口を明確にしていかなければいけないということも、これもまたございまして、地方創生課ということ、設けたということでございます。

ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(12時01分)

大矢議員。

●4番

課を設置しなければならない理由というのは分かりましたし、まちづくり課でなくて、ふるさと課というにしたというのは、やっぱり産業が盛んにならなければ、地域が活性化しないという思いだろうというふうには今の答弁で考えたところでございます。

やっぱり産業が盛んになって雇用が促進される、また皆さんが定着されることだろうと思っております。

その中で、若干、私の読んだ本の中で、分析の中なんですけれども、奈井江は大変町長が色々な福祉や何か頑張っておかげで高齢者といいますか、今まで住まれている方が住み続けることには成功して、こういう今の状況があるんだろうと思っています。

分析では奈井江町は若い女性が少なくなっている、減少率が高いという分析がされているようなんですね。

奈井江町、若年女性の減少率が高いことが、近隣空知管内、全道的にそうなんですけれども、その中でも若干奈井江は高いというふうに統計では示されています。

若い女性が安心して住み続けてもらえるような、若い女性に特化したような政策が今後必要なのかなというふうには私は思うんですけれども、その辺、女性の意見も聞きながら、今後進めていって頂きたいと思っておりますけれども、その辺、答弁お願いを致します。

●議長

(12時02分)

町長。

●町長

今のお話しですと、奈井江もですね、女性の、若い女性の方が少ないんでないかと、こういうご指摘でございます。

それはデータにもちょっと出ていることも、これまた事実でございます、そういった中で、ただ、女性に特化した何か仕事がないかということが、一番大事なことでありまして、なかなか地方全体も、そうでございますが、奈井江町に女性を特化して、来て頂くということは、なかなか難しいと、こういうふうに思っておりますから、いずれに致しましても、今、大矢議員の指摘にありましたように、それぞれ皆さんの意見を聞きながら、今後の政策に活かしていったらどうだということは、事実でございますから、そういうことも含めて、私はこうこうあるべきだと、こういうことをすると、女性の数も伸びるといことは、なかなかここで難しいと思っておりますが、いずれに致しましても町民の皆さんと相談しながら、そして女性の皆さん方に聞いて、聞きながら、女性が住みやすい状況はどういう環境だということも含めながら、色々と考えていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

●議長

以上で、大矢議員の総括質問を終わります。

ここで昼食のため、1時10分まで休憩と致します。

(昼休憩)

(12時04分)

<発言訂正>

(13時10分)

●議長

会議を再開致します。

総括質問の前に、森岡議員より本日の会議における総括質問において、一部訂正したい旨、申出がありましたので、発言を許可します。

森岡議員。

●5番

発言の許可を頂きまして、ありがとうございます。

私、午前中の本会議における総括質問の大綱の3点目、町立病院の経営に関する再々質問の冒頭におきまして、本来、「通告に関連をして」という発言をするところでしたが、「通告にはありませんが」ということを発言しておりましたので、訂正致します。

どうぞ、よろしくお願い致します。

●議長

森岡議員の総括質問において、「通告にはありませんが」を「通告に関連して」に訂正することについて、会議規則第62条の規定により、議長において発言の訂正を許可します。

(4. 3番三浦議員の質問・答弁)

(13時11分)

●議長

それでは、総括質問を続けます。

3番三浦議員。

(3番 登壇)

●3番

本日は町長に3点、教育長に2点質問致します。

まず、地域の助け合い活動のための体制づくりについて、町長に質問致します。

「高齢者等支え愛条例」に基づく、災害時要援護者名簿が整備され、いよいよ、町民が互いに支え合う地域社会の仕組みづくりが始まろうとしています。

条例では「支え愛活動団体等」として、連合区、行政区、自主防災組織、民生児童委員、老人クラブ及びボランティア団体等を挙げています。

また、その活動内容については、1つ目として「日常的に生活の状況を見守る活動」、2つ目として「日常生活を支援する活動」、3つ目に「災害発生時に支援する活動」、4つ目として「そのほか、町長が必要と認めた活動」としています。

これらの活動団体が互いに情報を共有し、有機的に繋がることができるかどうか、そこが「支え愛活動」推進のカギではないかと思えます。

「町政執行方針」には、「今後、地域助け合い体制、ボランティアの活性化などを支援するための仕組みを構築する」とありますが、町として、具体的にどんな仕組みを考えているのか、先ほどの笹木議員の質問と重なる部分がありますが、改めて、お答え願います。

●議長

(13時13分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、高齢者等支え愛条例による地域の支え合い活動の推進についてということでございますが、高齢者等の地域での助け合い、ボランティア活性化支援のしくみを、町はどう構築しようとしているかと、こういうご質問かと思うところでございます。

昨年4月より、「高齢者等支え愛条例」に基づきまして、高齢者や障がい者など、見守り、支援の必要な人の名簿作成に取り組んで来たところであります。

名簿の提出のありました7割の行政区につきましては、既に社会福祉協議会を通じ、配布を始めておりまして、また、残り18行政区につきましても、それぞれ協力依頼を行っておりまして、3分の1強にあたる7地区については、来週早々に名簿の配布が出来るよう、準備を進めているところでございます。

さて、これらの名簿の活用によりまして、地域における見守りや支援活動、社会福祉協議会における小地域ネットワーク事業やボランティア活動など、地域福祉事業各般にわたっての活用がなされ、各種事業の活性化が図られるものと期待を致しているところであります。

また、町と致しましては、「高齢者等の社会参加と支え合いの体制づくりの構築」を進めることが必要と考えておりまして、「生活支援コーディネーター」を配置致しまして、住民自ら、地域で円滑に活動できるための調整、更には相談役を担うほか、ボランティア等担い手の養成、発掘などについても、しっかりと取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時15分)

三浦議員。

●3番

生活支援コーディネーター等を中心にとということでありましたが、先日、私は町内の高齢者から相談を受けました。

他人が勝手にインターネットを接続して、その利用料金をこの高齢者の通帳から自動的に引き落としする契約をしてしまったと、それで、自分では全く使用していないのに、引き落としがずっと続いているんだけれども、どうしたらいいんだろうかという相談を受けました。

それで、一緒に解約の手続きをしましょうということになったんですが、ネットの解約はNTT東日本へ、引き落としの解約はNTTファイナンスへ、ということで、それぞれ連絡を取りました。

本人でなければ受け付けないということなんですけれども、本人確認がなかなか出来ないんですね。

携帯に出て、本人ですかと、聞かれても耳が聞こえないので、私ですと言えないんですね。

それで、なんとか私の方の委任状を提出して、手続きを終えました。

そうすると今度はパソコンに接続してあるはずの端末の機械を着払いの宅急便で送り返せということでした。

それもなんとか送り返しました。

それで、全てが終わるのに3週間ぐらいかかりました。

ところがこの問題を解決していく中で、実はもっと心配なことがあるんだという、またお話があって、なんだろうかと聞いたら、実は、サラ金絡みの被害にもあっている

ということなんですね。

それは、私の手に負えないということで、弁護士の無料相談を紹介致しました。

この経験から、高齢者等の日常生活を支援する活動というものの範囲は、ものすごく広いと実感しました。

ごみ出しをお手伝いするとか、ちょっとした草取りや除雪を手伝うとか、そういうことから、かなりプライベートなことに踏み込まざるを得ないことも出てくるのではないかと。そうすると、この活動の担い手側は、常に、情報を共有して、一人で抱え込まないということや、日頃からこういう問題はどこの関係機関へ繋いだらいいのかというような研修なども必要になってくるのかと感じました。

今まではこういうことは、区長や民生委員の方たちが一手に引き受けていたんだと思いますが、そのネットワークを広げるということですから、担い手側の研修がどうしても必要だと思います。

そこで、町が社会福祉協議会などと連携して、経験交流や講座などを開くことが必要になってくるとは思います。この点で町はどういうふうを考えているのか、質問します。

●議長

(13時19分)

町長。

●町長

今、具体的な例を挙げて、切実な話がありました。

確かにそういうことも承っているところがございますから、今、ご提案がありましたように、講習会等を開きながら、それぞれ周知をしながら、また研修を高めていきたいと、担い手の研修を高めていきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時19分)

三浦議員。

●3番

地域の助け合い活動が、動き出しますと、様々な問題が浮き彫りになってくると思いますが、その都度必要なアドバイスや研修の場を設けると同時に、毎年、全町の活動を総括して、それぞれの地域に返していくことが必要かと思えますが、そういうことは、計画されているかどうか。

もし、計画されているとしたら、どこがそういうものの責任を持って、やることになるのか、伺います。

●議長

(13時20分)

町長。

●町長

今のご提案でございますが、全く総括しなければいけないことは、事実でございますから、そういう担い手と申しますか、受けもちとしては、町が責任をもって、やりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

(13時21分)

三浦議員。

●3番

奈井江町も10年後には高齢化率が50%になる予定ですが、早め早めに手を打って、安心して住み続けることが出来るまちづくりを進めることが、定住化対策にも繋がってくると思いますので、是非、この取り組みを成功させるよう、町としてもきめ細かな対応をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、ひきこもりがちな若者への支援について伺います。

厚生労働省は「仕事や学校に行かず、家族以外と交流せずに半年以上、自宅にひきこもっている状態」、そういう状態にある15歳～35歳の子供がいる世帯が、全国で26万世帯あるとしています。

また、内閣府は、今言った状況にプラスして、「趣味の用事のときだけ外出する」という状態を加えると、15歳～39歳までで全国で約70万人がひきこもり状態にあるという推計を出しています。

学校に行けないという不登校の問題については、広く知られているところですが、新たに、社会的ひきこもりが増えているということです。

社会的引きこもりの定義は、社会生活を送る中で、「何らかの事情」によって、心が深く傷つき、これ以上我慢すると、自分が自分でなくなりそうだという窮地に追い込まれた結果、自分を守るために外部との接触を避けて、ひきこもっている状態をいって言われています。

そしてこの社会的ひきこもりが増えた要因として、競争と儲け主義が合わさった「成果主義」、それと、本当は国の制度や企業に問題があるのに、すべては責任はあなたにあると責められる「自己責任論」にあるのではないかとされています。

更に、心が傷つくだけでなく、身体的にも健康を害して職場をリタイアした若者も増えています。

健康な若者でさえ、なかなか仕事に就けない雇用状況の中で、健康を害して、前の職場を辞めたという、そのことだけで再就職の大きな妨げになっています。

私のまわりでも、こうした若者が増えていると実感しています。

しかし、10年、20年のひきこもりを経験していても、2～3年の適切な支援を受けることで、元気になるという実践も報告されています。

奈井江町でも、こうした社会的ひきこもりへの対策を立てるべき時に来ているのではないかと思います、この点について見解を伺います。

●議長
町長。

(13時24分)

●町長

三浦議員の2つ目の質問と致しまして、心の健康づくり対策についてで、若者の社会的ひきこもり対策が必要と考えるが、私の見解はということでございますが、平成22年度に、内閣府が実施した推計によりますと、15歳から39歳の若者のひきこもりにつきましては、家や自室からほとんど出ない「狭義のひきこもり」が、23万6千人、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する「準ひきこもり」が46万人で、合計では今お話ありましたように69万6千人、70万人という推計結果が出ております。

「ひきこもり」になったきっかけと致しましては、職場になじめなかった、学生時代の不登校、人間関係がうまくいかなかったなど様々な点がございまして、その症状も、無気力、うつ状態、イライラしてすぐに怒り出すなど、これらが組み合わさって、「ひきこもり」に繋がると言われております。

町と致しましては、健康づくり計画における重点課題の1つに「こころの健康」を位置付けております。

保健センターでの「心の健康相談窓口」の開設や心の健康、うつ予防に関する普及啓発としてパンフレットの全戸配布など様々な対策を進めて参りました。

「ひきこもり」の解決には、本人の気持ちを受け止め、その悩みに寄り添っていくことが何よりも大切だと思います。

個別にアプローチしながら、その家庭を地域の中で孤立させないことが重要であると考えておりますが、合わせて、「高齢者等支え愛条例」に基づく、地域内の支え合いも大切だと思います。

これからも、「こころの健康」を重点課題と致しまして位置付けまして、予防対策や支援・相談体制の充実等に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

●議長
三浦議員。

(13時27分)

●3番

若者の生きづらさについては、当事者が意見を言うチャンスが殆どないというのが実態だと思います。

個人的に、保護者を含めて、例えば保健センターに相談に行くとか、そういうことはあるのかもしれませんが、若者同士が、当事者同士が集まって、生きづらさを語り合うというような場所が必要なんじゃないかと思うんです。

その中で、自分たちの置かれている状況が分かってくれば、そこから抜け出すために、何をしたらいいのかということを実感していくのではないかと思いますね。

こういう問題に取り組んでいる全国のNPOとかのお話を聞きますと、一人ですっといてはなかなか解決できないというんですね。

やっぱり同じような悩みを持った人たちが語り合うことで、自分だけではないというふうに感じるのがすごく大事だというふうに言っています。

是非、そういう場を設けて頂きたいと思っているのですが、この点について、町長の意見を伺います。

●議長

(13時28分)

町長。

●町長

三浦議員の再質問でございますが、同じ悩みを持っている人がおられるということで、心を開いて話をするという場面もあると、今、ご指摘があったとおりでございますが、そういう集まる機会をどういうふうに作ったらいいかということも含めながら、研究していきたいと、こういうふう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

●議長

(13時29分)

三浦議員。

●3番

人口が、減少が進む中で、若い人は貴重な存在だと思います。

是非、本来の力が発揮できるよう働きかけを続けていきたいものだと思います。

続けて、3つ目の質問に移ります。

奈井江商業高校への支援について、町長に伺います。

奈井江商業高校への手厚い支援により、定員を超えた応募があったことを喜ばしく思うと同時に、これを一過性の現象にしないためには、入学した生徒がしっかりと学力を身につけて、社会に巣立っていくことが大事だと思います。

同時に、卒業後の進路の確保がどうしても必要になってくると思います。

そこで、町内はもとより、近郊での雇用確保に町としても、今まで以上に支援をして頂きたいと願うところです。

入試の結果も発表されていませので、合格者の出身地も分かっていませんが、奈井江中学校からの受験者も例年に比べて多いと聞いています。

近郊での就職が出来れば、後に続く後輩も増えてくるのではないかと思います。

この点について町長の見解を伺います。

●議長

(13時30分)

町長。

●町長

三浦議員の奈井江商業高校への支援についてというご質問にお答え申し上げたいと思います。

本当に期待以上の出願がありまして、私も大変喜んでるところでございますが、これを継続していくためには、三浦議員のおっしゃるとおり、きちんと就職や、進学することが何よりも大切だと思います。

雇用の確保に町と致しましては、支援をするべきではないかということでございますが、まずは、奈井江商業高校のPRが、重要と考えているところでございますが、教育の明日を考える集いや、産業まつりなどのイベントには、奈井江商業高校の生徒さん達にも参加して頂いておりますが、高校のPRも含めて、本町のイベント等を大いに盛り上げて頂きたいと思っております。

また、学校祭で、やすらぎの家の前で「よさこい」を披露するなど、町民の中へ積極的に入って頂いております。

私としては、このような時に、たくさんの町民の方々にも、参加して頂きながら激励して頂くことが、ふれあいの支援と言いますか、生徒の向上心を高めることに繋がる、大変、大切なことだと感じとっているところでございます。

町民と一体となった、取組の一つひとつが、町内外の方々の目に触れ、雇用にも繋がる、企業の人たちも奈井江商業高校の人たちは明るい、元気だと、町民とみんなに触れ合っていると、こういう活動を聞くことによって、それがなお、雇用にも繋がっていけばとこんな思いを含めているところでございます。

また、高校でも、就職や進学に繋がる指導をすることが重要と感じているところでございますが、本町からの検定料の助成を有効に活用し、各種資格の取得を積極的に取り組んでいるところでございます。

いずれに致しましても、支援については、一緒に就いたばかりでございますので、いろいろな課題について、議論し検討して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時33分)

三浦議員。

●3番

今年入学する学生が卒業するのは3年後ですけれども、町の協力をお願いするものです。

続きまして、教育長に学校教育の充実について伺います。

学校教育の基本に「基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につける」ことを掲げていますが、これを実現するためには、少人数学級というのは避けて通れないのではないかと思います。

昨年、議員視察で訪問した由利本荘市では、小学校で、ほぼ33人以下学級になって

いるということでした。

また、「さんさんプラン」といって、県内すべての小学校で33人以下学級の実現を掲げた山形県では、導入前と比べて、小中学校の不登校が年々減少している、保健室利用の減少、読書量の増加が見られたというふうに報告されています。

「昔の子どもは40人学級でもきちんと学んでいた」という人もいますけれども、学習内容や社会情勢が大きく変わっています。

例えば40年前では、九九は小学校2年から3年にかけて、半年かけて学習していたものが、今は2年生で2ヶ月程度で九九をマスターしなければなりません。

また、家庭環境も貧困の拡大など、様変わりしています。

ですから、どんな家庭環境の子供でも、「基礎・基本を確実に身につける」ためには、学級の生徒数を少なくする必要に迫られていて、各地で少人数学級を推進しているというのが現状です。

本町が独自に35人学級を実施していることに敬意を表しますが、更に一步踏み込んで、せめて小学校の低学年、例えば1年生とか2年生で33人学級の実施について、実現できないか見解をお尋ね致します。

●議長

(13時36分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、三浦議員よりご質問のございました少人数学級の考え方につきまして、ご答弁申し上げたいと思います。

現在、小学校3年生で、町独自で35人学級を実施しております。

1クラスで20人程度の編成としているところでございます。

学級の人員数については、様々な考えがございますが、子供たちも切磋琢磨し、育つためには、多種多様な考えを持つある程度の集団が必要であるという考えから、現場におきましては25、26人程度のクラスが理想ともお聞きをしているところでございます。

本町におきまして、少子化が進んでおります。

平成27年度の入学生が32人、28年29年度が33人、平成30年度には30人を切るというふうに推計もさせて頂いております。

そのようなことから、必然的に少人数化が進む現状において、現在のところでございますが、35人学級を見直す考えには、至っていないということでございます。

今後とも、入学者数等を注視しながら、それぞれ判断して参りたいと考えてございますので、ご理解をお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(13時37分)

三浦議員。

●3番

確かに、子供、出生数が減っているの、年々少人数化していくという事は分かるんですけども、今、せつかく、若い人、それから子育て世代の定住ということで、町としても色々施策を進めているという中で、いつまでも子供の数が減っていくという事だけを考えているというのは、どうかなというふうに思うんですね。

それで、これが、いったんは減ったけれども、段々にまた回復してきたということも考えて、やっぱり打てる手はなるべく早く打っておくべきではないかなというふうに思うんです。

北海道は、この少人数学級に関しては、全国的にいうとかなり遅れている県だと言われてます。

秋田や山形県以外にも、小学校の、1年生だけなんですけれども、33人学級を実現しているという県、県としてですね、青森県、それから32人学級が新潟県、30人学級が福島、群馬、山梨、三重、京都、奈良、鳥取、島根、山口、高知、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄というふうに少人数学級を推進している府や県が増えてきています。

なんとなく北海道にいと、35人でいいかなというふうに思っちゃうかと思うんですが、学校訪問で、議員として学校訪問に行った時にもやはり3年生のクラスを見た後に、1年生2年生のクラスに入ると、多いなという感じを持ちます。

それから私の近くには小学校の2年生の子がいるんですけども、「うちの孫のクラスは人数多いよね」というふうにおばあちゃんが言っていました。

ですから、やっぱり出来る限り、35人でいいんだというところなんとか突破出来ないかというふうに早急に、と思うんですが、もう一度、その点でお聞きしたいと思いません。

●議長

(13時40分)

教育長。

●教育長

基本的な考え方につきましては、先ほどのお話をさせて頂いたとおりでございますが、確かに推計どおりと、いくか、いかないかはその時の数字で判断をさせて頂きたいというふうに思っておりますし、私ども35人をどうしてもということではございませんが、やはり先ほど申し上げましたように、学校現場としての考え方もそれらも十分お聞きをしながら、それぞれまた今後の大きな課題の一つということで、させて頂ければというふうに考えてございますので、ご理解を頂きたいと思いません。

以上でございます。

●議長

(13時41分)

● 3 番

国や道の方針が変わっていけばまた変わっていくのかなというふうに思うんですけども、今の所、その35人で行くという事ですけども、本当に色々な問題が起こった時に、現在でも行われていますけれども、チームティーチングで入る先生を柔軟に対応するなどの措置をお願いしたいと思います。

最後の質問ですが、子どもの健全な育成について、教育長に質問致します。

NHKスペシャルで「子どもの未来を救え～貧困の連鎖」というドキュメンタリーがありました。

胸が締め付けられる思いでした。

高校生の男の子が、弟や妹の面倒をみて、炊事や洗濯をしている。何となく学校を休むようになって、不登校になってしまっている。「せっかくお母さんが働いてくれて高校に入れてくれたのに行けなくなってすまないと思っている」というふうに語っていました。

お母さんが朝早くに出掛けて、きつい仕事を終えて、家に帰ってきて、小さな弟、妹たちは寝ている時間に帰ってきて、ぺたんと座り込んで「ああ疲れた」というふうに一言語っていました。

番組では、そういう家庭に食料を配るNPO組織があるということを伝えていました。

また、2月23日付けの北海道新聞では、一面で「貧困の子支援急げ・学校ソーシャルワーカー一国が増員」というふうに報道していました。

困窮家庭の多くは孤立している、福祉が届いていない、学校だけでは対応しきれないケースも少なくないというふうに言われています。

子供の心の問題では、スクールカウンセラーの存在が定着してきましたが、経済面も含めて、保護者の相談にあたれるという存在が、やはり必要だと思います。

「少し心配な家庭がある」と支援を要請すれば、保護者の相談にのってくれる専門家が家庭に働きかける。

しかし、道内では、まだ、その専門家さえも少ないんだというふうに報道されていました。

このこともまだ知られていないということでした。

子供の貧困対策には、学校だけでは限界があると思います。

不登校やいじめ、低学力の裏に家庭の貧困が原因になっているということが多々あります。

貧困から救い出す相談に乗り、一緒に行動してくれる人が必要だという報道でした。

虐待や貧困の問題を抱えている児童や家庭を、児童相談所や福祉事務所の専門機関や学校と連携して支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置が必要と考えますが、これは町単独では難しいと思いますので、広域連携の中で配置する方向で検討できないか、見解をお尋ねします。

● 議長

(13時45分)

教育長。

●教育長

只今、三浦議員のご質問がございました。

スクールソーシャルワーカーの配置の必要性という事につきまして、ご答弁をさせて頂きたいと思います。

本町につきましては、現在、スクールソーシャルワーカーの配置は行っていないということでございます。

ただ、ひとり親家庭の比率も決して低くはない、また、子育てに問題とされるケースも存在しているということも事実でございます。

教育委員会の取組と致しましては、学校側より問題とされるケースの通報を受けた場合ですが、時間を置かず、子育て支援係と連携の元、児童相談所などの関係機関で構成する、ケース会議を開催を致しまして、そして情報の共有化を図り、見守りをはじめ、適切な対応方法等の検討を行っているところでございます。

また、経済的に心配とされる家庭につきましても、準要保護等の就学援助の申請、生活保護や児童扶養手当の申請の助言について、福祉係との連携を図るなど、そのケースにより主体となる担当が、ソーシャルワークを担っているところでもございます。

これからも、学校だけに任せるのではなく、常に学校と情報を共有し、また、関係機関との連携も緊密にして、問題があるとされる家庭を孤立させない取り組みを今後とも行って参りたいと考えてございますので、なにとぞご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時46分)

三浦議員。

●3番

先日、中学校を訪問した時に、中学校の方で、ちょっと問題のある家庭の子がいたんだけど、教育委員会も入って頂いて、関係機関と相談して解決することが出来て、本当に助かったというお話をしておりました。

学校側からすると、意外と民生委員とか保健師という方たちの存在は意外と見えてないんですね。

ですからその所を教育委員会が中に入って、上手に繋いでいくということを当面よろしく願いしたいと思います。

少子高齢化の時代、大切な子供たちです。

家庭の貧困が原因でその可能性が閉ざされることがないように、家庭を孤立させることがないように、子どもの権利条例を生かして、町民みんなで子供たちを守っていききたいものだと思っています。

これで私の質問を終わります。

●議長

以上で、三浦議員の総括質問を終わります。
引き続き、総括質問を続けます。

(13時48分)

(5. 2番石川議員の質問・答弁)

(13時48分)

●議長

2番石川議員。

(2番 登壇)

●2番

私は今回の総括質問で、町長に1点質問致したいと思います。

午前中、先輩議員たちから、同じような質問がございましたが、私としての見解と
いから質問させて頂きたいと思いますので、重複はお許し頂きたいと思います。

昨年、11月にまち・ひと・しごと創生法が成立致しました。

現在の時点で、国は19の支援策を示し、奈井江町では人事異動を行い、地方版総合
戦略の作成を進めております。

私は、昨年9月の第3回定例会において、日本創成会議の提言への町長のお考え、人
口縮小時代に対応した行政サービスの在り方、地域の政策形成力の向上について一般質
問を致しました。

今回、法律が成立し、国の支援策が示された事と、27年度に行われる予定の、26
年度補正予算の事業が、地方版総合戦略の事業である事などから、地方版総合戦略は、
すでに動き出していると判断し質問を致します。

町政執行方針の中で、これまでの施策について整理検証を行いつつ、町の資源を活用
しながら、27年度内に、奈井江版総合戦略を策定するとございます。

奈井江版総合戦略は、第6期まちづくり計画と共に、少なくとも今後5ヶ年のまちづ
くりの根幹となる重要な事であると思います。

国では、10月頃を目途に地方版総合戦略の提出を希望している。とも聞いておりま
す。しかし、私はそれが、タイムリミットである27年度末までに提出するとしても、
素案が出来てから、町長がおっしゃるように町民や議会との議論を行って年度内に提出
するのは、期間が短く、十分な議論が出来ないと思いますが、町長はどのように考えら
れますか。

また、地方版総合戦略は2019年まで、5年間の計画であります。

国が示す総合戦略を実施する場合の基本的な考え方では、実施する2019年までの
5ヵ年間は、単年度ごとに、PDCAサイクルを通じての客観的な検証を行い、施策ご

との重要業績評価指標（KPI）の設定をしなければなりません。

更には、外部有識者を含む検証機関を設定するとあります。

事業の重要性やボリュームを考えると、人事の仕組みの変更や人員体制の充実を考慮するべきであると思います。

3月1日にふるさと創生本部を設立したとのご答弁もございましたが、実施に当たっては外部有識者を含む検証機関を設けるとあります。

外部有識者を含む検証機関は、どのような人員構成を予定しているのか、すでに役場が要請しているシティマネージャー派遣の現在状況を含めながら質問致したいと思います。

●議長

(13時52分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

石川議員の質問にお答えして参りたいと思います。

まち・ひと・しごと創生法における地方版総合戦略と、今後の奈井江版総合戦略、そしてまた、今年年度内にそれが出来るのか出来ないのか、そういうご質問かと思うところでございますが、まずは、奈井江版総合戦略について、これまで進めてきた雇用の創出、定住対策、子育て支援など、「第6期まちづくり計画」との整合性を図りつつ、奈井江町の現状に即した施策・事業について、検討して参りたいと考えております。

奈井江版総合戦略を策定する具体的なタイムスケジュールであります。人口の現状と将来展望を提示する地方人口ビジョンについては、7月頃を目途に策定を進めて参りたいと考えているところでございます。

また、この地方人口ビジョンを踏まえて、地域の課題を的確に把握し、解決するための具体的な施策について、行政内の組織による検討を行うとともに、今、お話ございましたように、既存の検討組織や、産業界、教育機関などの有識者会議により、検討を踏まえた奈井江版総合戦略の素案については、年内を目途にお示ししたいと考えておりました。町議会においても十分に協議しながら、平成27年度中の策定に向けて、取り組んで参りたいと思うところでございます。

ただ、今、お話申し上げたように、石川議員の質問にあった中で、本当にこれが、出来るのか、期限が切られていいのかどうかと、これも全国的な課題でございますから、私は、地方創生省に、このことを2回も申し入れを致している、発言を致しているところでございまして、地域に根差した、そして地域に基づいたものをきちっと作るには、各界各層の皆さん方の意見を集約しなければいけない。したがって、これらについては時間を要するのではないかという話でございますが、ただ、地方創生省としては、そういう基本方針を今のところ曲げておりませんから、そういうスケジュール内でやらざるを得ない面もあるということをご理解を賜りたいと思うところでございます。

人事体制であります、4月から、地方創生を担当する「ふるさと創生課」を新たに設置する、課の設置条例の改正案を、本定例会において提案したところでありますが、また、国の地方創生人材支援制度による、アドバイザーの派遣について、現在、国と調整を行っているところでありまして、派遣が決定した場合には、この人材を活かしながら、総合戦略の策定、事業の推進に努めて参りたいと考えております。

20日の日に、国との関係で、発表されることになっておりますから、そういうことも踏まえて、スケジュールがあるということをご理解頂きたいと思うところでございます。

●議長

(13時56分)

石川議員。

●2番

どうもありがとうございます。

国は、基本方針を変えていないということでございますが、国が決めることでありますから、しかしどう考えてもこういう重要な案件を自治体が策定するには、やはりもっと期間があるんじゃないかと僕は強く思う次第です。

ですから、町長におかれましては、積極的にこういう施策を、今、策定を進めていらっしゃることを含めて、国には期間を延長してしっかりと議論の場を設けるようにということをお願いしたいと思っております。

それからシティマネージャーについてですが、3月の20日というお話がございましたが、もしも奈井江にそういう方が派遣されるようであれば、もちろんのことながら、そういう方の知恵を十二分に拝借しながら、進めて頂きたいと思えます。

次なんですけれども、内閣のまち・ひと・しごと創生本部の事務局は、未定稿、これはまだ完全に仕上がっていない原稿という意味ではありますが、としながらも、地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料を発表しております。

そこには、具体的な施策として、61の参考例が記載されております。

その中には奈井江町の実情にそぐわないものもありますが、非常に魅力的な参考例もあります。

既に、奈井江町が取り組んでいる事もあります。

今後、奈井江町としては、参考例にこだわらず良いと思う事を積極的に取り組まれると思えます。

さて、3月7日の北海道新聞には地方版総合戦略について、国会の予算委員会の中で、石破大臣が、「何が地域に一番寄与するかが大事で、自治体ごとと言う狭い考え方はもたない。」との答弁がございました。

町長は、当然協力はあると、先ほどの答弁にもございました。

ということで、私は理解をしたいと思えます。

この参考資料によれば、総合戦略の基本目標は4項目であり、その内3項目が現役世代、特に子育てに関連していると認識しております。

町長は、日頃、すべての事業が人口減少対策であり、地域の活性化対策であると言われております。

町政執行方針の中でも、定住化政策は、様々な政策が多重に機能して叶えられるものであるとおっしゃっておりますが、その中で最も重要な対策はどのようなことを考えられますか、今後どのような施策に重点を置かれるのかを伺いたいと思います。

●議長 (13時59分)
暫時休憩します。

(休憩)

●議長 (14時03分)
会議を再開します。
町長。

●町長
今ほど、前者の質問と重なったので、違った答弁書に書いてあったものですから、ちょっと内容にそぐわないなということで、大変失礼致しました。

お詫び申し上げます。

新年度予算編成については、定住・子育て・教育など、様々な分野において、地域づくりに配慮をしたところでございますが、この姿勢がまさしく地方創生に結びつくものと考えているところでございまして、したがって、奈井江版総合戦略の策定にあたっては、本町が有する優れた資源と、秘められた可能性を引き出しながら、総合的かつ、効果的な戦略創りに努めて参りたいと考えているところでございます。

それから、広域連携の話ありましたが、これらについても、今後の定住者自立、先ほど質問の中にもありましたように、定住者自立構想と含めて、どんなことが出来るかということも関連した事業でございまして、これらも結び付けながら、将来展望を考えていきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (14時05分)
石川議員。

●2番
私の質問の仕方がちょっと不手際、まずかったので、混乱させまして、申し訳ございません。

これで再々質問になるということで、質問させていただきますが、町長、私は、本当に言い古された言葉ですけれども、まちづくりは人づくりという言葉が好きであります。

地域や自治体は、もっと言えば国が若い人達がつくり上げる、そうでなければならぬと思っています。

その若い世代の人達の中には、仕事を含めた生活環境が整えば多少苦勞しても奈井江町で住み暮らしたい人達がいると思います。

少なくとも私の周りには、数名いらっしゃいます。

私は行政が中心になってUターン、Iターン、Jターンを問わずに、人を迎え入れる政策を充実させ、農業、工業、商業にこだわらず新規就業者や若手後継者の育成への手助けを積極的に行うべきであると思っています。

また、その中のやる気のある人たちが率先して町内の団体や行事に参加することで行政区の充実を図ることが大切であり、このことが将来、奈井江町をつくる最大の原動力になると考えております。

以前も申し上げましたが、奈井江町は既に医療・福祉・教育等の様々な施策が充実しております。

この定例会においても、子育て世代への支援策も示されております。

加えて、今、奈井江町に住んでいる若者たちや、これから住む若者たちへ更に踏み込んだ施策を行うべきであると思います。

是非、奈井江版総合戦略に、このことを取り入れることを強く要望致したいのですが、いかがでしょうか。

●議長

(14時07分)

町長。

●町長

まさしく、今、私が答弁したそのとおりでございまして、地域全体の発展のためにどんな底上げするか、そして若い人たちも含めて、町民が一体となって、何を指してつくり上げていくかということをおもひなで考え、みんなで作って上げていきたいと、こんな考えを持っているところでございます。

それが、地方創生であると、こういうふうにも思っておりますから、予算編成についても、そういうことを全般加味して、今回、思い切った予算編成にしましたが、これらについても、まさに地方創生だと、こういうふうにも思っているところでございまして、そういった意味で、今、石川議員のおっしゃったとおり、これらの推進についてより力を尽くしていきたいと、こういうふうにも考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

以上で、石川議員の総括質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩を致します。

(休憩)

(14時08分)

(6. 1番遠藤議員の質問・答弁)

(14時20分)

●議長

会議を再開します。
総括質問を続けます。
遠藤議員。

(1番 登壇)

●1番

この度の質問は、町長に大綱3点伺います。

町長は、この度の町政執行方針では、1頁目から子育て支援の充実について挙げられました。

まずは、妊娠や出産時の支援、そして、認定こども園の充実した施策と、5歳児の健康相談、子育て世代の助成の拡大、そして小学校による少人数学級の実施、そして奈井江商業高校の最大限の支援と、いかに多くの若い世代の方々に、この奈井江町に住んで頂きたいという願いが、ひしひしと伝わって来るような気が致しました。

さて、1点目と致しまして、妊娠から出産、子育て期までの支援について伺います。

現在の妊産婦を取り巻く環境は、日々変化をしており、昔は地域ぐるみで子供を育てる環境がありました。

しかし、今はと言えば核家族化が進行し、地域のコミュニティが希薄になっている中、出産後の子育てに不安や孤立を感じる方も多く、産後のうつ病や、虐待などに発展する場合もあります。

奈井江町には、子育て支援センター、保健センターや、みなクルなどの気軽に行ける施設がありますが、残念ながらそうした所へ出かけづらい親子や、専門機関の支援を受けるほど問題は重篤ではないが、ストレスを感じている親、うまく子育てに関われない方など、今現在これらの状況はどのようになっているのか、また、奈井江町として子供を産み、育てやすい町を実現するために、妊婦から出産、子育て期までの切れ目のない支援が大切だと思います。

今、子どもを持つ親がなかなか外に出ない、また出れないというそういった人がいる中で、どんな理由があるか、ちょっと調べてきたんですが、頼る人がいない、初めての子育てで疲れている、小さな子供を何人もいると、外に出るのが大変である、夫の転勤で引っ越しをしてきたが、地域事情が分からない、夫は仕事が忙しくて子育てに関われない、家を留守にする事に家族に協力が得られない、母親が忙しくて余裕がない、人の集まる場所が苦手、または子供がなじめないなどの理由があるようです。

小さな悩みが一人で抱えることで、大きくなってしまいう前に、研修を受けたボランティアが訪問する、家庭訪問型子育て支援の人材の育成と事業の導入について伺います。

●議長
町長。

(14時23分)

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、子供を産み育てやすい町を実現するため、研修を受けたボランティアが訪問する家庭訪問型子育て支援の人材育成と事業の導入についてというご質問でございますが、地域のコミュニティが昔と比べて希薄になっていることと合わせて、子育て世代が減少していることから、「地域の中で気軽に子育てに関する悩みを相談する相手が、なかなかいない」という実態があることは、ご指摘のとおりだと思います。

また、集まる機会が苦手なことや仕事との両立でなかなか参加出来ないという課題もあります。

このような悩みを抱える方が、地域の中で孤立せず、子育て中の皆さん同士が繋がりを持つことが大切であることから、保健センターでは、「ママ友クラブ」を開催致しまして、お母さん同士の繋がりと共に、出産や子育てに関する生の声を直接、聞くことのできる場として、参加を頂いております。

子育て支援センターでは、乳児を連れた保護者の利用もありまして、その中で親同士の交流や育児相談を行っております。

併せて、保健師と保育士との連携による、乳児家庭訪問事業を実施しておりまして、新年度からは、保健センターで実施していたベビースクールを子育て支援センターで行う予定でございます。

より多くの方に育児に関する相談や子供との遊び方などに係る情報提供ができるものと考えております。

ご質問のありました、家庭訪問型の支援については、昨年2月に実施致しました「子ども・子育て支援ニーズ調査」において、既に調査をしておりますが、提出のあった151世帯中、27世帯18%が「利用したい」と答える一方で、42世帯28%が「必要ない」との回答を得ているところでございますが、一定のニーズはあると思われませんが、現在行っている保健師等による家庭訪問事業に加えて実施する地域のボランティアによる訪問事業の必要性については、今後、先進事例等の状況も確認しながら、研究して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

●議長
遠藤議員。

(14時26分)

●1番

今ほどの町長の答弁、理解致します。

また、子育て経験のある地域住民がメンバーとなる事で、担当職員が1カ月に1回訪問する時に、その間にもう1回か2回、地域のそういったボランティアの人たちが声掛けだとか、何かそういったことをすることで、訪問支援のすそ野がずっと広がって、地域の子育ての底力がずっと上がって来るんでないかなという気が、私はしています。

地域の機関との連携が図ることが最も重要だと、そんなふうに思います。

私も子育て支援センターに、農閑期の中で数回おじゃますることがあります。

その時の催しの内容によっても、お母さんたちが来る、来ないということもあります。

本当に、食べることを実施すれば沢山の人たちが来るし、例えば、手先で何かを作るといった時は、そんなに来ないといったこともあるんですけど、やっぱりそのメンバーの中でも、毎回来る人はいいいんですけど、来ない人はどんなになっているんだろうね、というやっぱりそういう心配を持ってもいるところですよ。

そういったところで私たちがそういう若いお母さんたちと顔見知りになることで、買い物に行った時でも気楽にお互いに声を掛け合って、元気でやっているかいだとか、ちょっと病気がでて大変なんだよという、そんなような様子を伺ったりだとか出来るので、そういった繋がりが、私はとても大切だなというふうに思っています。

見守りというのは、これまでは高齢者の見守りという事をよく言われてきましたけれども、今後においては、子育て中のお母さんを対象としてやっぱりそういった人たちも中に入れながら、見守っていくという日々の生活が大事ではないかなという気が私はしております。

なぜ、私がこのボランティアにということにこだわるかといいましたら、先ほど、笹木議員の方から保健師さんの人材不足ということを少しお話されておりましたが、私も色々なことを提案していく中で、仕事の量は増えるわ、人数はいないわ、ということになったら、仕事が沢山持つてやっているのに、大変かと思っているんですよ。

色々な提案していく中で、人員の不足ということも、私も頭の中にあるんですけども、こういった考え方の中で町長の見解をもう一度、お聞きしたいと思います。

●議長

(14時29分)

町長。

●町長

今、遠藤議員がおっしゃったことは、本当にそのとおりだと思います。

まさに限られた財源の中で限られた人材の中で、どう地域が、お母さんたちがきちっと前向きに人生を歩んでいくかということが、子供達に対する影響が非常に強いと思います。

ボランティアを含めて、そういった協力という繋がりがものすごい大事だと、こういうふうに思っておりますから、そういう意味で遠藤議員のおっしゃったことを、全体を底上げするためにはどういうふうにしたらいいかということをもっともっと現場と協力し合いながら、底上げしていくための努力をしていきたいと、こういうふうに考えてお

りますので、よろしく願い申し上げます。

●議長

(14時30分)

1 番遠藤議員。

●1番

子供達は、しっかりと親の背中を見て育っていると思います。

時が変わり行く中で、将来の子供たちの教育に影響があってはならないというふうに思っています。

こうした悩みを、研修を受けたボランティアが活動する中で、おせっかいにならず、出過ぎず、更にさりげなく声かけをしていければとよいのではないかなというふうに、私は思います。

今後における妊産婦の産前産後の支援や、子育て支援など、待つ支援から届ける支援といったものが重要かと私は思っております。

安心して子育てが出来る体制づくりを是非お願いしたいなと思ひまして、この質問を終わります。

2点目と致しまして、地域公共交通について伺います。

今後の高齢化社会に対応するため、町民の足の確保を目的として、交通網を整備し1年半が経過をしました。

時折循環バスとのすれ違いの際に見ると利用がとても少ないなというふうに見ております。

本格運行を始めてからまだ実証調査を行っていないという事もあり、冬場の利用がわずかに多くなる、この時期に調査をという事でしたので、その後どのような事が見えて来たのか。1点目として、それによって効率的な運行をどのように考えていかれるのか。

2点目として、地域主体のバス運行についてですが、まずは外に出て地域の実情を知る事が重要ではないかなというふうに思います。

各連合区ごとによって、どのような運行であれば利用できるのか、地元を良く知る住民の意見や要望を聞き取る事も大切ではないかと思ひました。

例えば、料金では大人200円、これはどうなのか、ひょっとして高いのか安いのか、もしかしたら120円なのか150円なのか、そういったところや、バス停の位置は町民が今、利用しやすい場所に設定されております。その地域ではまた他の場所の要望があるかもしれない、そんな思いやら、また今、ある路線の中で手を上げるとどこでも乗り降りが出来るとか、そういったことも含めながら住民との相談というのか、会話が必要ではないのかというふうに思ひました。

これからの時期、各連合区で総会などを予定をされておりますので、そういったところで議論をしていくとかというのには、いい時期ではないかなというふうに思ひます。

また3点目として、オンデマンドバスについての考え方について伺います。

このバスの特徴としては、発着時刻が柔軟で予約によって運行する事が出来る。バス停の位置は、自由で玄関から玄関までの運行が可能である。1回の運行で複数の乗合が

出来ることなど考えられますが、以上3点について伺います。

●議長

(14時34分)

町長。

●町長

遠藤議員の地域公共交通の整備についてということでございまして、3点あげられました。

効率的な運行についてということと、2つ目は、地域主体のバス運行の実施について、今1つは、オンデマンドバスの考え方について。

オンデマンドというのは予約制でございまして、大綱2点目の公共交通の効率的な運行について、お答え申し上げたいと思います。

高齢化が進む中、平成25年10月、買い物や通院に係る支援を目的に、従来線の向ヶ丘線に加えまして、市街地循環線、乗りあいタクシーの2路線を新たに追加致しまして、全町を網羅する地域公共交通の運行を開始致しました。

運行ルートや停留所の位置、料金等につきましては、今、遠藤議員がお話にありましたように、住民アンケート、連合区ごとに実施してきた説明会での意見交換をもとに検討をしてきたところでございます。

また、郊外で交通安全に支障のない地域での降車については、すでに実施をしている所であります。

降りる、停留所のないところでの、手上げ方式による乗車につきましては、運行会社から、「乗客や後続車等に対する交通安全の確保が難しいことから、導入はできない」との申し出がございまして、実施には至っていない状況にあります。

このことは、ご承知おき頂きたいと思うところでございます。

さて、ご質問のありました「効率的な運行」「地域主体のバス運行」についてでございますが、2月23日から、2週間にわたって乗降調査を行ったところでございます。

向ヶ丘線では、1便あたり2.3人、市街地循環線では、南ルート線で0.9人、北ルート線では0.2人となっております。乗り合いタクシーは、1便あたり1.6人との結果でありました。

向ヶ丘線につきましては、最大乗車人員が8名の便もありまして、東町地区も含めた地域住民の生活路線としての役割を確立しているほか、乗り合いタクシーについても、前日までの予約制であるため、効率的な運行がなされているといえます。

しかしながら、市街地循環線、特に北ルート線につきましては、ほとんど利用がない状況にありまして、国は本年10月から、「1便あたりの利用者が1.0人以下の場合は補助対象外とする」としてありまして、より効率的な運行が課せられている所であります。

今後、事務局でよく検討を行いまして、地域住民、そして地域公共交通会議にお諮りをしながら、運行便数や経路、停留所等について、見直しを行って参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

3点目のオンデマンドバスについてであります。本町では、乗り合いタクシーが、予約制による運行でありまして、オンデマンド方式に該当する訳であります。地元タクシー会社、バスの運行会社からは、「車両の台数や人員配置の関係から、たいへん難しい」との回答を得ているところでありまして、今後、遠藤議員のご意見についても、参考にしながら、効率的な運行方法について、よく検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいとお願い致すところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(14時38分)

遠藤議員。

●1番

今ほどの町長の答弁、理解致しました。

特にオンデマンドバスは無理だというお話ではありましたが、ちょっと調べたところ、都会で15,000人の住民のいる市でしたが、公共の交通バスがなかなかうまく運行出来ないということで、やめようかという、何かそんな話があった時に、大学との連携でこのオンデマンドバスがあるということを提案されまして、それを導入した結果、ものすごくこのバスに乗ってくれる人が増えたと、そういった事例がありましたので、この再質問の中に私、これどうですかと、声を大にしてこれを言おうと思ったんですけど、ちょっとがっかり致しました。

町民の方々と、たまにちょっと話す機会があって、なぜ、こう利用が出来なのかなという話をした時に、一番に、やはり皆さん、元気なんだと思うんですね。

健康を意識されて、歩くようにしているという方々が、とても多くおりました。

出かける時間に、時間が合わないだとかという人もいましたし、バス停があるんですけど、そこに行くまでが自分の家がちょっと遠いので、タクシーを頼んで行ったりするという声もありました。

先日、私、滅多に病院にかかることがなかったんですが、町立病院に何十年ぶりで伺った時に、知っている方々が何人もいて、バスの話をちょっとしてみたんですね。

バスで来たのかどうか、タクシーで来られたのか、聞いてみたんですが、私が病院についた時は9時、大体10分ぐらいでした。

その時には、あそこのフロアも患者さんでいっぱいだったんですね。

大体10時半から11時ぐらいにはフロアには患者さんがいる状態ではなかったんですね。

その時のバスのその時刻がどうなのかなと思ったら、その時にはやはり行きも帰りもこの患者さんが来る時間帯にはバスが合わない、時間帯と、患者さんの来る、来たい時間が合わないんだなというふうなことが、私は気が付いたんですけど、やはり、乗り合いタクシーを利用されたお客さんは、びっちりこのタクシーを頼んでいるので、快適ではないと。

病院だけでなく、用事でもタクシー頼んで行くんだと、またちょっと時間が空いた時

間あるんだけど、私らは年寄りだから、その待つ時間は苦でないんだと。それで、結構1週間に何回かこのタクシーを使っているんだけど、便利ですよというお話を頂くことが出来ました。

先ほども、オンデマンドバスのちょっとお話致しましたけど、無理だといったお話でしたので、それは具体的にはお話しはしませんけれども、そういったことも踏まえて、色々町民の話を聞いて頂ければなというふうに思います。

今後において、バスのPR、そういったことも重要ではないかと思えますし、今まで以上に、利用が高まって事業費の負担が少しでも抑える事が出来るよう、もっともっと多くの町民の方々と議論を交わしながら、町民に喜ばれる地域公共交通であってほしいとの願いをこめて、この質問を終わらせて頂きたいと思えます。

3点目に、最後になりますけど、障がいのある人の雇用の促進について伺います。

奈井江町では、誰でも分け隔てなく、安心して暮らせる町づくりを目的として、25年4月から奈井江おもいやりの障がい福祉条例が施行されました。

障がいのある人もない人も平等で、地域での役割を担い、心を通じ合わせ、共に暮らせる事が重要であるかと思えます。

これまでフォーラムの開催など、障がい福祉への関心を高める良い機会ではあったかと思えます。

そうした中で、障がいの程度にもよりますが、地域移行により、地域の繋がりがゆっくりではありますが、出来てきているように、私は、見えます。

今、障がい者に対する問題として、特に障がい者に対する雇用が少ない中で、福祉施設内での作業所や、地域交流センター内の喫茶店や清掃業務、そして近隣でのスーパーでの雇用、また、時期的には、トマトの選果場で、サンテナの洗浄だとか整理整頓、またキュウリの選果場でも、キュウリの先についている枯れた花があるんですけど、それを取る作業だとか、サンテナの洗浄だとか、そういった整理整頓をされているということで、また奈井江のメロンの選果場では荷扱いでの雇用がなされているということで、これもどれも時期的な、一時的な雇用だけなんですけど、今、一般就労を目指し訓練を受け、職場の内容とかにもよりますが、働く意欲があっても職場の確保が困難である状況の中、1点目として、今後における、障がい者に対する雇用の支援策について伺いたいと思えます。

2点目として、コミュニティカフェと、障がい者の雇用の取り組みについてということで伺います。

カフェの開設には高齢者が社会参加に意欲を持って、住み慣れた地域で、生き生きとして生活が続けられるように、10月から開設の予定をしているところですが、オープンと同時に雇用という事ではなくても、障がい者も利用者しつつ、日を重ねて行く事で、雰囲気慣れ親しみ、地域との繋がりが出来き、ボランティアスタッフと共に、役割分担をしながらカフェでの社会参加が出来ればというふうに思いますが、2点について伺います。

町長。

●町長

遠藤議員の障がいのある人の雇用の推進についてというご質問でございますが、1つは、障がいのある人の雇用の場が少ない中、どのような支援を考えているのかということと、2つ目では、コミュニティ・カフェによりまず障がい者雇用の取り組みについてというご質問でございますが、1点目の障がいのある人への雇用支援について申し上げたいと思いますが、地域で自立した生活を送るためには、「おもいやりの障がい福祉条例」の基本理念に掲げたとおり、かねてから雇用と就労が大変重要であると認識しているところでございますが、国は、事業主が障がいのある人を雇用する場合に活用できる助成金や支援制度のほか、平成25年度からは「障がい者の法定雇用率を引き上げる」といった法改正が行われまして、民間企業における障がい者の実雇用率が増加をしております。当町においても、自立支援給付サービスを受けながら、就労移行訓練を経て、町内外で一般就労に結びつくケースも見受けられております。

さて、遠藤議員の質問にありました「障がいのある人に対する雇用の場が少ない中、どのような支援を考えているのか」とのことでございますが、障がい者の雇用については、官公庁では類のない、知的障がい者1名の臨時職員雇用を役場で率先して実施していることは、ご案内かと思うわけでございます。

奈井江町では、障がい者の一般就労の推進のため、町の独自施策として、障がいのある人を雇用する企業等に、賃金の一部を助成する「障がい者短期就労パワーアップ事業」を平成25年度に創設致しまして、より多くの方々が就労に結びつくよう企業やハローワーク等への訪問紹介も行っているところでございます。

依然、福祉的就労と一般就労の間には大きなハードルがありますが、この制度が浸透し、就労に結びつくよう、積極的にPRを行って参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

次に、コミュニティ・カフェにおける障がい者雇用の取り組みについて申し上げますが、今年、みなクルにおいて実施を予定しております「コミュニティ・カフェ」につきましては、10月に向け、担当課および関係部署が検討を進めているところでございますが、ご質問のありました、障がいのある方の雇用につきましては、コミュニティ・カフェは、営利を目的として開設するのではなく、ボランティアの協力を得て運営を行うこととなっております。

しかしながら、遠藤議員からのご質問のとおり、コミュニティカフェは、憩いの場として、町民誰もが集い、交流を深めるために開設することから、障がいのある人の交流、社会参加のためのボランティアとしての協力など、積極的にご参加を頂きたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

遠藤議員。

(14時48分)

● 1 番

今ほど町長の答弁の中に、奈井江町障がい者短期就労パワーアップ事業ということをお話されておりました。

私もちょっと障がい者福祉計画の計画書を先日頂いた資料を見ました時に、第4節の4の部分で、自立と参加において雇用の確保と促進という部分がありました。

その中でも、町内に住所を有する障がい者を雇用した事業主に対して賃金の一部を助成するといった部分がありましたので、こういうことを今後に向けて、ここらへん、ちょっと力を入れて行って頂けるのであれば、障がい者にとって、また環境変わってくるのかなという思いもあって、これから力を入れて推進して行ってほしいなというふうに思っておりました。

雇用について、色々とハードルが高いというようなお話も先ほどありましたけれども、少しちょっと時間をかけながら、この計画に沿って、どのようなことが障がい者のためになるのか、考えて頂けたらというふうに思いますし、カフェにおいては、ボランティアということで考えているということでしたけれども、例えば、簡単な作業で、食器を洗うだとか、清掃するだとか、そこらへんの整理整頓だとかといった軽い仕事とかという部分では私は、どうだったのかなというふうに考えていました。

開設以降ですね、時間をかけて、障がい者もみながら、様子を見ながら、長い目で見て頂きたいなというふうに思いました。

障がい者にとって、働く意欲があっても職場の確保がとても困難であるという中で、やはりこれからは、事業所の理解を得る事や、情報の提供をも積極的に発信し、支援して行って頂ければなというふうに思いますが、もう一度町長の答弁を伺いたいと思います。

● 議長

(14時51分)

町長。

● 町長

今、遠藤議員の再質問でございますが、今、お話のありましたように、障がい者にどう支援していくかということも含めて、コミュニティカフェについては、自由に参加できますが、茶碗洗いするだとか、そういうことも含めて、ボランティアで出来るだけやって頂きたい、こういうふうに思いますし、また、就労の機会をどういうふうに作っていくかと、自立と参加ということは、もちろんでございますが、そういう立場でより力を入れて、今、お話ございましたように、力を入れて、そして、皆さんが理解して頂ける、会社も含めてでございますが、それぞれ地域社会において、どういうふうに入れられていくかということも含めて、奈井江町には、障がいの施設が2箇所ありまして、大変大勢の方がおられますから、そういうことも含めて、今、お話がございましたように、時間をかけて、じっくり考えてともに成り立つように、どういうふうにしていくかと、そして自立できるようにどういうふうにしていくか、また、就労の場をどういうふう

開けていくかということも含めながら、考えていきたいと、こういうふうを考えておりますので、よろしくお願い申し上げますとところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(14時52分)

遠藤議員。

●1番

先ほど町長から前向きな、時間をかけてゆっくりとじっくりと前向きに考えて頂けるということでしたので、私もゆっくりじっくり待って町長のこれからの障がい者に対する支援、見守っていききたいなと思います。

どうぞよろしくお願い致します。

以上で、質問を終わります。

●議長

以上で、遠藤議員の総括質問を終わります。

引き続き総括質問を行います。

(14時53分)

(7. 6番森議員の質問・答弁)

(14時53分)

●議長

6番森議員。

(6番 登壇)

●6番

定例会の出席、午前中に続いての出席、大変、お疲れさまです。

私、今定例会がこの総括質問最後の質問者となりました。

また、私自身も本議会をもって最後の質問となりますので、よろしくお願い致しますと思います。

質問は簡潔に致しますけれども、答弁の方は、内容濃いものにして頂きたいと思致します。

よろしくお願い致します。

それでは、第1回定例会におきまして、総括質問を町長と教育長にそれぞれ、大綱一点ずつ質問を致しますので、よろしくお願い致します。

はじめに、町長にお伺いします。

町長の執行方針の1頁の初めのところで、少子高齢化、過疎化の進行で、不安材料はありますが、今まで私たちには皆で議論を行いながらつくり上げた知恵とアイデアがあ

り、それらは第6期まちづくり計画に結実しています。これからの10年、この計画をベースに引き続き、「皆で考え、共に町を創る」という不断の改革の姿勢を持って、新年度から新たに始まるまちづくりに着実に取り組んで参りますとあります。

ここのところで町長に質問を致したいと思えます。

今のわが町の人口は、私が初めて、議員になった平成15年には7,328名の人口がありました。

それが12年経った今年の2月では、5,819人になっております。

12年間の間で1,509人も減り、年間平均では125名も減っているような状況であります。

かつてはエネルギーが石炭の時代は、奈井江町にも1万9千人が住んでいた時もありました。

エネルギーが石炭から石油へと、国の政策の転換がなされたことによる影響が非常に大きな要因であることは間違いありません。

そういった中で、産炭地域では人口減少に歯止めがかからないような状況ではないかと思えます。

過去の、エネルギー政策の大転換による影響が今なお、産炭地域においては、厳しい自治体運営を強いられております。

それも、早いもので平成になってから、もう26年が過ぎてしまいました。

こうした状況の中において、北町長は、公用車の廃止や、理事者や職員給与の削減を行い、町の施設は指定管理者に委ねるなど、いち早く行財政改革に取り組んでこられました。

この結果、平成26年度末の基金残高は13億4,500万まで積みあがり、この結果については、私は大いに評価する者の1人であります。

このことは、まちづくりにも、大いに繋がって行くものと思えます。

そこでお聞きします。

1つ目には、少子高齢化、過疎化の進行具合を、町長はどのように認識しておられるのか、まずお聞きします。

2つ目には、「皆で考え、共に町を創る」という不断の姿勢を持って取り組む」とありますが、町長の大変強い意志を感じられますが、不断の改革についてお伺いします。

この2点についてお伺いしますので、よろしくお願ひ致します。

●議長

(14時57分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森議員の質問にお答え申し上げたいと思えますが、まちづくりへの姿勢についてという基本的なことをございますが、少子高齢化、1つ目は、過疎化について。

2つ目は、皆で考え共に創るまちづくりについてということでございますが、1点目の少子高齢、過疎化の進行に対する認識について、お答えしたいと思います。

全国の自治体で、少子高齢化・過疎化の大きな課題を抱えながら、特効薬の処方に頭を悩ませているところではありますが、奈井江町においても、急激な人口減少こそありませんが、毎年100人ほどの減少がございまして、「第6期まちづくり計画」の期間中においても、10年後の人口が4,760人、高齢化率が50%との推計をしているところでございます。

人口減少や少子高齢が進むことは、単に「町民の人数が減る」「単身世帯、老々介護の世帯が増える」といったことに留まらず、地域コミュニティの構築やまちの活性化に、大きな支障をきたして行くことは、改めて申し上げるまでもないわけでございますが、このため、「少しでも多くの方たちに、この奈井江町に住んで頂きたい」との強い思いを持って、定住対策を最重要課題の1つとした第6期まちづくり計画を策定した所でございます。

次に、皆で考え、共に町を創るという不断の改革の姿勢について、答弁したいと思います。私が変わらず実践してきた町政運営の最も基本的な点は、平成17年、「まちづくり自治基本条例」にも表したとおり、子どもからお年寄りまで、町民皆が参加する「町民主体のまちづくり」であります。

昨年、1年にわたる月日を費やして、まちづくり計画の策定を行った際にも、各界各層、多くの町民の皆さんと情報を共有し、対話を重ね、素案の策定を行って参りましたが、

今後も、交付税の削減など、大変厳しい行財政運営を強いられることになるとは思いますが、奈井江の町民には、知恵とアイデアがあり、それは枯渇することはありません。

健全財政を維持しながら、将来にわたりまちを守り育てていくため、第6期まちづくり計画についても、実践と検証、改革について町民皆で考えながら、着実に取り組んで参りたいと考えておりますので、森議員を始めと致しまして、議会の皆さんにも、ご協力をお願い申し上げ、私からの答弁と致します。

●議長

(15時01分)

森議員。

●6番

今、町長の答弁ありがとうございます。

町長も平成13年からですか、行財政改革に取り組んで、これは本当に不断の改革かなという私は認識しております。

町長も不断の改革というフレーズが好きな町長かなと。

私も、不断の改革というのはすごく好きなフレーズなんです。

そういったことに加えて、まちづくりを進めてこられたと思います。

しかしながら、ただ町長の考えの中で進んできたのではなく、町民との対話の中で、この計画がなされてきたと思っております。

そのことにおいて、今後とも今後においても、町民との対話の姿勢をしながら、改革

をなさっていくかと思えます。まちづくりもしていくかと思えます。

そういったことにおいて、私は今後において、人口推計が少しずつ、これはどうしてもやむを得ない環境の中で、人口推計が少しずつ減っていく経過があるんですけども、まちづくりとしては、いつまでも、これ、住民の意思を反映した住民の要望ばかり聞くばかりじゃなくて、本当に、今後において、このものは必要なのか、必要でないのかというものを、ある程度検証も必要かなという思いがします。

そういったものでありまして、ことを考えますと、やっぱり、いいものは継続して取り組んでいかなければいけないし、必要でないものはやっぱり用途廃止だとか、そういうことも考えていかなければいけないかと思えます。

また、19年からわが町は、行財政改革の中で、指定管理者制度を用いながら、公の施設を指定管理者のところに渡しているんですけども、19年から管理者制度に任せているんですけども、なかなか一向に成果が表れない場所も、私自身見えていると思います。

そういったことも考えますと、指定管理者制度、受け手の方なんですけれども、そこやっぱり選定の仕方も今後において、検討していくことが十分考えられるのかという思いがします。

そういったことももう一度、町長のその辺の考えをお聞きしたいと思えますのでよろしく願います。

●議長

(15時03分)

町長。

●町長

今、森議員から再質問の中で、不断の改革ということが非常にその考え方というのを賛同して頂けるということで、これは、決して、今、お話ありましたように、私が考えたというよりも、町民がみんなが考えて頂いているという、町民と共に歩むと、町民と一体になって、地域をつくって行って、ともに考え、ともに作り上げていく、こういう姿勢がということで、私自身には能力も何もないですが、町民がしっかり支えながら、町民の意見を聞きながら、取り入れていくということによって、前進していくと、そのためには、情報を共有するということが何よりも大切でありまして、情報を共有しながら、そして、町民の意見も聞きながら、ともに歩んでいくという姿勢を今後とも続けていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

その中で、必要、不必要なものがあるじゃないかと、そして、改革が必要でないかということも中にはあります。

指定管理者制度についても、見直しをはかるのかどうかという話はありませんでしたが、これらについても、じっくり話し合いながら、関係機関もあります、関係団体もありますから、指定管理者と指定されているところもありますから、そういうことも含めながら、じっくり相談しながら、話し合いながら変更するところは変更していかなければならない。

そして奈井江町ばかりでなく、地域全体でどういうふうに、広域連携的なことを作り上げていくかということも、これまたまちづくりについて欠かせないことをございますから、そういう意味では指定管理者制度の範囲を広げながら、色々と考えていきたい。こういうふうに考えておりますので、ご理解とご協力のほどをお願い申し上げる次第でございます。

以上、私からの答弁に代えさせていただきます。

●議長

(15時06分)

森議員。

●6番

今、町長から再度答弁して頂きまして、ありがとうございます。

今後においては、町長の姿勢自身が、とにかく町民と対話しながら、町をつくっていくという姿勢は、これはもう、この姿勢は本当に素晴らしいものがあると思います。

今後においても、段々町が小さくなって、キャパシティが小さくなるとやっぱり、それにあつた町政運営をしていく必要があると思いますので、是非、そこの方をより一層、住民との対話をしながら、まちづくりを進んでいって頂きたいと思います。

続きまして、教育長に1点だけ質問させていただきます。

教育長の行政執行方針について、質問を致したいと思いますので、よろしくお願い致します。

執行方針の1頁のはじめの所で、本年は、第6期まちづくり計画の初年度であり、本計画の「自ら課題を発見し、考え、取り組み・解決しそれを発信する力の育成」、また「心の豊かさを育み優しさある奈井江人の育成」、そして「生涯を通して選択し学べるよう幅広い学習機会の創出」の3つの目標に向けてとあります。

こここのところで質問させて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

心の豊かさを育み優しさある奈井江人を目指すとありますが、この奈井江人という言葉、先ほども、町長の時にも言いましたけれども、私は、教育委員の時から含めると、もう19年近く望んできた言葉であります。

近年、全国的にみてではありますが、子供たちの心は全てではありませんが、大変病んでいる子が、目立つようになってきて見えるのは、私だけではないと思います。

多くの方は、私と同じように思っているのではないかと思います。

昔とは違い、ものは豊富にあり、また環境も申し分ないのに、ただ人と人のコミュニケーション不足になり、自分の中に閉じこもって、心が病んでいくように見受けられます。

このような子供たちを一人でも減らし、奈井江の町を心のそこから愛し、ふるさと奈井江に将来戻って活躍するという心を持った子供たちを育てることだと、私は理解しますが、奈井江人を目指すにあたり、私は、学校のみだけではとても厳しいのではないかと思います。

家庭の力はもちろんのこと、地域の協力も必要で、この学校・家庭・地域の連携がよ

り一層に重要になってくることと思われませんが、この連携をどのように密にしていけるのか、このことについて伺います。

●議長

(15時09分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

森委員のご質問にお答えを申し上げます。

心の豊かさを育むためには、体験学習等を通して社会の一員としての自覚を促すような指導を行い、倫理観を高めることが大切だというふうに考えております。

本町での体験学習の代表的なものは、まず、稲作体験であります。

稲を育てることを通して、命の大切さや食の大切さを学び、また、地域の方々に多大なご協力を頂いていることを、子供たちが肌で感じ、感謝の心の育成にも繋がるものと実感しております。

これは、稲作体験だけではございません。

トマト栽培やジャガイモ栽培を通しての、奈井江福祉会の皆さんとの交流も、同様というふうに考えております。

そして、中学生の職場体験学習におきましても地域の多くの企業、事業所等のご協力の下、実施をさせて頂いております。

職場体験に関する生徒の感想からは、働く喜びを実感したこと、お世話になった企業や事業所等の皆さんへの感謝の気持ちが伝わって参ります。

また、新年度からは、コンチェルトホールにおいて、全中学生を対象に、クラシックコンサートを開催をし、また、小学生には音楽の授業をコンチェルトホールで出来ないか、検討しているところでもございます。

優れたホールの音色を心に刻み、聴くマナーを習得させることで、規範意識の向上にも繋がるものと考えております。

合わせて、自分たちのふるさとには、小さい町ながらも道内でも3本の指に入ると言われる音楽堂を有し、町民各位が各種コンサートを通じ、一流の音楽等を楽しんでいる町であることを、ふるさとの誇りとして、心に刻んで頂きたいというふうに思っております。

奈井江町の基幹産業の一つである農業を学び、コンチェルトホールで音楽を体感させ、奈井江福祉会の皆さんとの交流により、障がいのある方への思いやりの心を育て、たくさんの方々の地域の、ご協力に感謝し、ふるさと奈井江を誇りに思う、心優しい奈井江人の育成を目指して参りたいと考えてございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(15時12分)

森議員。

●7番

答弁、ありがとうございました。

今、教育長の答弁では、色々な体験やら交流の場を設けて、その中で育んでいくというお話でなかったかと思えます。

確かに私はそのことも大変必要なことだと思っております。

そのことについて、人と人との心が触れ合っていくことが本当に大切な場面ではないかと思えます。

私自身、思うのは、今、学校だより、本当に学校で精力的に地域の中に溶け込んでいくように、学校だよりは地域に配布して頂いています。

これは地域に少しでも学校の中を理解して頂くという施策の中で、先生方、また校長先生方含めてやって頂いているものと思っております。

そういった取り組みを今、学校の中ではやっておりますけれども、家庭の中にも教育委員会としてできるものが、やっぱりまだあるのではないかなという、ことを考えております。

そういったことの中で、地域、家庭と、私は情報を共有するという事は大切なことだとは思っておりますし、その情報を共有するにあたり、また、心の繋がりが持てるような情報の共有の仕方があるのではないかというふうに思っております。

是非、この連携の中の協力というのは大変必要だと思っております。

そういったことを踏まえて、心の連携、繋がりの連携を持てるようなこの3者の連携を取って頂くことが、私はお願いしたいんですけれども、そのことについて、教育長の答弁をお願いします。

●議長

(15時13分)

教育長。

●教育長(マイクなし)

今、森議員のお話の中で学校だよりのお話がありました。

今、学校運営の中で、開かれた学校ということと、それから情報を学校から地域、それから保護者の方へ、お知らせするという取り組みの一つが、今、お話ありました小中での学校だよりを、配布をさせて頂いております。

また町民各位で今、評価委員会を設けさせて頂きまして、ある意味学校運営の評価を、そこでさせて頂いているところでございます。

そういった取り組みの中で、町民のご意見等々もお伺いしながら、子供たちの心の連携といいますか、そういった部分も含めて、ご協議させて頂きたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(15時14分)

森議員。

●6番

どうもありがとうございました。

最後に、私12年間、これで終わるんですけども、理事者方の皆さん方に、本当に今まで、奈井江町理事者の皆さん方は、町民との対話の中で、まちづくりをしてこられております。

そのことに対しましては本当に厚く感謝申し上げます。

今後においても町民との対話の中で、奈井江のまちづくりを、まだまだ、明るい奈井江の町を目指して、つくって行って頂くよう、お願い申し上げます、私の最後の質問と致します。

どうもありがとうございました。

●議長

以上で、総括質問を終わります。

(15時15分)

閉会

●議長

おはかりします。

議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、3月14日から3月19日までの6日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月14日から19日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日は、これで散会と致します。

なお、20日は、午前10時00分より会議を再開致します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(15時16分)

平成27年第4回奈井江町議会定例会

平成27年3月20日（金曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第4号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 議案第15号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第19号 特別職の給与の臨時措置に関する条例
議案第16号 奈井江町老人福祉寮設置条例の一部を改正する条例
議案第20号 奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
議案第22号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第24号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例
議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町屋内体育センター、奈井江町農業構造改善センター）
議案第8号 平成27年度奈井江町一般会計予算について
議案第9号 平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
議案第10号 平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第11号 平成27年度奈井江町下水道事業会計予算について
議案第12号 平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
議案第13号 平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について
議案第14号 平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について
- 第3 議案第29号 平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）
- 第4 議案第30号 平成27年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第17号 地域振興基金条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第18号 奈井江町行政手続条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第21号 奈井江町課設置条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第25号 奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例
- 第9 議案第27号 奈井江、浦臼町学校給食組合の規約の変更について
- 第10 議案第28号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 請願第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願書

- 第12 請願第2号 農協関係法制度の見直しに関する請願書
- 第13 意見案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書
- 第14 意見案第2号 農協関係法制度の見直しに関する意見書
- 第15 意見案第3号 農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書
- 第16 会議案第1号 奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第17 会議案第2号 奈井江町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤 共子	2番	石川 正人
3番	三浦 きみ子	4番	大矢 雅史
5番	森岡 新二	6番	森 繁雄
7番	笹木 利津子	8番	森山 務
9番	鈴木 一男	10番	堀 松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北 良治								
副町	長	三本 英司								
教	育	長 萬博文								
会	計	管	理	者	篠田 茂美					
ま	ち	づ	く	り	課	長	相澤 公			
く	ら	し	と	財	務	課	長	小澤 克則		
ふ	る	さ	と	振	興	課	長	碓井 直樹		
お	も	い	や	り	課	長	馬場 和浩			
ま	ち	な	み	課	長	大津 一由				
健	康	ふ	れ	あ	い	課	長	小澤 敏博		
や	す	ら	ぎ	の	家	施	設	長	表 久義	
教	育	次	長	山	崎	静				
く	ら	し	と	財	務	課	長	補	佐	秋葉 秀祐
教	育	委	員	長	堀 美鈴					
農	業	委	員	会	会	長	大	関	光	敏
代	表	監	査	委	員	中	野	浩	二	

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	岩	口	茂
庶	務	係	長	栗	山	ひ	ろ	み

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

第1回定例会最終日となりますが、出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で定足数に達しておりますので、会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番遠藤議員、2番石川議員を指名致します。

日程第2 15議案一括報告

●議長

日程第2

日程第15

議案第15号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議案第23号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

議案第19号「特別職の給与の臨時措置に関する条例」

議案第16号「奈井江町老人福祉寮設置条例の一部を改正する条例」

議案第20号「奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」

議案第22号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第24号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例」

議案第26号「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町屋内体育センター、奈井江町農業構造改善センター）」

議案第8号「平成27年度奈井江町一般会計予算について」

議案第9号「平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第10号「平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第11号「平成27年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 12 号「平成 27 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

議案第 13 号「平成 27 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」

議案第 14 号「平成 27 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」

以上、15 の議案を一括議題とします。

15 の議案については、予算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書) 朗読

●議長

(10 時 07 分)

予算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

予算審査特別委員長、9 番鈴木議員。

(9 番 登壇)

●9 番

皆さん、改めまして、おはようございます。

それぞれのお立場で定例会に最終日、ご出席大変お疲れさまでございます。

予算審査特別委員会報告書。

最初に結論から申し上げますと、全 15 議案については、いずれも原案通り全会一致をもって可決されました。

付されました意見要望をご報告申し上げます。

総体的に申し上げますと、人口減少や少子・高齢化が進み、未だ景気回復が実感できない不透明な経済情勢にあります。

本町をとりまく環境が変化する中、行財政改革を引き続き実行する一方で、先に議決いたしました、第 6 期まちづくり計画が着実に推進されるよう、期待するところであります。

予算においては、若年層を中心とした住宅施策、子育て支援、教育施策といった定住対策やコミュニティー事業等に重点が置かれ、さらに地方創生と合わせて、町民の暮らしに身近な施策を拡充するなど、その工夫に対し、心より敬意を表するものであります。

それでは、主だった会計の意見要望を申し上げます。

「一般会計」では、1 点目として、「ふるさと納税」についてであります。

地元経済の活性化に結び付くことや、利便性を高める工夫について大変評価するところであります。

一方で、他自治体の例では、謝礼品競争となることも懸念されおり、様々な取り組みにより自主的な納税に繋がるよう望むものであります。

2 点目として、「町の広報」についてであります。

町の情報を発信する上で、ホームページは欠かせないものとなっています。

町の広報活動として、多くの世代がより使いやすく、必要な情報が提供できるよう、魅力的なホームページとなるよう期待するものであります。

3点目として、「マイナンバー制度」についてであります。

行政を効率化し、様々な場面において住民の利便性を高めるため、発行の準備が進められています。

町民が安心・安全に利用できるよう、啓発等に努めていただきたい。

4点目として、「公共施設等総合管理計画」についてであります。

町として多様な施設を管理しており、施設の長寿命化や適正な維持管理など、長期的な視野に立った計画が求められています。

計画策定にあたり、施設のあり方、管理・運営について幅広い見地から策定されるよう望むものであります。

5点目として、「農業・商業の振興」についてであります。

本町の農産加工品などは、特にゆめぴりかは産地ブランドとして定着してきました。

更なるブランド化の推進に向け、品質向上施策と共に、PRなど情報発信に努めていただきたい。

また、多機能型交流施設については、交流プラザみなクルと連動して、農協・商工会・町の3者による連携により、新たな町民の交流の場として期待するものであります。

6点目として、「教育の充実」についてであります。

子ども達の学力の基礎・基本を確実に身につけるため、きめ細やかな教育施策の充実に取り組まれていることは、大変評価するところであります。

小中学校における検定料助成などは、子ども達の基礎的な知識の定着・学習意欲の向上に繋がるものとして期待するものであります。

次に、「国民健康保険事業」についてであります。

医療費の動向を押さえることは難しい側面もありますが、今後とも中期的展望に立ち、税率改正等も含めて、健全な運営に努めていただきたい。

次に、「病院事業、老人保健施設事業、老人総合福祉施設事業」の3会計についてであります。

患者数や利用者の減少と共に、介護報酬等の削減が見込まれるなど、非常に厳しい経営環境にあります。

地域の安定した医療や施設運営に努力されていることに敬意を表するところであります。

今後とも、砂川市立病院との病病連携や地元開業医との病診連携の更なる充実により、町民が安心して医療を受けられることができるよう、安定した地域医療体制の確保に努力願いたい。

以上が、当予算審査特別委員会で付託された案件の審議の概要であります。

委員会審議において、出された意見要望も含めて充分検討され、事業遂行にあたっていただきたい。

これをもちまして、予算審査特別委員会報告といたします。

議案第15号の討論・採決

(10時13分)

●議長

議案第15号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号の討論・採決

(10時13分)

●議長

議案第23号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号の討論・採決

(10時14分)

●議長

議案第19号「特別職の給与の臨時措置に関する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号の討論・採決

(10時15分)

●議長

議案第16号「奈井江町老人福祉寮設置条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論・採決

(10時15分)

●議長

議案第20号「奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号の討論・採決

(10時16分)

●議長

議案第22号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号の討論・採決

(10時16分)

●議長

議案第24号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号の討論・採決

(10時17分)

●議長

議案第26号「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町屋内体育センター、奈井江町農業構造改善センター）」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論・採決

(10時17分)

●議長

議案第8号「平成27年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論・採決

(10時18分)

●議長

議案第9号「平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論・採決

(10時19分)

●議長

議案第10号「平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論・採決

(10時19分)

●議長

議案第 11 号「平成 27 年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 12 号の討論・採決

(10 時 20 分)

●議長

議案第 12 号「平成 27 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 12 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論・採決

(10時20分)

●議長

議案第13号「平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号の討論・採決

(10時21分)

●議長

議案第14号「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第29号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時22分)

●議長

日程第3、議案第29号「平成26年度一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

追加でお配りをしております議案書をお開き頂きたいと思っております。

議案書195頁。

議案第29号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）」

平成26年度奈井江町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,059万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,016万7千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成27年3月20日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、14款国庫支出金4,909万4千円を追加し3億1,324万6千円、15款道支出金150万円を追加し3億2,915万9千円、歳入合計5,059万4千円を追加し47億4,016万7千円。

歳出、2款総務費5,059万4千円を追加し3億7,280万円、歳出合計5,059万4千円を追加し47億4,016万7千円。

第2表、繰越明許費。

2款総務費1項総務管理費、事業名は地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業で5,145万2千円であります。

補正予算の第9号の概要について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の平成26年度補正予算による地方創生関連事業の補

正であります。

補正予算の内容について、歳出から説明致しますので、199頁をお開き下さい。

総務費総務管理費の一般管理費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業に要する経費で総合戦略の策定、プレミアム付き商品券、子育て応援券の発行、民間賃貸住宅家賃助成、多機能型交流施設補助金などの費用合わせて5,145万2千円を追加計上致しております。

次に、歳入について、198頁でご説明を申し上げますが、国庫支出金では地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金で4,909万4千円を追加、道支出金では地域ふれあいプレミアム付き商品券発行促進事業補助金で150万円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差85万8千円につきましては、歳出予算の200頁で、財政調整基金積立金を同額、減額計上し収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました

●議長

日程第4、議案第30号「平成27年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書201頁をお開き下さい。

議案第30号「平成27年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）」

平成27年度奈井江町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,739万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,261万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月20日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金1,739万円を減額し4億2,717万3千円、歳入合計1,739万円を減額し47億9,261万円。

歳出、2款総務費219万円を減額し3億3,187万円、7款商工費1,520万円を減額し1億5,154万4千円、歳出合計1,739万円を減額し47億9,261万円。

27年度の一般会計補正予算の第1号の概要であります。今ほど、ご決定を頂きました平成26年度一般会計補正予算で計上致しました地方創生関連事業に係る減額、またふるさと創生アドバイザーに係る費用の追加を行うものであります。

歳出から説明を申し上げます。

204頁をお開き下さい。

総務費総務管理費の一般管理費では、地方創生に要する経費で、ふるさと創生アドバイザーの報酬、費用弁償等合わせまして186万9千円を追加計上。

財産管理費ではまちづくり定住促進対策事業に要する経費で、定住対策用PR用の消耗品、チラシ、ポスター印刷代、新聞折り込み手数料、民間賃貸住宅家賃助成、合わせまして405万9千円を減額計上致しております。

次205頁をお開き下さい。

商工費では、商工業振興に要する経費で、多機能型交流施設建設費補助金1,520万円を減額計上致しております。

以上における歳入歳出の差1,739万円につきましては、歳入予算の203頁、財

政調整基金繰入金を同額、減額計上して収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第17号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

日程第5、議案第17号「地域振興基金条例の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書NO.2の169頁をお開き下さい。

議案第17号「地域振興基金条例の一部を改正する条例」

地域振興基金条例の一部を次のように改正する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

地域の元気臨時交付金基金につきましては、国が平成26年1月に決定した、緊急経済対策に対応するために設置し、病院、やすらぎの家の外部改修工事の財源として活用致して参りました。

本年度事業が完了したことに伴い、この基金を廃止するものであります。

以上、地域振興基金条例の一部を改正する条例について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第18号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時32分)

●議長

日程第6、議案第18号「奈井江町行政手続条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 170 頁をお開き下さい。

議案第 18 号「奈井江町行政手続条例の一部を改正する条例」

奈井江町行政手続条例の一部を次のように改正する。

次の頁になりますが、平成 27 年 3 月 9 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、行政手続法の改正に伴い、1 つとして行政指導を行う際に、相手方に対し、根拠法令の条項とその理由について示さなければならないこと。

2 つ目として、行政指導を受ける側がその指導が不適切であると考えられる場合にはその理由等を記載した申出書により、新申出をすることができること。

3 つ目として、法令に違反する事実がある場合に何人もその理由等を記載した文書を持って行政指導等を求めることが出来ること。

このことについて、定めるものであります。

なお、附則において、条例の施行日を平成 27 年 4 月 1 日とするとともに、町税条例において記載されている行政手続条例の文言の整理も行っております。

以上、奈井江町行政手続条例の一部を改正する条例について、説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 18 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第21号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時35分)

●議長

日程第7、議案第21号「奈井江町課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

174頁をお開き下さい。

議案第21号「奈井江町課設置条例の一部を改正する条例」

奈井江町課設置条例の一部を次のように改正する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

本案につきましては、ふるさと振興課を改めて、ふるさと創生課、ふるさと農政課、ふるさと商工課と3つの課で業務を行うものでありますが、地方創生への対応と第6期まちづくり計画の推進及び行政サービスの向上を図るということで、組織機構を見直したく、提案をするものであります。

なお、この条例につきましては、27年4月1日から、これを施行しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第25号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時37分)

●議長

日程第8、議案第25号「奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書190頁をお開き下さい。

議案第25号「奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例」

平成27年3月9提出、奈井江町長。

本案につきましては、固定資産の評価替えに伴いまして、固定資産税及び都市計画税の第1期目の納期を1カ月遅らせて、5月31日までとするものであります。

そのための特例条例を制定しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第27号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時46分)

●議長

日程第9、議案第27号「奈井江、浦臼町学校給食組合の規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書192頁をお開き下さい。

議案第27号「奈井江、浦臼町学校給食組合の規約の変更について」

地方自治法第286条第1項の規定により、奈井江、浦臼町学校給食組合規約を次のとおり変更する。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を変更する規約。

奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を次のように変更する。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴い、これまで教育委員の中から教育委員会が教育長を任命して参りましたが、首長が議会同意を得て、直接任命することになったことと、合わせまして、教育長の任期が4年から3年になったため、本規約の一部を変更しようとするものであります。

平成21年4月1日から施行するものでありますけれども、経過措置が適用され、現教育長の任期満了後に新しい制度へ移行しようとするものでありますので、よろしくご

審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第28号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時41分)

●議長

日程第10、議案第28号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

暫時休憩します。

(監査委員 退席)

●議長

会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

定例会連日、ご苦労さまでございます。

それでは、監査委員の選任につき同意を求めることについて説明申し上げたいと思います。

監査委員、中野浩二氏が平成27年4月30日付けを持ちまして、任期満了となりますので、引き続き、中野浩二氏を選任致したく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

平成27年3月9日提出、奈井江町長。

なお、履歴については次頁に記載されておりますので、よろしくご同意の程を、お願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第28号を採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(監査委員 入室)

日程第 1 1、1 2 2 請願の報告

(10時43分)

●議長

会議を再開します。

日程第 1 1、請願第 1 号「TPP 交渉等国際貿易交渉に係る請願書」

日程第 1 2、請願第 2 号「農協関係法制度の見直しに関する請願書」

以上、2 請願を一括議題とします。

2 請願につきましては、まちづくり常任委員長より、審査報告書が議長に提出されております。

常任委員会報告書について委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8 番森山議員。

●8 番

皆さん、定例会出席、大変ご苦労さまです。

まちづくり常任委員会審査報告書を報告致します。

まちづくり常任委員会の審査報告をいたしますが、3月9日本会議において付託されました、請願第 1 号「TPP 交渉等国際貿易交渉に係る請願書」及び、請願第 2 号「農協関係法制度の見直しに関する請願書」の審査を、18日役場3階議員控室にて委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたので、ご報告申し上げます。

補佐人として、新砂川農業協同組合奈井江支所長 林 尚行 氏が同席され、紹介議員からの現状等の説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、全会一致で採択すべきものと決定致しました。

あわせて意見書(案)3件につきましても、審議したことをご報告申し上げます。

以上、常任委員会の報告と致します。

請願第 1 号の討論・採決

●議長

請願第 1 号「TPP 交渉等国際貿易交渉に係る請願書」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第 1 号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

請願第2号の討論・採決

●議長

請願第2号「農協関係法制度の見直しに関する請願書」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第2号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで、休憩をはさみたいと思います。

会議の再開は11時00分と致します。

暫時休憩致します。

(休憩)

日程第13 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時59分)

●議長

会議を再開します。

日程第13、意見案第1号「TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第1号)朗読。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第14 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時01分)

●議長

日程第14、意見案第2号「農協関係法制度の見直しに関する意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第2号)朗読。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第15 意見案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時04分)

●議長

日程第15、意見案第3号「農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第3号)朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

8番森山議員。

●8番

農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書の補足説明を申し上げます。

政府は成長戦略の一つに「農業委員会等の一体的改革」を掲げ、昨年6月24日には、農業委員会等の見直しなどを盛り込んだ「規制改革実施計画」を閣議決定したほか、農林水産業・地域の活力創造本部が決定した「地域の活力創造プラン」の改訂版に農業委員会等の改革を盛り込むなどその方向性を示しています。

今回の農業委員会の見直しは、農業者、担い手から見て、農業委員会が良くなり、地域の農地利用の最適化を進めることを目的に検討が進められてきたところではありますが、大規模かつ専門性の高い農業を展開してきている本道においては、担い手への農地集積率は80%を超え、耕作放棄地の占める割合も1.6%と非常に低い水準にあるなど、全国的に誇れる成果を実現してきたところでもあります。

今後も本道の農業が我が国の食料安定供給に重要な役割を果たしていくためには、地域の実情にあった農業政策が必要であり、農業委員会等の見直しの検討にあたっては、当事者である農業委員会や農業者など、関係者の意見を広く聞き、地域の実情を十分把握したうえで、慎重な議論を尽くすことが求められております。

よって、国においては農業委員会制度・組織のあり方を見直すにあたり、今ほど、局長が朗読された記の事項に十分留意し、慎重かつ丁寧な検討を行うよう、強く求めようとするものであります。

全議員の賛同を頂きますよう、お願い申し上げます、補足説明とさせていただきます。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第3号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第 16 会議案第 1 号の上程・説明・承認

(11時09分)

●議長

日程第 16、会議案第 1 号「奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

事務局長に表題のみ朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第 1 号) 朗読。

●議長

提出者の説明を求めます。

6 番森議員。

●6 番

皆さん、おはようございます。

只今の条例改正案につきましては、内容は、事務局長が朗読されたとおりであります
が、提出者の立場から補足説明を致したいと思っております。

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化を図り、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るために行うものであります。

このことを円滑に進める上において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員長と教育長を一本化し、新たな教育長を置くことに伴い改正する会議案を提案するものであります。

どうか全議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 会議案第2号の上程・説明・承認

(11時12分)

●議長

日程第17、会議案第2号「奈井江町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

事務局長に表題のみ朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第2号)朗読。

●議長

提出者の説明を求めます。

6番森議員。

●6番

提案者として補足説明を致したいと思います。

結論は議員定数を現在の10名を1名削減して、9名とする内容であります。

本町は、いち早く行政改革に取り組み、町民、町理事者、町職員のたゆまぬ理解と協力のもと、今日までまちづくりを進めてきたことに心から敬意を表すところであります。

今、人口減少や地方創生など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、第6期まちづくり計画の基に新年度がスタートするところであります。

さて、議会は、町民を代表する議事機関として、町政の意思決定や、民主的な町政を運営しているかチェックすることに努めています。

これまで、本町議会では、議員報酬、定数の削減をはじめ、議会改革、議会活性化に

取り組んできたところであり、今後、更なる議会の改革・活性化が必要であり、その一つとして、町民との情報の共有、町民への理解などから、議会広報誌、議会懇談会、議会議中継の取り組み、議員の資質向上のための研修の充実などの検討を進めています。

議員定数を検討するに当たり、社会環境の変化に的確に対応し、組織として適正な数や、町民の意思を受け止め、町民の信頼が得られるよう、議員定数を、定めることが必要と考え、来月には、次期改選期を迎える1か月前とのことに対し、数々の意見はありますが、これらのことを総合的に判断し、議会としてしなければならないことは何かを真剣に考え、熟慮した結果、議員定数を9名とする提案です。

議員定数を減らすことで民意が損なわれないよう、議会改革を一層進め、全力を傾注しその役割を果たし、町民の付託に応えていかなければならないと考えております。

どうか、全議員の賛同を頂きますよう、お願い申し上げます、提案者の説明と致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

三浦議員。

●3番

本議案は議員提案ではありませんが、私は反対の立場で発言致します。

一斉地方選挙での定員割れの問題については、3月14日付の北海道新聞でも、栗山町や剣淵町の例を挙げて、議員定数や議員報酬の削減が進んでいること、また議員の高齢化やなり手不足に多くの議会が悩んでいることが報道されました。

栗山町の例では、議員報酬の削減で議員報酬だけでは生活できないことが原因かとしていますが、地方交付金が減らされる中、議員定数の削減が進み、1人1人の議員にかかる負担が増えていること、また、さらに議員年金の廃止で、老後の生活保障が無くなったことも、若い人の立候補を妨げる要因のひとつではないかと思えます。

栗山町議会の議長は「地域の経済が疲弊し、議員活動ができる経済的な余裕がある町民が減っているのが、議会の担い手不足の原因だ」と語っています。

また、剣淵町の例では、2013年11月、定数10の町議選で9人しか立候補せず欠員無投票になったこと、人材の供給源でもあった一次産業をめぐる環境の変化の一例として、農家の減少により、1戸あたりの耕作面積が拡大し、農家のゆとりがなくなったことが定員割れの原因としていました。

また、3月12日付の毎日新聞電子版では、長崎県の小値賀（おぢか）町議会が、現

在10人の定数を2削減し、その分を満50歳以下の議員に限り、議員報酬を月額18万円から30万円に引き上げることを決めたと報道していました。小値賀町は人口約2,700人のうち65歳以上が約45%を占め、平均年齢は65.3歳だということです。

若い世代の政治参加を促すのが狙いで、来月の統一地方選挙の当選者から適用されるそうですが、今のところ立候補予定者8人に新人はおらず、最年少が現職の57歳だということでした。

奈井江町も立候補者数が、2007年には11人、前回の2011年は10人、そして今年は今現在9人ということで、4年ごとに1人ずつ減少してきました。

担い手不足の原因をじっくり検討し、対策を立てないかぎり、候補者減少の傾向が今後止まるという保障はどこにもありません。

また、議会改革の一環として定数を減らすということについても疑問です。

2006年に第2次地方町村議会活性化研究会が出した最終報告「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策～あるべき議会像を求めて～」によると、「全国や都道府県の町村議会議長会や各個別の町村議会のこれまでの議会活性化の努力にもかかわらず、住民の議会への風当たりは一向に弱まる気配が見られず、どこでも定数削減圧力はとどまるところを知らないのが現状である。

また、厳しい財政予測や「市」への上昇志向から、ここへきて一挙に駆け込み合併で町村数は激減、残った町村もその多くは合併不能の山村や島などの弱小町村であり、また合併拒否の選択をしたところも交付税の減額傾向のなか、議員定数を最低限まで落とさざるを得なくなっている。

この逆境を乗り越える方策の大前提は、議会が民主的自治の根幹たることの認識を住民の間に広め、その縮減が結局は住民に不利益となって跳ね返ってくることを身をもって体験してもらうほかない」と言っています。

そもそも、地方分権の推進に伴う自己決定権と自己責任の拡大などに対応し、地方公共団体の意思決定、執行機関に対するチェックなどにおいて、地方議会の果たすべき役割はますます大きくなると考えられ、そのために議会の機能強化が必要です。

議員定数の上限を撤廃したのも、今までの上限を超えた議員数で、議案提案ができる議会が求められているということです。

奈井江町議会も積極的な情報公開に着手する方向に一步踏み出しました。

大いに議会を見てもらい、町民の議会や議員に対する意見もきいて、奈井江町民の多元的な意思を総合し、町の方向を決定するためには、議員定数がどうあるべきかも町民とともに考えるべきだと思います。

定数を1減らすのも、1議席欠員でいくのも、ひとり分の議員歳費が使われないことには変わりありません。

あわてず、時間をかけて問題点を検討すべきだと判断し、今議会での議席を減じる条例の改定に反対します。

●議長

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

笹木議員。

● 7 番

条例改正議案に賛成の立場で討論を行います。

先程、森議員から補足説明がありましたが、1つ目には、奈井江町の基幹産業の一つであり、地域・国土を支えて頂いている農業者皆さんの代表から議員定数の削減要望が提出されたことを、重く受け止めております。

要望書には「適正化について検討」ではなく「削減を検討していただきたい」という要望があり、強い民意であると考えます。

要望書にありますように、時期は大変切迫した状況の中ではありますが、議会がその姿勢を表さなければならないと思います。

2つ目として、最近の議員削減の歴史を振り返ると、平成14年に「2名削減案」と「1名削減案」の議論を経て、1名削減になりました。

しかし1名削減になったにもかかわらず、翌年の4月選挙直前の臨時会でさらに1名削減して13名になりました。

又、平成17年に13名から10名に削減した時は、本会議で全会一致で可決しておりますが、そこに至るまで全員協議会やまちづくりに関する調査特別委員会での議論において、激論があったことを記憶しております。

いずれに致しましても、長所と短所がある中で、現職議員は、苦渋の決断をしながらその時々で、議員削減をして参りました。

3つ目として、今ほど反対討論の中で「人口規模や他の要因と定数を他町村と比較したとき、今の定数でも良いのではないか」との意見もありますが、行政改革がスタートした以降、町長を先頭に、今奈井江町が抱えている課題、進めようとしている重要施策は、他の自治体がやっているから行うのでしょうか。

もちろん対比は必要であります。

しかし議会として対比する相手は、町民や町長始め町職員の頑張りであると思います。したがって定数については、我が奈井江町のまちづくりの中で判断するものと考えます。

今ほど申し上げた観点から、少なくなった人数の中で、お互いに議員として資質を高める方策を検討しながら、町民の負託に応えていくべきであるとの思いで、条例改正議案に賛成するものであります。

以上。

● 議長

討論を終わります。

会議案第2号を起立により採決します。

本案に、賛成の方の起立を求めます。

(起立)

●議長

着席下さい。

起立多数であります。

本案は、原案のとおり、可決されました。

日程第 18、調査第 1 号の上程・説明・付託

(1 1 時 2 7 分)

●議長

日程第 18、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第 1 号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

平成 27 年奈井江町議会第 1 回定例会を閉会致します。

皆さん大変ご苦労さまでした。

(1 1 時 2 8 分)